

履 修 の 手 引 き

2025年度（令和7年度）入学生用



兵庫県立大学大学院
看護学研究科

修了するまで保管

目 次

令和7年度兵庫県立大学大学院看護学研究科学事暦

はじめに	1
設置の趣旨	2
看護学研究科博士課程全体像	3
1 全体像について	3
2 ディプロマ・ポリシー	3
3 カリキュラム・ポリシー	5
博士前期課程（修士課程）の教育課程	
1 教育課程の特色	7
2 専門領域・設置コースの構成	8
3 教育科目の設定	12
4 履修および修了要件について	15
5 副プログラム	18
6 大学院設置基準14条特例（昼夜開講制）の実施	18
7 カリキュラムマップ	19
8 カリキュラムマトリクス	21
9 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性	25
10 修 士 論 文	28
博士後期課程の教育課程	
1 教育課程の特色	39
2 専門領域とその概要	39
3 教育科目の設定	40
4 履修について	41
5 大学院設置基準14条特例（昼夜開講制）の実施	41
6 博 士 論 文	42
修士論文・博士論文 作成要領	51
履修手続き等	
1 履 修 登 録	55
2 授業について	56
3 試験について	57
4 交通途絶・気象警報発令の場合の休講	58

履修関連規程

- 1 兵庫県立大学学則
- 2 兵庫県立大学大学院学則
- 3 兵庫県立大学看護学研究科規程
- 4 看護学研究科博士前期課程の修了所要単位に関する細則
- 5 兵庫県立大学GPA制度要綱
- 6 兵庫県立大学看護学研究科副プログラム規程
- 7 5大学災害看護コンソーシアム協定に基づくコンソーシアム科目の履修について

以下の規程等は、兵庫県立大学看護学部・看護学研究科のホームページに掲載しています。

- ・兵庫県立大学学位規程
- ・兵庫県立大学長期履修規程
- ・成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱
- ・兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程
- ・兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会運営要領

令和7年度 兵庫県立大学大学院看護学研究科 学事暦

	学 事	教 務 事 項	期 日
前 <			

は じ め に

本大学院では、専門分野に応じて必要となる周辺の科目や専門分野の枠組みを越えた総合的な科目を配置し、段階的、系統的に履修できる特色あるカリキュラムを編成しています。

学生の皆さんが所定の単位を修得し、学位を得るためには大学院学則、看護学研究科規程等をよく理解し、自己の進路等を勘案して自主的かつ計画的に学習を進める必要があります。

そこでこの冊子には、学生の皆さんが大学院において、より豊かな学びを得ながら学生生活を送れるように学則、看護学研究科規程、カリキュラム構成、履修手続きを記載しております。折にふれ、読み返して理解を深めてください。

なお、履修に関する疑問点や生活上のことなどで相談したいことがあれば、各教員あるいは学務課に遠慮なく問い合わせてください。

設置の趣旨

- 1 20世紀後半から少子高齢化が急速に進行し、保健医療福祉制度の大きな改革が求められている。このような時代には、すぐれた看護ケアの理論や技術を持ちながら実践の場で人々の苦悩や痛みに向き合うことができる人間性豊かで高度な専門能力をもつスペシャリストや研究者の育成が重要である。
- 2 本研究科は、人間の尊厳を基幹とし、保健医療福祉をとりまく環境の変化に斬新、創造的かつ先駆的に対応できる専門的知識と技術をもった人材を育成し、実践と研究をとおして看護学の発展に寄与することを理念としている。
- 3 博士前期課程（修士課程）においては、広い視野に立った看護学の精深な学識を授け、高度な専門性を有する看護の実践能力や研究者としての基礎能力を養い、国内はもとより海外においても活動しうる人材の育成を目指している。
- 4 このため、専門看護師、看護管理者および看護教育者といった高度な専門職業人の育成、特に専門看護師の育成に力を注いでいる。
- 5 一方、高度な専門的実践能力を持つ人材を育成し、研究するためには、その基盤としての理論体系の構築とその検証が不可欠である。
- 6 博士後期課程は、高度な研究能力およびその基盤となる豊かな学識を養い、日本国内外の看護学の分野において、広い視野のもとに自立して看護学を追究できる人材の育成、特に創造性豊かで高度な研究者を育成することを目的としている。

看護学研究科博士課程全体像

1 全体像について

看護学研究科看護学専攻博士課程は、前期課程、後期課程の2課程からなる。

前期課程は、専門看護師を養成する高度実践看護コースと、看護の研究者を養成する研究コース、実践現場でリーダーシップを発揮する人材を養成する実践リーダーコース、および災害看護のグローバルリーダー養成を目的とした博士後期課程と一貫して学修する災害看護グローバルリーダーコースからなる。

博士後期課程では、創造性豊かで高度な研究者を育成することをめざしている。

各コース、各課程の入学制度は別に定める。

博士後期課程	研究コース			災害看護グローバルリーダーコース（5年一貫）
博士前期課程	研究コース	高度実践看護コース	実践リーダーコース	

図1 看護学研究科博士課程全体像

2 ディプロマ・ポリシー

本研究科看護学専攻博士課程に所定の期間在学し、看護学およびその関連開設科目を履修して修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文の審査および最終試験に合格した次の要件を満たす者に、学位を授与する。

1) 博士前期課程

博士前期課程（修士課程）は、看護実践の改革者および研究者の養成を目的とし、4つの履修コースを設けている。下記の各コース共通の能力とコース別の能力を身につけた者に修士（看護学）の学位を授与する。学位の英語表記はMaster of Science in Nursingとする。

全コース共通

1. 人間の尊厳を理解し、高い倫理観と専門職としての看護観を有している。

2. 広い視野に立った学識を有し、看護学の発展と探求に寄与できる。
3. 人々の健康と生活の質向上のため、保健・医療・福祉の変革に寄与できる。

研究コース

4. 実践に根差した研究課題を探索し、必要な研究方法を用い取り組むことができる。
5. 看護実践を支える科学的・哲学的基盤を理解し、看護研究を通して、看護学の体系化とその発展に貢献できる研究能力を有している。

高度実践看護コース

6. 看護の現象を捉える洞察力を身につけ、ケアとキュアを融合させた高度な看護を実践する能力を有している。
7. 多様な専門職と連携を図り、リーダーシップを発揮して臨床現場の変革に繋がる方略を自ら導き出す能力を有している。

実践リーダーコース

8. 地域・学校・産業・医療機関を含む様々な場におけるヒューマンケアの実践に関する課題の解決に取り組む能力を身につけている。
9. 人々の健康生活の実現に向けたケアおよびシステムのイノベーションにリーダーシップを発揮する力を備えている。

災害看護グローバルリーダーコース

10. さまざまな災害状況におけるケアニーズを捉え、人々が健康に生きることを支援する能力を身につけている。
11. 災害によってもたらされる社会的課題を多角的に捉え、他の学問分野やセクターと協働・協力して課題解決に向かうリーダーシップと調整力を有している。

2) 博士後期課程

博士後期課程は、2つの履修コースを設けている。

研究コース

高度な研究能力およびその基盤となる豊かな学識を養い、国内外の看護学の分野において、広い視野のもとに自立して看護学を追究できる人材の養成を目的とし、下記の能力を身につけた者に博士（看護学）の学位を授与する。学位の英語表記はDoctor of Philosophy in Nursingとする。

1. 高度な研究能力およびその基盤となる豊かな学識を有する。
2. 学際的視点から看護学の構築に寄与できる能力を有する。
3. 次代の看護を担う人材を育成するための能力を有する。
4. 人々の健康と生活の質向上のため、社会システムの構築および変革に寄与できる。

災害看護グローバルリーダーコース

人間の安全保障を基本理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことができる安全安心社会の実現に向けて、学際的、グローバルな視点から災害看護の実践と災害看護学の発展にリーダーシップを発揮することができる能力を獲得することを修了認定の要件とし、下記の能力

を身につけた者に、博士（看護学）を授与すると共に、災害看護グローバルリーダーコース（Disaster Nursing Global Leader）の修了を認定する。学位の英語表記はDoctor of Philosophy in Nursingとする。

1. 高度な研究能力およびその基盤となる豊かな学識を有する。
2. 学際的視点から看護学の構築に寄与できる能力を有する。
3. 次代の看護を担う人材を育成するための能力を有する。
4. 人々の健康と生活の質向上のため、社会システムの構築および変革に寄与できる。
5. グローバルな視点から災害の状況と課題を捉え、安心安全な社会の実現に向けて政策提案ができる。

3 カリキュラム・ポリシー

本研究科看護学専攻では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、それぞれの課程やコースの特性に沿って科目編成を行っている。基本的に大学院レベルの国際・学際的教養を身につけ、看護学を精深に理解し、さらにそれぞれの専門性を深められるよう、カリキュラムを工夫している。

1) 博士前期課程

博士前期課程は、研究コース、高度実践看護コース、実践リーダーコースおよび災害看護グローバルリーダーコースを開設する。カリキュラムは、看護現象を捉える力を育成し探究するために、看護学の基盤となる理論や研究に関わる「看護学基盤科目」、幅広い視点から課題解決にあたる学識と教養力を養うための「関連教養科目」、高度実践看護において共通して必要となる知識であり、各専門領域の知識・技能の修得を相乗的に高めるための「看護学共通科目」、看護の専門的知識を実践に根ざして捉えるため、専門領域毎の専門性を高める「領域別専門科目」で編成されている。専門領域毎にコース別の履修モデルを示しているが、各コースにおける領域別専門科目の構成を以下に示す。

研究コースでは、研究者養成を目的として、以下の科目を配置している。

- ① 看護現象を焦点化し研究課題を導くための専門領域の講義、演習科目を置く。
- ② 看護における知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、看護課題についての研究能力を育成するために、特別研究科目を置く。

高度実践看護コースでは、専門看護師養成を目的として、以下の科目を配置している。

- ① 各専門領域において、対象の特性に応じて健康問題を分析・評価するために必要な諸理論に関する科目を置く。
- ② 各専門領域における高度実践看護を実現するために、ケアとキュアの両側面からの演習科目と臨床実習科目を置く。
- ③ 健康問題に関わる多様なニーズに対応する高度実践看護を実現するために、専門領域の枠組みを超えた科目を置く。
- ④ 看護ケアを開発および看護の役割拡大をするための臨床研究の能力に関わる特別課題演習科目を置く。

実践リーダーコースでは、ヒューマンケアの実践でリーダーシップを発揮する人材の養成を目的として、以下の科目を配置している。また、授業で学修したことを現場で実践しながら能力の開発につなげるために、ヘルスケア、スクールヘルスの現場で就業を継続しながら就学できるよう、授業は主として土曜日に開講するほか、平日夜間、夏期・冬期等に集中講義で行う。

- ① 組織看護学領域並びに地域看護学領域では、実践現場で遭遇する看護の組織的課題の解決に必要な5つの能力（看護を創造発展させる力、戦略的組織構合力、状況分析評価力、組織的行動力、人材開発育成力）を育成するために、組織を理解し、課題解決やシステム変革、人材育成を展開する実践的な知識・技能の育成を目指した講義、演習、実習科目を置く。
- ② 学校保健学領域では、スクールヘルスプロモーションにおける保健・医療に係る知識・技能を「広める学び」の科目と養護教諭としての教育、指導や活動を「深める学び」の科目を置く。
- ③ 看護情報学領域では、看護情報学および情報科学分野に関連する知識・技術に基づいた保健・医療・福祉分野における情報システムを構築・発展させるために必要な基礎的な能力の育成を目指した科目を置く。
- ④ 各専門領域に関する実践的な課題を発見し、解決につながる活動と研究を支援する科目を置く。

災害看護グローバルリーダーコースは、災害看護のグローバルリーダーの養成を目的として、博士前期課程と後期課程を一貫した5年間のコースとして設定し、以下の科目を配置している。

- ① 災害による人の生活や健康への影響をグローバルな視点から捉え理解し、人間の安全保障を具現化する知識と実践的スキルの育成を目指し、講義、演習、実習（フィールドワーク／インターンシップ）科目を置く。
- ② より広い視野から災害看護の諸現象とアプローチ方法を探求するために、災害看護学の教育を連携して行う大学院によるコンソーシアムによって提供される科目ならびに関連学問分野である減災復興政策研究科等の他研究科が提供する科目も履修できる編成とする。

2) 博士後期課程

博士後期課程においては、それぞれの領域において自立して研究できる人を養成することを目的としている。カリキュラムは、看護現象の理論化を図り研究の基盤を固めるための「看護学共通科目」、専門領域毎の専門性を高める「専門領域科目」、博士論文の精度の向上に役立てる「博士論文支援科目」、および学生のニーズに合わせて選択できる「自由選択科目」で編成されている。

学修成果の評価の方法

学修成果の評価は、試験、レポート、参加度、発表内容、論文の審査結果等により、学修目標に即して多面的な方法で行う。

博士前期課程（修士課程）の教育課程

1 教育課程の特色

兵庫県立大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）では、看護実践の改革者を養成するのに合わせて、研究者の養成を行っている。各コースの学生は、相互に良い影響を与えあい、臨床実践の視点と研究の視点の双方から看護実践の質向上に貢献できるよう学習を進める。

また、複雑な健康現象や看護現象を的確に捉えるために、複数の研究法とその背景にある理念を学習できるようなカリキュラム編成を行っている。学生には、異なるストラテジーでアプローチすることによって、複雑な現象を明らかにする方法を学び、さらに自ら醸成することが期待される。

臨床実践においてもまた研究を遂行する場合においても、その活動の深みや幅広さ、さらに発展性を保証するためには、高度教養を修めることが重要であることから、博士前期課程には多くの教養科目を配置している。このことにより、学生がアドバンスレベルの教養を学び、実践や研究の幅、発展性を持つことができるようにしている。

キャンパス内に整備されている地域ケア開発研究所とのコラボレーションによって、フィールドの拡大、人的物的資源の活用を図る。同研究所は国際的な共同研究のネットワークを有するとともに、国際的な教育支援も実施しており、関連するフィールドの学生は、同研究所の教員に指導を受けることができる。

2 専門領域・設置コースの構成

博士前期課程（修士課程）は、18の専門領域に分かれており、研究コース、高度実践看護コース、実践リーダーコースおよび災害看護グローバルリーダーコースが設けられている（表1）。

表1 博士前期課程における専門領域と設置コース

専門領域	研究コース	高度実践看護コース※ ¹	実践リーダーコース※ ²	災害看護グローバルリーダーコース※ ³
看護生体機能学	○			
生活機能看護学	○			
環境看護学	○			
看護教育学	○			
がん看護学	○	○		
クリティカルケア看護学	○	○		
成人看護学	○	○		
老人看護学	○	○		
母性看護学	○	○		
小児看護学	○※ ⁴	○※ ⁴		
精神看護学	○	○		
在宅看護学	○	○		
国際看護学	○			
組織看護学	○		○	
地域看護学	○※ ⁴		○	
学校保健学			○※ ⁴	
看護情報学			○	
災害看護学				○

※1 高度実践看護コースは日本看護系大学協議会において高度実践看護師教育課程として認定を受けている。

がん看護学専門領域の高度実践看護コースでは『文部科学省多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン』を実施中。

※2 実践リーダーコースは昼夜開講制

※3 災害看護グローバルリーダーコースは、博士前・後期5年一貫コース

※4 養護教諭専修免許状を取得することが可能なコース

養護教諭一種免許状を有するか、その取得要件を満たす者は、学校保健学専門領域（実践リーダーコース）、小児看護学専門領域（研究コースおよび高度実践看護コース）もしくは地域看護学専門領域（研究コース）に在籍しながら所定の科目を履修することで、養護教諭専修免許状を取得することができる。

(1) 看護生体機能学専門領域

●看護生体機能学（研究コース）

人体の構造と機能について理解を深めるとともに、看護ケアやストレスが生体に及ぼす影響について、生理心理学的観点から評価する方法を学び、これらの評価手法を用いた看護研究について探求する。また、睡眠社会学・睡眠科学・睡眠医学に関する知識を深め、睡眠に関する健康課題について探索的に取り組む能力を養う。

(2) 生活機能看護学専門領域

●生活機能看護学（研究コース）

日常の生活機能を高める看護に関する知識を広く得るとともに、理解を深めるための基礎的研究法を習得する。生活機能に関する健康課題に探索的に取り組み、看護実践に寄与する研究能力を修得する。

(3) 環境看護学専門領域

●環境看護学（研究コース）

人間－環境系の理論を基盤とし、看護専門職として保健・医療・福祉における療養者を取り巻く環境（療養環境、ケア環境、看護実践教育環境）に関する課題に焦点をあて、そこでの課題を分析、設計、開発、実施、評価の視点で取り組む。さらに療養者を取り巻く環境および看護支援方法の検証・提案に取り組むための基礎的な能力を修得する。

(4) 看護教育学専門領域

●看護教育学（研究コース）

看護教育学専門領域における高度な専門知識・理論、技術を学び、看護教育学専門領域での問題や教育方法について探索的に取り組む能力を修得する。看護学生を含む看護専門職者の個々人のあらゆるキャリア発達の過程の中で、その進展支援やキャリア開発の方向性を生涯学習の視点から、看護における教育の在り方やその本質を探究する。

(5) がん看護学専門領域

●がん看護学（高度実践看護コース）

がん看護に関する高度な知識・技術を探究し、がんの予防・健康教育、がんの診断・治療・症状緩和等の各局面において、医学的管理能力と生活調整支援能力を統合して発揮できる能力を養う。さらにはがん看護の質向上のために、組織変革や必要な政策提言を行う能力を養う。

●がん看護学（研究コース）

がん患者や家族が直面する健康問題に関する幅広い知識を得て、看護学を基盤とした研究手法を修得する。がん患者・家族の反応、がん政策を含む社会の反応等を明らかにするための研究能力の基盤を形成する。

(6) クリティカルケア看護学専門領域

●クリティカルケア看護学（高度実践看護コース）

生命危機や周術期にある患者とその家族へ卓越した看護を提供するために、病態や治療ならびにクリティカルケア看護に関する諸理論や苦痛緩和と擁護の方法などの理解に基づく高度な臨床判断を培い全人的でケアとキュアが融合した高度実践看護能力を修得する。

●クリティカルケア看護学（研究コース）

突然の事故や病気により生命危機状態に陥った患者とその家族が直面する健康問題に関する高度な知識を広く得て、危機やストレスに関する理論や救急・集中治療や看護への理解を背景に危機に瀕する患者とその家族への看護や取り巻く環境や社会などの課題について研究的に取り組む能力を修得する。

(7) 成人看護学専門領域

●慢性看護学（高度実践看護コース）

生活習慣や身体的要因に起因する健康問題を有する慢性病者に対して、卓越したケアを提供するために、慢性看護に関する諸理論、包括的アセスメント、症状緩和や疾病予防のための教育的支援方法、社会資源の活用などの知識・技術を学び、高度な看護実践能力を修得する。

●成人看護学（研究コース）

成人期における健康増進、疾病予防、健康の回復・維持に関する高度な知識を広く得て、成人期の人が直面する健康問題および看護ケア方法について探索的に取り組む能力を修得する。

(8) 老人看護学専門領域

●老人看護学（高度実践看護コース）

老人の加齢過程や健康生活に関する問題に対して高度な専門的援助を実践し、老人看護実践の開発に必要な理論や健康評価の方法、家族支援を含めたサポートシステムの推進に必要な能力を修得する。

●老人看護学（研究コース）

老年期の発達課題と老いに関する理論を基盤に高齢者の健康問題について広く知識を得て、高齢者が直面する健康問題や看護の課題に探索的に取り組む力を修得する。

(9) 母性看護学専門領域

●母性看護学（高度実践看護コース）

移行の概念を基盤として、生産年齢にある女性や家族が遭遇する健康課題／問題に対して、効果的に支援できるよう看護援助に必要な諸理論を学び高度な実践能力を修得する。

●母性看護学（研究コース）

生産年齢にある女性や家族が遭遇する健康課題／問題に関する知識を広く得て、移行の概念や看護の理論を背景に、対象の健康問題や看護の課題に研究的に取り組む能力を修得する。

(10) 小児看護学専門領域

●小児看護学（高度実践看護コース）

成長発達とセルフケア看護理論を基盤に小児の健康状態を捉え、環境の影響を考慮しながら、健康の増進、疾病や障害による小児の心身の反応に対し、高度な知識技術を用い、適切に判断でき、必要な支援活動を創造し実践する能力を修得する。

●小児看護学（研究コース）

成長発達とセルフケア理論を基盤に小児の健康課題について広く知識を得て、小児とそれを取り巻く状況に潜む健康問題や看護の課題を探究し、研究的に対応する能力を修得する。

(11) 精神看護学専門領域

●精神看護学（高度実践看護コース）

個人および集団の心の健康に関する理論やオレム・アンドアウウッド（セルフケア）理論を基盤とした精神看護に関する諸理論を学び、多職種との連携・協働のもとに看護実践を創生し、展開する能力を修得する。

●精神看護学（研究コース）

個人および集団のこころの健康に関する高度な知識を広く獲得し、メンタルヘルス、もしくは精神障害者の健康問題や看護の課題に探索的に取り組む能力を修得する。

(12) 在宅看護学専門領域

●在宅看護学（高度実践看護コース）

在宅看護の利用者・家族に関連する高度な専門知識・理論、技術を学び、倫理的判断・医学的判断に基づく的確なニーズの把握、看護計画の立案、サービスの組み立て・提供および地域ネットワークの構築と社会資源の開発ができる高度な在宅看護実践能力を修得する。

●在宅看護学（研究コース）

在宅看護領域における高度な専門知識・理論・技術を広く学び、基礎的な研究手法および、在宅看護学領域で探索が必要な課題について取り組む能力を修得する。

(13) **国際看護学専門領域**

●国際看護学（研究コース）

国際看護に関する専門知識、理論枠組みを幅広く学び、国内外の地域に限らず、国・民族・地理風習・生活様式・文化の多様性、保健医療制度等の違いから生じた人々の身体的・社会的・精神的な反応や看護の在り方の違い等について、解明する能力を修得する。

(14) **組織看護学専門領域**

●組織看護学（実践リーダーコース）

保健・医療・福祉のシステムとマネジメント、人材開発に関する諸理論と方法を学び、看護専門職として、保健・医療・福祉の組織的課題を体系的に分析し、課題解決に向けた方略を計画・実行すると共に、よりよい看護サービス提供に向けた新たなシステムを創造・発展させる能力を修得する。

●組織看護学（研究コース）

看護専門職として、変革の続く社会の中で組織における看護や管理に関する幅広い知識を得て、自主的に意思決定することができ、また一個人として自己の組織化の重要性を認識し組織看護の課題に探索的に取り組む能力を修得する。

(15) **地域看護学専門領域**

●地域看護学（実践リーダーコース）

行政機関、学校、職場等のヘルスケアシステムに位置付く看護専門職として、人々の生活の営みの中で起こる健康問題を評価・分析し、問題解決に向けた方策を計画し、自らの能力を開発・向上させるとともに、組織の一員として関係する人々と協働し、新たなサービスやシステムを創造・発展させる能力を修得する。

●地域看護学（研究コース）

地域社会における健康問題の予防およびあらゆる健康レベルにおける社会生活の質の追究に関する知識・理解を深め、看護の基礎的な研究法を習得し、地域看護学の課題の探索と解明に取り組む能力を修得する。

(16) **学校保健学専門領域**

●学校保健学（実践リーダーコース）

養護教諭等の専門職として、児童生徒の健やかな発達、および支援者の健康維持向上に向けたケアおよびシステムの改善を先導できる能力を修得する。

(17) **看護情報学専門領域**

●看護情報学（実践リーダーコース）

看護専門職として、看護実践に伴うさまざまなデータを収集、処理、管理することによって、看護情報の活用から効果的・効率的な看護の提供を目指し、看護情報学および情報科学分野に関連する知識・技術に基づいた保健・医療・福祉分野における情報システムを構築・発展させるための基礎的な能力を修得する。

(18) **災害看護学専門領域**

●災害看護学（災害看護グローバルリーダーコース）

博士前・後期課程5年一貫コースにおいて、人間の安全保障を基本理念とし、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことができる安全安心社会の実現に向けて、学際的、グローバルな視点から災害看護の実践と災害看護学の発展にリーダーシップを発揮することができる能力を修得する。

3 教育科目の設定

(1) 看護学基盤科目

看護学基盤科目として「実践看護論(a)」「実践看護論(b)」「看護研究法Ⅰ(a)」「看護研究法Ⅰ(b)」「看護研究法Ⅱ」「看護研究法Ⅲ」「看護倫理」を設定しているが、特に看護理論に関する知識を提供する「実践看護論(a)」もしくは「実践看護論(b)」と、研究者としての基盤となる「看護研究法Ⅰ(a)」もしくは「看護研究法Ⅰ(b)」はすべての学生が必ず履修する必要がある。

表2 看護学基盤科目

看護学基盤科目 (単位数)	高度実践看護師 教育課程登録科目	高度実践 看護コース	研究コース	実践 リーダーコース	災害看護グローバル リーダーコース
① 実践看護論(a) (2)	*	必修	必修		必修
② 実践看護論(b) (2)	*			必修	
③ 看護研究法Ⅰ(a) (2)	*	必修	必修		必修
④ 看護研究法Ⅰ(b) (2)	*			必修	
⑤ 看護研究法Ⅱ (1)		選択	必修	選択	選択
⑥ 看護研究法Ⅲ (1)		選択	必修	選択	選択
⑦ 看護倫理 (2)	*	必修	必修	選択	必修

*：日本看護系大学協議会の高度実践看護師教育課程共通科目Aとして認定されている科目である。

(2) 関連教養科目

看護を取り巻くさまざまな学問領域を学ぶことによって、研究者および専門職としての高度教養を身につけることを目的に関連教養科目を表3のように設定した。関連教養科目全般において、研究法を意識して授業を展開するよう工夫するとともに、複雑な健康現象を解きほぐすために必要な研究ストラテジーを学べるように工夫している。

表3 関連教養科目

関連教養科目 (単位数)	
① 哲学的人間学Ⅰ	(2)
② 心理療法原論	(2)
③ 保健統計学	(2)
④ 臨床疫学	(2)
⑤ 保健福祉学	(2)
⑥ 運動処方論	(2)
⑦ 教育学特講★	(2)
⑧ 国際保健学	(2)
⑨ 英語エッセイの書き方	(2)
⑩ 疫学統計★	(2)
⑪ 人間関係の心理学★	(2)
⑫ 人材育成開発論★	(2)
⑬ データヘルス	(2)

★印は主として、夜間・土曜日開講科目である。

(3) 看護学共通科目

高度実践看護コースで共通に必要な知識を教授するために、表4のように看護学共通科目を設定している。科目は専門看護師の能力として要求されるものを中心に、「看護と保健政策」「看護教育論」「看護管理」「看護コンサルテーション」「看護ヘルスアセスメント」「臨床病態診断学特論」「ベッドサイドの臨床薬理」「家族看護学」「地域保健活動論」「災害看護対象論」を配置した。

なお、「看護ヘルスアセスメント」「臨床病態診断学特論」「ベッドサイドの臨床薬理」は、専門看護師の臨床における役割の拡大を考慮して配置した科目である。

専門看護師をめざす学生と研究者をめざす学生とでは、それぞれの目的によって選択科目は異なる。

高度実践看護コースの学生は日本看護系大学協議会の高度実践看護師教育課程の条件を十分満たすように履修しなければならない。特に「災害看護対象論」を履修することが推奨されている。

表4 看護学共通科目

看護学共通科目（単位数）	高度実践看護師教育課程登録科目	高度実践看護コース	研究コース 実践リーダーコース 災害看護グローバルリーダーコース
① 看護と保健政策 (2)	＊	高度実践看護師教育課程に登録されている科目は、各専門領域で設定している必要単位数を履修する。 専門領域によっては看護学共通科目を専門科目として、日本看護系大学協議会の高度実践看護師教育課程に登録しているのに注意する。	選 択 専門領域で設定している必要単位数を履修する。
② 看護教育論 (2)	＊		
③ 看護管理 (2)	＊		
④ 看護コンサルテーション(2)	＊		
⑤ 看護ヘルスアセスメント(2)	※		
⑥ 臨床病態診断学特論 (2)	※		
⑦ ベッドサイドの臨床薬理(2)	※		
⑧ 家族看護学 (2)			
⑨ 地域保健活動論 (2)			
⑩ 災害看護対象論 (2)			

＊：日本看護系大学協議会の高度実践看護師教育課程で共通科目Aとして認定されている科目である。

※：日本看護系大学協議会の高度実践看護師教育課程で共通科目Bとして認定されている科目である。

(4) 実践リーダーコース共通科目

実践リーダーコースで必要となる知識を教授するために、実践リーダーコース共通科目として「基礎課題ゼミナール」「プロジェクトマネジメント」「ヘルスケアにおける質管理」を配置した。

「基礎課題ゼミナール」は実践リーダーコースにおける課題探究の基礎となる、構想力、論理的思考力および表現力の基礎を実践的に修得する科目として全員の学生が履修する。また、組織看護学専門領域および地域看護学専門領域の学生は、保健・医療・福祉におけるケアの質に関する基礎的な知識と理論を学ぶ「ヘルスケアにおける質管理」並びにプロジェクトマネジメントに関する基礎的な知識を体系的に学び、実践的な理解を深めるため「プロジェクトマネジメント」を履修する。

(5) 領域別専門科目

領域別専門科目は講義科目、演習科目、実習科目、修士論文関連科目から構成され、専門領域ごとに指定した必修科目を含めて必要単位数を履修する。

学生は、コースにより必然的に科目履修のあり方が異なる。看護学研究科博士前期課程の修了所要

単位に関する細則に基づき履修登録を行う。

高度実践看護コースの学生が履修する治療実習および高度実践看護実習は、それぞれの専門領域における高度実践を実現するために、臨床現場での実際のトレーニングと実践内容に対する個別のスーパーバイズを含んでいる。学生は、各専門領域での卓越した直接ケア能力、倫理的判断および倫理調整能力、同職種および他職種からのコンサルテーションを受けて展開する能力、専門職や家族など患者ケアに関わる人々、機関の意見や役割の調整能力、臨床現場における教育能力さらには研究能力など、看護実践の質の向上に寄与できる能力をトレーニングする。指導教員は実践内容についてスーパーバイズを行い、指導にあたる専門看護師と連携を取って教育をすすめるなど現場からのフィードバックを受けながら、トレーニングの効果をあげる。

4 履修および修了要件について

博士前期課程に入学した学生は、科目履修の他、それぞれの分野において指導教員による個別の履修指導、研究指導および論文指導を受ける。履修指導、研究指導および論文指導については、各学生の経験、適正、能力等を十分に考慮し、学際性を備えた専門家や研究者の育成を目指した指導を受ける。

修士論文の審査と最終試験の手順については別に定める。

〈博士前期課程の修了要件〉

博士前期課程を修了するために必要な最低修得単位数は、高度実践看護コースが40単位～44単位以上、研究コース、実践リーダーコースは30単位以上、災害看護グローバルリーダーコースは34単位以上である。

それぞれの専門領域における履修の詳細は、後述の「10 専門領域別履修モデル」の表A～Rで示した。各コースの所定の単位を満たし、さらに、修士論文審査と最終試験に合格することが修了要件となる。

〈高度実践看護コースの履修〉

高度実践看護コースの中で、専門看護師を目指す学生は、看護学基盤科目から、「実践看護論(a)」「看護研究法Ⅰ(a)」「看護倫理」を含む6単位以上を履修することはもちろん、看護学共通科目の中から、日本看護系大学協議会の高度実践看護師教育課程に共通科目として認定された科目を履修するように設定されているので、専門看護師をめざす学生は特に注意して履修しなければならない。専門領域によっては、看護学共通科目のうちいくつかは、その専門領域の専門科目として認定されている科目があるので、履修にあたっては十分な注意を要する。

関連教養科目の中には、専門領域に深く関連する科目として高度実践看護師教育課程の専門科目として認定されている科目があるので、専門領域によって必修となる。

また、それぞれの領域別専門科目以外の他領域の専門科目も、学生の目的に応じて履修することも可能である。

また、学生は「高度実践看護実習」「治療看護実習」「特別課題演習」の履修によって、臨床研究の能力を得て、その後修士論文を発展させる能力を培う。

〈研究コースの履修〉

研究コースの学生は、看護学基盤科目の「実践看護論(a)」「看護研究法Ⅰ(a)」「看護倫理」の6単位に加え、「看護研究法Ⅱ」「看護研究法Ⅲ」についても専門領域によっては必修となる。

関連教養科目、看護学共通科目、領域別専門科目の中から学生の研究テーマなどの必要に応じて履修し、合計30単位以上を修得する。研究能力の育成に向け修士論文を発展させる能力を培う。

〈実践リーダーコースの履修〉

実践リーダーコースの学生は、看護学基盤科目から「実践看護論(b)」「看護研究法Ⅰ(b)」を含む4単位以上を履修し、実践リーダーコース共通科目から「基礎課題ゼミナール」を履修する。また、専門領域ごとに指定される履修要件に応じて、関連教養科目、看護学共通科目、実践リーダーコース共通科目、領域別専門科目、他領域科目、学生の目的に応じて履修する科目を履修し、合計30単位以上を修得する。なお、関連教養科目のうち「疫学統計」は領域横断的な能力を育成する基本科目であるため、実践リーダーコースの学生は全員が履修する。

組織看護学専門領域および地域看護学専門領域の学生は、関連教養科目のうち「疫学統計」に加え

て、人材育成に関する基礎的な知識を学ぶ科目として「人材育成開発論」を全員が履修する。看護学共通科目のうち「看護と保健政策」は、政策決定過程について理解し、医療・看護の今日的課題を看護政策との関係から理解を深めるため、全員が履修する。実践リーダーコース共通科目のうち、「基礎課題ゼミナール」に加えて、保健・医療・福祉におけるケアの質に関する基礎的な知識と理論を学ぶ「ヘルスケアにおける質管理」ならびにプロジェクトマネジメントに関する基礎的な知識を体系的に学び、実践的な理解を深めるため「プロジェクトマネジメント」を全員が履修する。

組織看護学専門領域の学生は、領域別専門科目のうち、組織看護学の知識理解を深め、実践への応用に向けて不可欠な科目として「ヘルスケア組織論」「ヘルスケアシステム演習（組織看護学）」を全員が履修する。「組織看護学リーダーシップ特論」「組織看護学リーダーシップ実習」は組織の課題を基に研究的視点を養い、修士論文に発展させる能力を培うための科目として全員が履修する。「看護実践研究Ⅰ（組織看護学）」および「看護実践研究Ⅱ（組織看護学）」は、研究的視点を養い、修士論文の完成に向けた指導を行う科目として全員が履修する。

地域看護学専門領域の学生は、領域別専門科目のうち、地域看護学の知識理解を深め、実践への応用に向けて不可欠な科目として「地域ケアシステム論」「ヘルスケアシステム演習（地域看護学）」を全員が履修する。「地域看護学リーダーシップ特論」「地域看護学リーダーシップ実習」は現場の課題を基に研究的視点を養い、修士論文に発展させる能力を培うための科目として全員が履修する。「看護実践研究Ⅰ（地域看護学）」および「看護実践研究Ⅱ（地域看護学）」は、研究的視点を養い、修士論文の完成に向けた指導を行う科目として全員が履修する。

学校保健学専門領域の学生は、関連教養科目のうち「教育学特講」は教育学の基礎を学ぶ基本科目として全員の学生が履修する。また、関連教養科目の「疫学統計」と領域別専門科目の「基礎課題ゼミナール」は、他領域の学生とともに領域横断的な能力を育成する基本科目として全員の学生が履修する。領域別専門科目のうち「学校における保健と安全」「養護活動特論」「健康相談特論」「生徒指導特論」は、学校におけるヘルスプロモーションを高める上で欠かせない知識理解を深める科目として全員が履修する。また、領域別専門科目のうち「学校保健学課題発見演習」「学校保健学課題発見実習」「学校保健学課題実践実習」は、学校におけるヘルスプロモーションを実践的に向上されるために設定された科目として学校保健学の全員の学生が履修する。領域別専門科目のうち「学校保健学課題研究Ⅰ、Ⅱ」は、研究的視点を養い、修士論文の完成に向けた指導を行う科目として全員が履修する。この他、領域別専門科目のうち「特別支援教育特論」「小児健康生活論」および関連教養科目のうち「人間関係の心理学」については、学校におけるヘルスプロモーションを高める上で必要性が高い知識理解を深める科目として、選択必修として履修する。なお、看護学共通科目は、専門看護師として要求される高度な看護実践能力の修得をめざす高度実践看護コースの学生を念頭において設定されているため、学校保健学専門領域の学生は、高度実践看護コースの学生と同等以上の看護師としての経歴と職能を有すると指導教員および科目担当教員が認めた場合において、看護学共通科目の履修ができるものとする。また、他領域の領域別専門科目の履修を希望する場合においては、自身の資格、経歴および職能に適合している内容と水準であるかを考慮し、指導教員および科目担当教員に必ず相談した上で履修するものとする。

看護情報学の学生は、領域別専門科目のうち「看護情報論」「看護情報標準化論」「看護システム構築論」は、看護情報学の基礎的な知識理解を深める科目として全員が履修する。また、情報科学や医療情報学関連の基礎的な知識理解を深めるため、社会情報科学研究科の情報科学関連科目や、大学院共通科目の履修を勧める。「広域看護情報システム論」は地域医療における展開「ケア支援システム演習」ⅠおよびⅡは、診療施設における展開に関する知識を深める科目であるため選択必修として履修する。「プロジェクト研究基礎」は、臨床での課題を基に研究的視点を養い、修士論文に発展させ

る能力を培うための科目として、「看護情報学実践研究」ⅠおよびⅡは、研究的視点を養い、修士論文の完成に向けた科目として看護情報学の学生全員が履修する。

〈災害看護グローバルリーダーコースの履修〉

災害看護グローバルリーダーコースの学生は、博士前期課程において合計34単位以上を履修する。看護学基盤科目からは、「実践看護論(a)」「看護研究法Ⅰ(a)」「看護倫理」を含む6単位以上を履修する。また、災害看護学に関連する学際科目として関連教養科目、看護学共通科目、他研究科科目および他大学院科目（コンソーシアム科目A）から選択し「災害看護対象論」を含む合計12単位以上を履修する。領域別専門科目のうち「災害看護学総論」および「災害グローバル看護実践論」は、災害看護学のグローバルリーダーに必要な基礎的な知識とスキルを修得する科目として全員が履修する。「災害看護フィールドワークⅠ」「災害看護フィールドワークⅡ」「災害看護フィールドワークⅢ」は実践課題を理解し対応する技能を修得する科目であり、いずれか2科目を選択必修とする。領域別専門科目のうち「災害看護研究ゼミナール」と「実践看護研究（災害看護学）」は研究的視点を養い、修士論文の完成に向けた指導を行う科目として全員が履修する。5大学災害看護コンソーシアム協定に基づいて提供されるコンソーシアム科目は、関連学際領域科目（コンソーシアム科目A）と災害看護学の専門領域科目（コンソーシアム科目B）からなり、本研究科が領域別専門科目として提供する「災害グローバル看護実践論」「災害看護フィールドワークⅠ」「災害看護フィールドワークⅡ」のいずれかを含め、合計10単位以上履修する。領域別専門科目および他大学院科目（コンソーシアム科目B）は合計18単位以上履修する。

災害看護グローバルリーダーコースは5年一貫コースであり、博士前期課程修了後引き続き、博士後期課程において学修を継続する。

表5 コンソーシアム科目

科目群	科目名	単位数	提供大学院
コンソーシアム科目A	看護政策学特論	1	東京科学大学大学院
	環境防災学	1	高知県立大学大学院
	災害時専門職連携演習	1	千葉大学大学院
	HSH特講Ⅳ-2(赤十字と国際人道法)	2	日本赤十字看護大学大学院
コンソーシアム科目B	災害看護活動論（準備期）	1	高知県立大学大学院
	感染症看護センター	1	高知県立大学大学院
	災害看護学特論Ⅰ	2	東京科学大学大学院
	災害マネジメント論	1	千葉大学大学院
	災害看護活動論（復旧・復興期）	1	千葉大学大学院
	災害看護学特講Ⅰ	2	日本赤十字看護大学大学院

※コンソーシアム科目は、5大学災害看護コンソーシアム協定に基づいて提供される科目である。

コンソーシアム科目Aは関連学際科目、コンソーシアム科目Bは災害看護学専門科目である。上記の他、本学からは「災害グローバル看護実践論」「災害看護フィールドワークⅠ」「災害看護フィールドワークⅡ」がコンソーシアム科目として提供される。

5 副プログラム

博士前期課程においては、専門領域以外の特定分野について、副プログラムを提供する。学生の多様な学びを促進し、複合的な専門知識および学際的な視野、総合的理解力を育成する。

副プログラムの修了認定を受けようとする学生は、修了年次の所定の期日（論文提出締切）までに副プログラムの修了認定に係る申請を行う。

1) データヘルス副プログラム

データヘルス副プログラムでは、多様な健診等の医療ビッグデータの分析方法を理解し、それに基づき健康改善計画や政策立案ができる基礎的な力を養う。

博士前期課程に所属する学生は、データヘルス副プログラムを履修することができる。副プログラムを履修する学生は、関連教養科目の「データヘルス」を含む、看護学基盤科目・関連教養科目・看護学共通科目・領域別専門科目の以下の科目より7単位以上履修する。

表6 副プログラム履修にあたり必要な看護学基盤科目・関連教養科目・看護学共通科目・領域別専門科目

看護研究法Ⅰ(a)	(2)
看護研究法Ⅰ(b)	(2)
看護研究法Ⅱ	(1)
看護と保健政策	(2)
ヘルスケア組織論	(2)
看護情報論	(2)
保健統計学	(2)
臨床疫学	(2)
疫学統計	(2)

() 単位数

2) 地域創生リーダー教育プログラム

大学院における地域創生リーダーの育成を図るため、大学院修士課程のプログラムを提供する。

大学院共通科目の「コミュニティ・プランナー方法論」「コミュニティ・プランナー方法論実践」の2科目4単位を受講する。ただし、この2科目は修了所要単位に算入されない。

受講対象者は、学部においてRREP20単位以上を修得し、「コミュニティ・プランナーアソシエイト」「ひょうご学志」の称号を修得した者とする。

「コミュニティ・プランナー方法論」と「コミュニティ・プランナー方法論実践」の2科目4単位を修得した学生に「コミュニティ・プランナー」の称号を付与する。

6 大学院設置基準14条特例（昼夜開講制）の実施

実践リーダーコースにおいては、学習意欲を持ちながら昼間修学することが困難な社会人の働きながら学ぶ機会を確保するために、昼夜開講制を実施する。

夜間および土・日曜日に授業を実施しており、研究指導についても学生のニーズに合わせ柔軟に対応し時間的な配慮を行っている。

7 カリキュラムマップ

研究コース

		修士論文審査 最終試験																		
博士前期2年																				
	看護コンサルテーション																			
博士前期1年	哲学的人間学Ⅰ 心理療法原論 保健統計学 臨床疫学 保健福祉学 運動処方論 教育学特講 国際保健学 英語エッセイの書き方 疫学統計 人間関係の心理学 人材育成開発論 データヘルス	実践看護論（a） 看護研究法Ⅰ（a） 看護研究法Ⅱ 看護研究法Ⅲ 看護倫理	看護と保健政策 看護教育論 看護管理 地域保健活動論 看護ヘルスアセスメント 臨床病態診断学特論 ベッドサイドの臨床薬理 家族看護学 災害看護対象論	看護生体機能学専門領域	生活機能看護学専門領域	環境看護学専門領域	看護教育学専門領域	がん看護学専門領域	クリティカルケア看護学専門領域	成人看護学専門領域	老人看護学専門領域	母性看護学専門領域	小児看護学専門領域	精神看護学専門領域	在宅看護学専門領域	国際看護学専門領域	組織看護学専門領域	地域看護学専門領域	学校保健学専門領域	看護情報学専門領域
関連教養科目		↔	看護学基盤科目	↔	看護学共通科目		↔	領域別専門科目												他分野専門科目
DP1 DP2 DP3					DP4 DP5															

※ 各科目とDPとの関連は、カリキュラムマトリクスを参照すること

高度実践看護コース

修士論文審査 最終試験														
博士 前期 2年														
	看護コンサルテーション													
博士 前期 1年							がん看護学専門領域	クリティカルケア看護学専門領域	成人看護学専門領域	老人看護学専門領域	母性看護学専門領域	小児看護学専門領域	精神看護学専門領域	在宅看護学専門領域
	哲学的人間学Ⅰ 心理療法原論 保健統計学 臨床疫学 保健福祉学 運動処方論 教育学特講 国際保健学 英語エッセイの書き方 疫学統計 人間関係の心理学 人材育成開発論 データヘルス	実践看護論（a） 看護研究法Ⅰ（a） 看護研究法Ⅱ 看護研究法Ⅲ 看護倫理		看護と保健政策 看護教育論 看護管理 地域保健活動論 看護ヘルスアセスメント 臨床病態診断学特論 ベッドサイドの臨床薬理 家族看護学 災害看護対象論										
関連教養科目		↔	看護学基盤科目		↔	看護学共通科目		↔	領域別専門科目				他分野専門科目	
DP1 DP2 DP3							DP6 DP7							

※ 各科目とDPとの関連は、カリキュラムマトリクスを参照すること

実践リーダーコース															
修士論文審査 最終試験															
博士 前期 2年															
	看護コンサルテーション														
博士 前期 1年						組織看護学専門領域	地域看護学専門領域	学校保健学専門領域	地域看護学専門領域						
	哲学的人間学Ⅰ 心理療法原論 保健統計学 臨床疫学 保健福祉学 運動処方論 教育学特講 国際保健学 英語エッセイの書き方 疫学統計 人間関係の心理学 人材育成開発論 データヘルス	実践看護論（b） 看護研究法Ⅰ（b） 看護研究法Ⅱ 看護研究法Ⅲ 看護倫理	看護と保健政策 看護教育論 看護管理 地域保健活動論 看護ヘルスアセスメント 臨床病態診断学特論 ベッドサイドの臨床薬理 家族看護学 災害看護対象論	基礎課題ゼミナール プロジェクトマネジメント ヘルスケアにおける質管理											
関連教養科目		↔	看護学基盤科目		↔	看護学共通科目		↔	実践リーダーコース 共通科目	↔	領域別専門科目		↔	他分野専門科目	
DP1 DP2 DP3										DP8 DP9					

※ 各科目とDPとの関連は、カリキュラムマトリクスを参照すること

災害看護グローバルリーダーコース												
修士論文審査 最終試験												
博士前期2年							災害看護学と関連の深い、減災復興政策研究科等で提供される科目					
	看護コンサルテーション							HSH特講Ⅳ－2（赤十字と国際人道法） 災害時専門職関連演習 環境防災学 災害政策学特論				
博士前期1年						災害看護学専門領域						
哲学的人間学Ⅰ 心理療法原論 保健統計学 臨床疫学 保健福祉学 運動処方論 教育学特講 国際保健学 英語エッセイの書き方 疫学統計 人間関係の心理学 人材育成開発論 データヘルス	実践看護論（a） 看護研究法Ⅰ（a） 看護研究法Ⅱ 看護研究法Ⅲ 看護倫理		看護と保健政策 看護教育論 看護管理 地域保健活動論 看護ヘルスアセスメント 臨床病態診断学特論 ベッドサイドの臨床薬理 家族看護学 災害看護対象論		災害看護学特講Ⅰ 災害看護学特論Ⅰ 災害マネジメント論 災害看護活動論（復旧・復興期） 災害看護活動論（準備期） 感染症看護セミナー							
関連教養科目		↔	看護学基盤科目		↔	看護学共通科目		↔	領域別専門科目	他大学院科目 （減災復興政策研究科等）	コンソーシアム科目	
DP1 DP2 DP3						DP10 DP11		DP11		DP10 DP11		

※ 各科目とDPとの関連は、カリキュラムマトリクスを参照すること

カリキュラムマトリクス

全コース共通													
DP1 人間の尊厳を理解し、高い倫理観と専門職としての看護観を有している。													
DP2 広い視野に立った学識を有し、看護学の発展と探求に寄与できる。													
DP3 人々の健康と生活の質向上のため、保健・医療・福祉の変革に寄与できる。													
研究コース													
DP4 実践に根差した研究課題を探索し、必要な研究方法を用い取り組むことができる。													
DP5 看護実践を支える科学的・哲学的基盤を理解し、看護研究を通して、看護学の体系化とその発展に貢献できる研究能力を有している。													
高度実践看護コース													
DP4 看護の現象を捉える洞察力を身につけ、ケアとキュアを融合させた高度な看護を実践する能力を有している。													
DP5 多様な専門職と連携を図り、リーダーシップを発揮して臨床現場の変革に繋がる方路を自ら導き出す能力を有している。													
実践リーダーコース													
DP4 地域・学校・産業・医療機関を含む様々な場におけるヒューマンケアの実践に関する課題の解決に取り組む能力を身につけている。													
DP5 人々の健康生活の実現に向けたケアおよびシステムのイノベーションにリーダーシップを発揮する力を備えている。													
災害看護グローバルリーダーコース													
DP4 さまざまな災害状況におけるケアニーズを捉え、人々が健康に生きることを支援する能力を身に付けている。													
DP5 災害によってもたらされる社会的課題を多角的に捉え、他の学問分野やセクターと協働・協力して課題解決に向かうリーダーシップと調整力を有している。													
授業科目名	単位数	授業形態	共通			研究		高度実践看護		実践リーダー		災害看護 グローバルリーダー	
			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	DP9	DP10	DP11
実践看護論(a)	2	講義		◎									
実践看護論(b)	2	講義		◎							◎		
看護研究法Ⅰ(a)	2	講義	◎		○								
看護研究法Ⅰ(b)	2	講義	◎	○									
看護研究法Ⅱ	1	講義		◎	○								
看護研究法Ⅲ	1	講義・演習		○		◎							
看護倫理	2	講義・演習	◎					◎					
哲学的人間学Ⅰ	2	講義	◎	◎									
心理療法原論	2	講義	◎	○	○								
保健統計学	2	講義・演習		◎	○	○							
臨床疫学	2	講義		◎		○							
保健福祉学	2	講義			○	◎							
運動処方論	2	講義・演習		◎	◎	◎							
教育学特講	2	講義・演習	◎		○					○			
国際保健学	2	講義・演習		◎	◎								
英語エッセイの書き方	2	講義・演習	◎	◎									
疫学統計	2	講義・演習		◎									
人間関係の心理学	2	講義	◎	◎									
人材育成開発論	2	講義		○	◎						◎		
データヘルス	2	講義		○	○								
看護と保健政策	2	講義		◎	◎								
看護教育論	2	講義		◎									
看護管理	2	講義		◎	◎								
地域保健活動論	2	講義		○	◎	○							
看護コンサルテーション	2	講義			◎	◎	◎						
看護ヘルスアセスメント	2	講義・演習	◎		◎			◎					
臨床病態診断学特論	2	講義		○				◎					
ベッドサイドの臨床薬理	2	講義			◎			◎	○				
家族看護学	2	講義・演習			○	◎							
災害看護対象論	2	講義			◎							◎	◎
基礎課題ゼミナール	2	演習	○	◎			○						
プロジェクトマネジメント	2	講義・演習			◎					○	◎		
ヘルスケアにおける質管理	2	講義・演習		○						◎	◎		
看護生体機能学特論Ⅰ	2	講義		◎	◎								
看護生体機能学特論Ⅱ	2	講義	○	◎	◎								
看護生体機能学演習	2	講義・演習	◎	◎									
看護学特別研究Ⅰ（看護生体機能学）	2	講義				◎	○						
看護学特別研究Ⅱ（看護生体機能学）	2	講義				◎	○						
看護学特別研究Ⅲ（看護生体機能学）	2	講義・演習			○	◎	◎						
看護学特別研究Ⅳ（看護生体機能学）	2	講義・演習			○	◎	◎						
生活機能看護学特論Ⅰ	2	講義	◎				○						
生活機能看護学特論Ⅱ	2	講義	◎				○						
生活機能看護学演習	2	演習	◎			○	○						
看護学特別研究Ⅰ（生活機能看護学）	2	講義・演習	◎			○	○						

授業科目名	単位数	授業形態	共通			研究		高度実践看護		実践リーダー		災害看護 グローバルリーダー	
			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	DP9	DP10	DP11
看護学特別研究Ⅱ(生活機能看護学)	2	講義・演習	◎	○			○						
看護学特別研究Ⅲ(生活機能看護学)	2	講義・演習	◎			○	○						
人間生活環境論	2	講義		◎		◎	○						
環境看護論	2	講義		◎		◎							
環境看護学演習Ⅰ	2	講義・演習				◎	○						
看護学特別研究Ⅰ(環境看護学)	2	講義				◎	○						
看護学特別研究Ⅱ(環境看護学)	2	講義・演習				◎	○						
看護学特別研究Ⅲ(環境看護学)	2	講義・演習				◎	○						
看護生涯学習・キャリア設計論	2	講義				◎							
カリキュラム開発・プログラム論	2	講義				◎							
看護教育学演習	2	講義・演習				◎							
看護学特別研究Ⅰ(看護教育学)	2	講義・演習				◎							
看護学特別研究Ⅱ(看護教育学)	2	講義・演習				◎							
看護学特別研究Ⅲ(看護教育学)	2	講義・演習				◎							
がん看護論	2	講義			◎	◎	◎						
症状緩和論	2	講義		◎				◎	◎				
がん治療看護論	2	講義			◎	◎	◎						
がん看護病態学特論	2	講義			◎			◎	◎				
治療看護エビデンス検索演習	2	講義・演習			◎			◎	◎				
がん治療の看護介入演習	2	講義・演習			◎			◎	◎				
がん高度実践看護実習Ⅰ	2	実習			◎			◎	◎				
がん高度実践看護実習Ⅱ	2	実習			◎			◎	◎				
がん高度実践看護実習Ⅲ	2	実習		◎				◎	◎				
がん治療看護実習Ⅰ	2	実習			◎			◎	◎				
がん治療看護実習Ⅱ	2	実習			◎			◎	◎				
特別課題演習(がん看護学)	2	講義・演習			○			◎	○				
看護学特別研究Ⅰ(がん看護学)	2	講義・演習			○	◎	◎						
看護学特別研究Ⅱ(がん看護学)	2	講義・演習			○	◎	◎						
看護学特別研究Ⅲ(がん看護学)	2	講義・演習			○	◎	◎						
クリティカルケア看護学概論	2	講義				◎		◎	○				
クリティカルケア看護 病態アセスメント論	2	講義				◎		○	◎				
クリティカルケア看護学 治療・療養支援論	2	講義						◎	○				
クリティカルケア看護演習Ⅰ	2	演習						◎	○				
クリティカルケア看護演習Ⅱ	2	演習						○	◎				
クリティカルケア看護演習Ⅲ	2	演習						◎	◎				
クリティカルケア看護演習Ⅳ	2	演習						○	◎				
クリティカルケア治療看護実習	2	実習						◎					
クリティカルケア高度実践看護実習Ⅰ	4	実習						◎					
クリティカルケア高度実践看護実習Ⅱ	4	実習						◎	○				
特別課題演習(クリティカルケア看護学)	2	演習						○	◎				
看護学特別研究Ⅰ(クリティカルケア看護学)	2	演習							◎				
看護学特別研究Ⅱ(クリティカルケア看護学)	2	演習							◎				
看護学特別研究Ⅲ(クリティカルケア看護学)	2	演習							◎				
成人健康看護特論	2	講義		○				◎					
慢性治療看護論	2	講義		○				◎					
成人看護方法論Ⅰ	2	講義	○		◎			○					
成人看護方法論Ⅱ	2	講義		○		◎							
慢性看護活動論Ⅰ	2	講義		◎					◎				
慢性看護活動論Ⅱ	2	講義		◎					◎				
慢性治療看護演習Ⅰ	2	講義・演習		○				◎					
慢性治療看護演習Ⅱ	2	講義・演習		○				◎					
慢性高度実践看護実習Ⅰ	1	実習	○					◎	○				
慢性高度実践看護実習Ⅱ	3	実習	○					◎	○				
慢性高度実践看護実習Ⅲ	2	実習	○					◎	○				
慢性治療看護実習Ⅰ	2	実習	○					◎	○				
慢性治療看護実習Ⅱ	2	実習	○					◎	○				
特別課題演習(慢性看護学)	2	講義・演習	○	○					◎				
看護学特別研究Ⅰ(成人看護学)	2	講義・演習		◎		◎							
看護学特別研究Ⅱ(成人看護学)	2	講義・演習	○	◎		◎							
看護学特別研究Ⅲ(成人看護学)	2	講義・演習		○	◎		◎						

授業科目名	単位数	授業形態	共通			研究		高度実践看護		実践リーダー		災害看護 グローバルリーダー	
			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	DP9	DP10	DP11
老年看護論	2	講義			○			◎	◎				
老年健康生活評価論	2	講義		◎				◎	○				
老年看護サポートシステム論	2	講義			◎			○	◎				
老年看護病態・治療論	2	講義			◎			◎	○				
老年看護援助論	2	講義	◎					◎	○				
認知症看護演習	2	演習	◎		○			◎					
課題演習（老年看護学）	2	演習		○				◎	◎				
老年高度実践看護実習Ⅰ	2	実習			◎			◎	○				
老年高度実践看護実習Ⅱ	2	実習	○					◎	◎				
老年高度実践看護実習Ⅲ	2	実習		○	◎				◎				
老年治療看護実習Ⅰ	2	実習			◎			◎	○				
老年治療看護実習Ⅱ	2	実習			◎			◎	○				
特別課題演習（老年看護学）	2	演習	◎	◎					○				
看護学特別研究Ⅰ（老年看護学）	2	講義		○		◎	◎						
看護学特別研究Ⅱ（老年看護学）	2	講義		○		◎	◎						
看護学特別研究Ⅲ（老年看護学）	2	講義		○		◎	◎						
ウィメンズヘルス	2	講義	○	○	◎								
母性健康生活論	2	講義	◎	○	○								
母性援助論Ⅰ	2	講義	◎		○			○					
母性援助論Ⅱ	2	講義・演習	○					◎	◎				
母性治療看護論Ⅰ	2	講義	○					◎	○				
母性治療看護論Ⅱ	2	講義	○					◎	○				
母性治療看護演習	2	講義・演習	○					◎	○				
母性高度実践看護実習Ⅰ	2	実習	○					◎	○				
母性高度実践看護実習Ⅱ	2	実習	○					◎	○				
母性高度実践看護実習Ⅲ	2	実習			○			○	◎				
母性治療看護実習Ⅰ	2	実習	○					◎	○				
母性治療看護実習Ⅱ	2	実習	○					◎	○				
特別課題演習（母性看護学）	2	講義・演習		○	○				◎				
看護学特別研究Ⅰ（母性看護学）	2	講義・演習	○			◎	○						
看護学特別研究Ⅱ（母性看護学）	2	講義・演習		○		◎	○						
看護学特別研究Ⅲ（母性看護学）	2	講義・演習			○	○	◎						
小児健康生活論	2	講義・演習	◎		◎	○							
小児保健医療福祉教育制度と看護	2	講義	○	◎	◎								
小児看護援助論	2	講義	◎	○	○								
小児看護援助論演習Ⅰ	2	講義・演習	◎	○	○								
小児看護援助論演習Ⅱ	2	講義・演習	◎	○	○								
小児身体・発達アセスメント演習	2	講義・演習				◎	◎						
小児看護臨床薬理・判断過程演習	2	講義・演習	◎	◎	◎								
小児治療看護実習	2	実習	◎	◎	◎								
小児高度実践看護実習Ⅰ	3	実習	◎	◎	◎								
小児高度実践看護実習Ⅱ	3	実習	◎	◎	◎								
小児高度実践看護実習Ⅲ	2	実習	◎	◎	◎								
特別課題演習（小児看護学）	2	講義・演習	◎	◎	◎								
看護学特別研究Ⅰ（小児看護学）	2	講義・演習	◎	◎	◎								
看護学特別研究Ⅱ（小児看護学）	2	講義・演習	◎	◎	◎								
看護学特別研究Ⅲ（小児看護学）	2	講義・演習	◎	◎	◎								
精神看護特論	2	講義				◎		○	◎				
精神看護方法論Ⅰ	2	講義					◎	◎	○				
精神看護方法論Ⅱ	2	講義					◎	◎	○				
精神治療看護演習	2	講義・演習				○	◎						
精神高度実践看護演習Ⅰ	2	講義・演習						◎	○				
精神高度実践看護演習Ⅱ	2	講義・演習						◎	○				
精神治療看護実習	2	実習						◎	○				
精神高度実践看護実習Ⅰ	1	実習						◎	○				
精神高度実践看護実習Ⅱ	4	実習						◎	◎				
精神高度実践看護実習Ⅲ	3	実習						◎	◎				
特別課題演習（精神看護学）	2	講義・演習						○	◎				
看護学特別研究Ⅰ（精神看護学）	2	講義・演習				◎	○						
看護学特別研究Ⅱ（精神看護学）	2	講義・演習				○	◎						

授業科目名	単位数	授業形態	共通			研究		高度実践看護		実践リーダー		災害看護 グローバルリーダー	
			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	DP9	DP10	DP11
看護学特別研究Ⅲ（精神看護学）	2	講義・演習				○	◎						
在宅看護活動論	2	講義・演習	○					◎	◎				
在宅看護援助論Ⅰ	2	講義・演習			○			◎	◎				
在宅看護援助論Ⅱ	2	講義						◎	◎				
在宅看護方法論Ⅰ	2	講義・演習						◎	◎				
在宅看護方法論Ⅱ	2	講義・演習			○			◎	◎				
在宅看護管理論	2	講義			○			◎	◎				
在宅治療援助論	2	講義			○			◎	◎				
在宅高度実践看護実習Ⅰ	3	実習			○			◎	◎				
在宅高度実践看護実習Ⅱ	3	実習			○			◎	◎				
在宅治療看護実習Ⅰ	2	実習			○			◎	◎				
在宅治療看護実習Ⅱ	2	実習			○			◎	◎				
特別課題演習（在宅看護学）	2	講義・演習			○			◎	◎				
看護学特別研究Ⅰ（在宅看護学）	2	講義・演習		○		◎	◎						
看護学特別研究Ⅱ（在宅看護学）	2	講義・演習		○		◎	◎						
看護学特別研究Ⅲ（在宅看護学）	2	講義・演習		○		◎	◎						
グローバルヘルスリサーチ概論	2	講義			○	◎							
国際看護活動論	2	講義	◎			○							
地域開発論	2	講義		◎		○							
インターナショナル・フィールドスタディ	2	演習			○		◎						
看護学特別研究Ⅰ（国際看護学）	2	演習		○		◎							
看護学特別研究Ⅱ（国際看護学）	2	演習		○		◎							
看護学特別研究Ⅲ（国際看護学）	2	演習			○		◎						
看護経営管理論	2	講義		○	◎	◎							
組織看護学特論	2	講義		○	◎	◎							
組織看護学演習	2	演習			◎	◎	○						
ヘルスケア組織論	2	講義		○						◎	◎		
ヘルスケアシステム演習（組織看護学）	1	演習			○					◎	◎		
組織看護学リーダーシップ特論	2	講義		○						○	◎		
組織看護学リーダーシップ実習	4	実習		○						○	◎		
看護実践研究Ⅰ（組織看護学）	1	講義・演習		○	○					◎			
看護実践研究Ⅱ（組織看護学）	2	講義・演習		○	○					◎			
看護学特別研究Ⅰ（組織看護学）	2	講義・演習			○	◎	◎						
看護学特別研究Ⅱ（組織看護学）	2	講義・演習			○	◎	◎						
看護学特別研究Ⅲ（組織看護学）	2	講義・演習			○	◎	◎						
地域/公衆衛生看護特論	2	講義				◎	◎						
地域/公衆衛生看護方法論	2	講義・演習				◎	◎						
高度公衆衛生看護演習	2	演習				◎	◎						
地域ケアシステム論	2	講義				◎				◎	◎		
ヘルスケアシステム演習（地域看護学）	1	演習								◎	◎		
地域看護学リーダーシップ特論	2	講義								◎	◎		
地域看護学リーダーシップ実習	4	実習								◎	◎		
看護実践研究Ⅰ（地域看護学）	1	講義・演習								◎	◎		
看護実践研究Ⅱ（地域看護学）	2	講義・演習								◎	◎		
看護学特別研究Ⅰ（地域看護学）	2	講義・演習				◎	◎						
看護学特別研究Ⅱ（地域看護学）	2	講義・演習				◎	◎						
看護学特別研究Ⅲ（地域看護学）	2	講義・演習				◎	◎						
特別支援教育特論	2	講義・演習			○					◎	○		
生徒指導特論	2	講義・演習	◎							○	○		
養護活動特論	2	講義・演習			○					◎	○		
健康相談特論	2	講義・演習			○					◎	○		
学校における保健と安全	2	講義・演習	○			◎	○						
学校保健学課題発見演習	2	演習		○	○					◎			
学校保健学課題発見実習	1	実習			○					◎	○		
学校保健学課題実践実習	1	実習			○					◎	○		
学校保健学課題研究Ⅰ	2	講義・演習			○					◎	○		
学校保健学課題研究Ⅱ	2	講義・演習			○					◎	○		
看護情報論	2	講義	○							◎			
看護情報標準化論	2	講義	○							○			
看護システム構築論	2	講義		○						○			

[illegible]

カリキュラムマトリクス

DP1 高度な研究能力およびその基盤となる豊かな学識を有する。							
DP2 学際的視点から看護学の構築に寄与できる能力を有する。							
DP3 次代の看護を担う人材を育成するための能力を有する。							
DP4 人々の健康と生活の質向上のため、社会システムの構築および変革に寄与できる。							
DP5 グローバルな視点から災害の状況と課題を捉え、安心安全な社会の実現に向けて政策提案ができる。							
授業科目名	単位数	授業形態	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
理論看護学Ⅰ	2	講義	◎	○			
理論看護学Ⅱ	2	講義	◎	○			
看護学研究法	2	講義	◎	○			
量的看護研究法応用	2	講義	○	◎			
質的看護研究法応用Ⅰ	1	講義・演習	◎	◎			
質的看護研究法応用Ⅱ	1	講義・演習	◎				
高等社会統計学	2	講義	◎	○			
哲学的人間学Ⅱ	2	講義	○	◎			
治療看護学特論	2	講義	◎	◎			
治療看護学演習	4	講義・演習	◎	◎			
看護生体機能学特論	2	講義	◎	◎	○		
看護生体機能学演習	4	講義・演習	◎	◎		○	
生活機能看護学特論	2	講義	◎		○		
生活機能看護学演習	4	講義・演習			◎	○	
環境看護学特論	2	講義		◎		◎	
環境看護学演習	4	講義・演習	◎	◎			
母性看護学特論	2	講義	◎	◎	○		
母性看護学演習	4	講義・演習	◎	◎		○	
小児看護学特論	2	講義	◎	◎	◎		
小児看護学演習	4	講義・演習			◎	◎	
成人看護学特論	2	講義	◎	◎	○		
成人看護学演習	4	講義・演習	◎	◎	○		
老人看護学特論	2	講義	◎	◎			
老人看護学演習	4	講義・演習		◎	○	◎	
精神看護学特論	2	講義	◎	○	○		
精神看護学演習	4	講義・演習		◎	○	○	
組織看護学特論	2	講義	◎	○		○	
組織看護学演習	4	講義・演習	◎	○		○	
地域看護学特論	2	講義	○				
地域看護学演習	4	講義・演習	○				
国際看護学特論	2	講義	○				
国際看護学演習	4	講義・演習	○				
災害看護学特論	2	講義	◎	◎	○		
災害看護学演習	4	講義・演習	◎	◎		◎	◎
在宅看護学特論	2	講義	○	◎		◎	
在宅看護学演習	4	講義・演習		◎	○	◎	
看護情報学特論	2	講義	◎	◎	◎		
看護情報学演習	4	講義・演習	◎	◎	◎		
インディペンデントスタディ	1・2	演習	○	○	○		
インターンシップ	2	実習			○	○	◎
英語論文の書き方	1	講義	◎	◎			
研究計画ディベロップメントⅠ	1	演習	◎	◎			
研究計画ディベロップメントⅡ	1	演習	◎	◎			

9 看護学研究科博士前期課程 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性

	ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー
全コース共通	1. 人間の尊厳を理解し、高い倫理観と専門職としての看護観を有している。		看護現象を捉える力を育成し探求するために、看護学の基盤となる理論や研究に関わる「看護学基盤科目」を置く。
	2. 広い視野に立った学識を有し、看護学の発展と探求に寄与できる。		幅広い視点から課題解決にあたる学識と教養力を養うための「関連教養科目」を置く。
	3. 人々の健康と生活の質向上のため、保健・医療・福祉の変革に寄与できる。		各専門領域の知識・技術の修得を相乗的に高めるための「看護学共通科目」を置く。
研究コース	4. 実践に根差した研究課題を探索し、必要な研究方法を用い取り組むことができる。		① 看護現象を焦点化し研究課題を導くため専門領域の講義、演習科目を置く。
	5. 看護実践を支える科学的・哲学的基盤を理解し、看護研究を通して、看護学の体系化とその発展に貢献できる研究能力を有している。		② 看護における知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、看護課題についての研究能力を「育成するために、特別研究科目」を置く。
高度実践看護コース	6. 看護の現象を捉える洞察力を身につけ、ケアとキュアを融合させた高度な看護を実践する能力を有している。		① 各専門領域において、対象の特性に応じて健康問題を分析・評価するために必要な諸理論に関する科目を置く。
	7. 多様な専門職と連携を図り、リーダーシップを発揮して臨床現場の変革に繋がる方略を自ら導き出す能力を有している。		② 各専門領域における高度実践看護を実現するために、ケアとキュアの両側面からの演習科目と臨床実習科目を置く。
実践リーダーコース	8. 地域・学校・産業・医療機関を含む様々な場におけるヒューマンケアの実践に関する課題の解決に取り組む能力を身につけている。		③ 健康問題に関わる多様なニーズに対応する高度実践看護を実現するために、専門領域の枠組みを超えた科目を置く。
	9. 人々の健康生活の実現に向けたケアおよびシステムのイノベーションにリーダーシップを発揮する力を備えている。		④ 看護ケアを開発及び看護の役割拡大をするための臨床研究の能力に関わる特別演習科目を置く。
災害看護グローバルリーダーコース	10. さまざまな災害状況におけるケアニーズを捉え、人々が健康に生きることを支援する能力を身につけている。		① 看護組織学領域並びに地域看護学領域では、実践現場で遭遇する看護の組織的課題の解決に必要な5つの能力(漢語を創造発展させる力、戦略的組織構成力、状況分析評価力、組織的行動力、人材開発育成力)を育成するために、組織を理解し、課題解決やシステム変革、人材育成を展開する実践的な知識・技術の育成を目指した講義、演習、実習科目を置く。
	11. 災害によってもたらされる社会的課題を多角的に捉え、他の学問分野やセクターと協働・協力して課題解決に向かうリーダーシップと調整力を有している。		② 学校保健学領域では、スクールヘルスプロモーションにおける保健・医療に係る知識・技術を「広める学び」の科目と養護教諭としての教育、指導や活動を「深める学び」の科目を置く。
			③ 看護情報学領域では、看護情報学および成功科学分野に関連する知識・技術に基づいた保健・医療・福祉分野における情報システムを構築・発展させるために必要な基礎的な能力の育成を目指した科目を置く。
			④ 各領域に関する、実践的な課題を発見し、解決につながる活動と研究を支援する科目を置く。
			① 災害による人の生活や健康への影響をグローバルな視点からとらえ理解し、人間の安全保障を具現化する知識と実践的スキルの育成を目指し、講義、演習、実習(フィールドワーク/インターンシップ)科目を置く。
			② より広い視野から災害看護の諸現象とアプローチ方法を探求するために、災害看護学の教育を連携して行う大学院によるコンソーシアムによって提供される科目ならびに関連学問分野である減災復興政策研究科等の他研究科が提供する科目も履修できる構成とする。

<学修成果の評価方法>

- 各科目の評価基準・方法はシラバスに示す。
- 修士論文の評価基準
 - 看護学への貢献が明らかなものであること。
 - 研究の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること。
 - 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること。
 - 研究結果に基づき、論文として一貫した論旨で構成されていること。
 - 研究成果において独創性及び発展可能性を有すること。
 - 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であること。

10 修士論文

(1) 修士論文とは

研究コースの学生は、研究法に関連した科目の履修を重点的に行い、看護の現象を探索的研究的に明らかにする修士論文に取り組む。特定の看護現象や健康に関連した人間の反応に焦点を絞って、研究課題を明確にし、文献検討、研究方法の決定、研究計画書を作成する。研究計画書審査を経て研究をすすめ、修士論文として完成される。

高度実践看護コースの学生は、卓越した臨床能力を期待されており、修士論文として求められるものは臨床実践に強く関連した課題を推奨する。事例研究、特定の介入技術の評価研究、その他臨床看護上の課題を解決するために取り組むプロジェクトなどを含んでおり、研究の結果は修士論文として完成させる。

実践リーダーコースの学生については、各専門領域のめざすところにしたがって修士論文に取り組むものとする。

組織看護学専門領域および地域看護学専門領域の学生は、それぞれの実践現場において「組織的変革を要する課題」を探索し、課題解決に向けたプロジェクトを実践することを通して、人々の健康生活を支えるケアサービスの仕組みを発展させることができる看護リーダーとしての能力を獲得することをめざしている。修士論文ではこのプロジェクトの計画立案、実践、評価の過程を、研究的思考を踏みながら修士論文として完成させる。

学校保健学専門領域の学生は、それぞれの臨床の場において、人々の健康生活の実現に向けたケアおよびシステムのイノベーションを先導できる能力を身につけることを期待されている。修士論文では、それぞれの臨床現場が直面する課題を探索し、課題に関する知見を深め、また、エビデンスを調査して課題意識を明確にする。人々の健康生活の実現に向けたケアおよびシステムのイノベーションの実現に向けた、実践と密接した研究課題を設定し、研究計画書を作成して研究を進め、修士論文として完成させる。

看護情報学専門領域の学生は、看護実践に伴うさまざまなデータを収集、処理、管理することによって、看護情報の活用から効果的・効率的な看護を提供することができる能力を獲得することをめざしている。修士論文では、実践に基づく研究課題を設定し、研究計画書を作成して研究を進め、修士論文として完成させる。

災害看護グローバルリーダーコースの学生は、災害に関連する現象の看護上の課題を取り上げ、その課題の探究のために必要な情報の収集・分析、あるいは支援活動の計画・実施に基づき、検討資料を作成し、学際的な視点から評価、考察を行い修士論文として完成させる。

(2) 修士論文審査基準

博士前期課程においては、コースによって求められる修士論文が異なることから、コース毎に審査基準を設ける。

1) 研究コース

研究コースの学生は、研究法に関連した科目の履修を重点的に行い、看護の現象を探索的研究的に明らかにする修士論文に取り組む。特定の看護現象や健康に関連した人間の反応に焦点を絞って研究課題を明確にし、文献の検討、研究方法の決定、研究計画書の作成を行う。研究計画書審査を経て研究をすすめ、修士論文として完成する。そこで本コースの修士学位論文は、以下の審査基準を満たすことが求められる。

- ① 看護学への貢献が明らかなものであること。
- ② 研究の背景・意義について、先行研究を検討した上で研究目的が設定されていること。
- ③ 研究課題に適した研究デザイン、方法を選択して研究計画を立案していること。
- ④ 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること。
- ⑤ 計画した研究法を適切に用いて分析していること。
- ⑥ 研究結果に基づき、論文として一貫した論旨で構成されていること。
- ⑦ 研究成果において独創性および発展可能性を有すること。
- ⑧ 審査会における発表や質疑への回答が明瞭かつ適切であること。

2) 高度実践看護コース

高度実践看護コースの学生は、卓越した臨床能力を期待されており、修士論文として求められるものは臨床実践に強く関連した課題を推奨する。事例研究、特定の介入技術の評価研究、その他臨床看護上の課題を解決するために取り組むプロジェクトなどを含んでおり、研究の結果は修士論文として完成させる。そこで本コースの修士学位論文は、以下の審査基準を満たすことが求められる。

- ① 臨床現場の課題解決に貢献する内容であること。
- ② 研究の背景・意義について、先行研究を検討した上で研究目的が設定されていること。
- ③ 臨床実践に関連した研究課題解決につながる研究計画を立案していること。
- ④ 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること。
- ⑤ 研究結果に基づき、論文として一貫した論旨で構成されていること。
- ⑥ 研究成果において独創性および発展可能性を有すること。
- ⑦ 審査会における発表や質疑への回答が明瞭かつ適切であること。

3) 実践リーダーコース

実践リーダーコースの学生は、各専門領域のめざすところに従って修士論文に取り組む。組織看護学専門領域および地域看護学専門領域の学生は、それぞれの実践現場において「組織的変革を要する課題」を探索し、課題解決に向けたプロジェクトを実践することを通して、人々の健康生活を支えるケアサービスの仕組みを発展させることができる看護リーダーとしての能力を獲得することを目指している。修士論文ではこのプロジェクトの計画立案、実践、評価の過程を、研究的思考を踏みながら修士論文として完成させる。

学校保健学専門領域の学生は、それぞれの臨床現場において、人々の健康生活の実現に向けたケアおよびシステムのイノベーションを先導できる能力を身につけることを期待されている。修士論文では、それぞれの臨床現場が直面する課題を探索し、課題に関する知見を深め、また、エビデンスを調査して課題意識を明確にする。人々の健康生活に向けたケアおよびシステムのイノベーションの実現に向けた、実践と密着した研究課題を設定し、研究計画書を作成して研究を進め、修士論文として完成させる。

看護情報学専門領域の学生は、看護実践にともなうさまざまなデータを収集、処理、管理することによって、看護情報の活用から効果的・効率的な看護を提供することができる能力を獲得することを目指している。修士論文では、実践に基づく研究課題を設定し、研究計画を作成して研究を進め、修士論文として完成させる。

以上を踏まえ、本コースの修士学位論文は、以下の審査基準を満たすことが求められる。

- ① 現場の課題解決に貢献する内容であること。

- ② ヒューマンケアの実践における明確な問題意識に基づき研究課題を設定していること。
- ③ 研究課題・目的・目標は十分かつ適切な現状分析に基づいて設定され、研究課題に関連するエビデンスの調査を踏まえて明確かつ妥当な研究計画が立てられていること。
- ④ 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること。
- ⑤ 論文は論理的かつ整合性のある一貫した論旨で構成されていること。
- ⑥ 研究成果の応用可能性、学術的・社会的意義が明確に論じられていること。
- ⑦ 審査会における発表や質疑への回答が明瞭かつ適切であること。

4) 災害看護グローバルリーダーコース

災害看護グローバルリーダーコースの学生は、災害に関連する現象の看護上の課題を取り上げ、その課題探究のために必要な情報の収集・分析、あるいは支援活動の計画・実践に基づき、検討資料を作成し、学術的な視点から評価、考察を行い修士論文として完成させる。そこで、本コースの修士学位論文は、以下の審査基準を満たすことが求められる。

- ① 災害に関連する現象の看護上の課題解決に貢献する内容であること。
- ② 研究課題・目的・目標は十分かつ適切な現状分析に基づいて設定され、研究課題に関連するエビデンスの調査を踏まえて明確かつ妥当な研究計画が立てられていること。
- ③ 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること。
- ④ 研究結果に基づき、論文として一貫した論旨で構成されていること。
- ⑤ 研究成果の応用可能性、学術的・社会的意義が明確に論じられていること。
- ⑥ 審査会における発表や質疑への回答が明瞭かつ適切であること。

1. 審査体制（審査委員会）

学位論文審査は、学生ごとに審査委員会を設置して行う。審査委員会は、本研究科教員のうちから3名以上（主査1名および副査2名以上）で構成する。

2. 審査方法

約90分（最終試験を含む）の審査会を開催し、口述審査により実施する。

1) 口述審査

学生によるプレゼンテーションに引き続き、質疑応答を行う。

2) 審議

審査委員会は、学位論文審査基準に基づき修士論文の内容および審査会での発表・質疑応答を評価・審議し、合議のうえ評定を定め、審査結果報告書を作成する。

3) 判定

研究科委員会において、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして審査結果を判定・承認する。

(3) 修士論文・最終試験の手続き

学生は、主指導教員の指導を得ながら研究課題を絞り、研究計画書の作成、論文の制作を行う。論文作成のプロセスにおいては、研究が円滑に進むように副指導教員からの指導も受ける。修士論文の審査は主指導教員と副指導教員が主査、副査となり、修士論文評価基準に基づき行う。審査結果は、

研究科委員会で承認する。

最終試験は、修士論文審査の後、引き続き実施する。最終試験は修士論文審査を担当した審査委員会で個別に行われ、審査結果を研究科委員会で承認する。最終試験では、博士前期課程で修得した知識、思考能力など総合的な審査を行い、学生が各コースに定めるディプロマポリシーを満たしているかで判定する。

修士論文の進捗目安を表7に示す。

《全体の流れ》

- ① 副指導教員が研究科委員会で決定される。
- ② 修士論文定稿・学位（修士）申請書（様式修士2）を提出する。
- ③ 修士論文の審査と最終試験を受ける。
- ④ 修士論文の審査と最終試験の審査に基づき、学位授与の可否が研究科委員会で決定される。
- ⑤ 修士論文発表会を学内で行う。
- ⑥ 学位が授与される。

(4) 修士論文の提出要領

修士論文の研究計画書の提出、修士論文の提出、修士論文の審査および最終試験、修士論文発表会の日時、提出書類、提出先等の手続きについて説明する。

《修士論文研究計画書の提出》

- ・提出期間
 - ① 研究コースの学生は、テーマと副指導教員が決定した後、1回生の後期授業開始～次年度の7月31日までの間に研究計画書を研究科長に提出する。
※ 大学院研究科委員会でいう審査結果の承認は原則として月1回とする。
 - ② 高度実践看護コース、実践リーダーコース（組織看護学専門領域、地域看護学専門領域）、災害看護グローバルリーダーコースの学生は2回生の前期授業開始日から当該年度の7月31日までに指導教員に提出する。
 - ③ 実践リーダーコース（学校保健学専門領域、看護情報学専門領域）の学生は、修士論文を提出する前年度の後期授業開始日から当該年度の7月31日までに指導教員に提出する。
- ・提出期限 毎年7月31日 17:00
※ 該当日が土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日
- ・提出書類 研究コースの学生は、研究計画書の審査を受けるため以下の書類を提出する。
 - ① 修士論文研究計画書審査申請書〔様式修士1〕 1部
 - ② 修士論文研究計画書 （主査用1、副査用2、保存用1）
* A4判横書きとし、ワードプロセッサ印刷とする。
- ・提出先 学務課 ※学務課では、修士論文研究計画書受領書を発行する。

《研究計画書の審査》

研究コースの学生の場合、指導教員は研究計画書審査委員会を開き審査を行い、その結果を研究科委員会に提出し承認をうける。高度実践看護コース、実践リーダーコース、災害看護グローバルリーダーコースの学生の場合、指導教員は必要に応じて副指導教員の意見を求め、調整を行い、学生は必要な修正を行う。

この他必要に応じて研究倫理委員会の審査を受ける。

《修士論文の提出》

・提出期限

学位授与の時期	修士論文提出〆切日
6月	4月10日 12:00
9月	7月10日 12:00
12月	10月10日 12:00
3月	1月31日 12:00

※ 該当日が土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日

- ・提出書類 ① 学位申請書〔様式修士2〕 1部
② 修士論文 4部 (主査用1、副査用2、保存用1)

* A4判横書きとし、ワードプロセッサ印刷とする。

- ・提出先 学務課 ※学務課では、修士論文受領書を発行する。

《修士論文の審査および最終試験》

- ・時期 毎年2月上旬（6、9、12月修了については適宜行う。）

※各々の審査日時は、1月下旬頃掲示する。

《修正版の提出》

修士論文審査において修正が指摘・承認された場合の修正後論文は次の要領で提出する。

- ・提出期間 審査日から10日以内
(審査日を0日として、10日後の17時を提出期限とする。)
- ・提出先 学務課
- ・提出方法 ① 修正版の提出にあたっては、主査による修正箇所の確認・承認を受ける。(審査において、全審査員による確認・承認が条件とされた場合にはそれに従う。)
② 提出には主査が同行する。主査が同行しない場合には、主査により修正版の提出が確認されたものであることを示す文書を持参する。
③ 軽微な修正の場合は、修正箇所のみを差し替える。修正が複数個所にわたる場合や修正後にページが大きく変わる場合などは、最初の修正箇所以降すべて、あるいは全文を差し替えることも可とする。

《修士論文の発表会》

- ・時期 毎年3月上旬

表7 コース別修士論文進捗表

時 期		研究コース	高度実践看護コース	実践リーダーコース	災害看護グローバルリーダーコース
1 回 生	前 期	看護現象、健康に関する人 間の反応について各専攻領 域で研究課題を模索する。	所定の科目を履修する	所定の科目を履修する	所定の科目を履修する
		文献検討を通して課題を精 錬する			
	研究指導計画書の作成				
	後 期	指導教員と相談の上、テー マを絞る。 課題と副指導教員の決定 研究計画書の作成 指導教員による推敲 研究計画書提出→学務課 締切は翌年7月末日	実習やフィールドワークに より臨床現場での看護上の 課題に遭遇、または発見す る。 課題を含む周辺の知見、エ ビデンスを調査し、課題を 精錬する。 指導教員と相談の上、テー マを絞る。	それぞれの実践現場におけ る問題、または組織的変革 を要する課題を発見する。 課題を含む周辺の知見、エ ビデンスを調査し、課題を 精錬する。 指導教員と相談の上、プロ ジェクトのテーマを絞り計 画書案を作成する。	フィールドワークや課外活 動を通して、災害に関する 現象の看護上の課題を発見 する。 課題を含む周辺の知見、エ ビデンスを調査し、課題を 精錬する。 指導教員と相談の上、テー マを絞り、研究計画書を作 成する。
研究指導計画書の作成					
2 回 生	前 期	研究計画審査委員会 研究倫理委員会審査 研究の実施 主指導教員と副指導教員に よる論文指導	課題と副指導教員の決定 研究計画書の作成 指導教員による推敲 研究計画書の提出→指導教員（7月末日締切） 研究倫理委員会審査 研究の実施		
		研究の実施	研究もしくはプロジェクト の実施、実施結果の分析	研究の実施	
	後 期		主指導教員と副指導教員に よる論文指導 論文の制作	主指導教員と副指導教員に よる論文指導 論文の制作	主指導教員と副指導教員に よる論文指導 論文の制作
			論文の完成と提出締切　1月末日		
		審査委員会による論文審査最終試験			

修士論文研究計画書審査申請書

年 月 日

兵庫県立大学大学院

看護学研究科長

様

本 籍 地（国又は都道府県）

学籍番号

氏 名

印

年 月 日 生

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて修士論文研究計画書の審査を申請いたします。

必要書類

☐ 研究計画書（4部）

学位（修士）申請書

年 月 日

兵庫県立大学大学院

看護学研究科長

様

本 籍 地（国又は都道府県）

学籍番号

氏 名

印

年 月 日 生

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて学位（修士）の申請をいたします。

必要書類

☐ 論文（4部）

【研究における倫理的配慮について】

本学の研究における倫理審査の目的は、研究対象となる人間の権利の侵害のおそれを未然に防ぎ、もし侵害の恐れがある場合には、個人の自己決定権を最大限に保証しうるように、研究者個人としての倫理的配慮だけでなく、大学が組織として社会に責任を負う努力を行うための制度である。また、研究倫理審査による副次的な目的としては、研究者を守るという側面をもっているということを含んでいる。

本学の研究倫理委員会では、「看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程」および「看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会運営要領」に基づいて、研究計画の全プロセスにおける研究協力者の人権擁護の視点から審査するものとする。

1 研究倫理審査の基本的な考え方

研究倫理の審査は、下記の3つの原則(1)倫理原則、(2)研究協力者の権利、(3)インフォームド・コンセントの原則にその考え方の基本を置いている。

(1) 倫理原則

- ・善意：「善いことを行う」という倫理原則
- ・悪意がない：「有害なことを行わない」という倫理原則
- ・誠実さ：「信頼を築く」という倫理原則
- ・公正さ：「公平かつ公正に対応する」という倫理原則
- ・真実性：「真実を述べる」という倫理原則
- ・秘密保持：「個人情報 は本人の許可無しに研究者以外には漏らさない」という倫理原則

(2) 研究協力者の権利

上記の倫理原則をもとに研究協力者には、「不利益を受けない権利」「完全な情報公開の権利」「自己決定の権利」が保証される。

(3) インフォームド・コンセントの原則

インフォームド・コンセントは、「十分な説明に基づく自由な意思決定による承諾の過程」である。

- ・研究の目的、方法、結果の公表等を知らされていること
- ・研究協力者が研究に参加するリスクと権利を理解していること
- ・参加しない権利があることについて知らされていること
- ・誰からも強要されることなく、研究協力するかどうかを意思決定すること

2 研究倫理委員会に係わる研究審査の取り扱い

(1) 審査の行程

① 申請書受付期間

研究倫理委員会の開催は、原則として毎月第一水曜日を予定している。研究倫理審査を申請する者は、研究倫理委員会開催の2週間前の午後5時までに（総務課）へ提出してください。

② 審査時には、原則として、申請者は自習室で待機し、いつでも委員の質問に答えることができる状態にしておいてください。

③ 審査の終了後は、原則として10日以内に申請者に通知します。

(2) 審査対象となる研究

① 審査対象となる研究については、本学で行われる人を対象とする研究で研究倫理委員会規程第3条および同運営要領の1に該当する研究

② 大学院論文に係る大学院研究科委員会審査と研究倫理委員会審査との関係について 両審査については、各々独立したものとして取扱い、個別に審査します（一方の審査が終了していないと一方を受け付けないというものではない）。

③ 申請方法等

申請手続および方法等については、大学ホームページをご確認ください。

博士後期課程の教育課程

1 教育課程の特色

看護学研究科博士後期課程（博士課程）では、看護学の分野における創造性豊かな研究者として、広い視野のもとに自立して研究活動を行う上で必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養えるよう、専門領域科目に加えて、学際的な科目、ならびに理論や研究方法等の科目を配置している。

2 専門領域とその概要

博士後期課程（博士課程）には、15の専門領域を配置している。

(1) 治療看護学

人の健康や病に関する反応を看護学的視点で捉え、健康や病に取り組む人間の力や看護の専門的介入方法に関する研究能力を養う。看護者として対象者との間で築きあげてきた実践知を基盤に、看護ケアとしての技術開発に貢献できる人材を育成する。

(2) 看護生体機能学

看護生体機能学では、人間のからだの機能と健康に焦点を当て、看護ケアや生活習慣が生体に及ぼす影響について捉えるための専門的知識と研究方法を修得する。ひいては看護ケアの向上や健康の保持増進への援助の向上について、生体機能学の視点から科学的根拠を提供するための研究を自立して遂行する能力を養う。

(3) 生活機能看護学

生活機能に関する健康課題に探索的に取り組み、様々な研究法を取り入れ、必要があれば新しい研究法を開発しながら、身体機能の変化と生活との関連性を明らかにし、生活機能を高める看護のアプローチを探求する。

(4) 環境看護学

看護学における「環境」に焦点をあて、ヘルスケアにおける人間と環境の間で生じている現象から課題を見出し、人間と環境の相互作用が高められる看護モデルや理論の構築を目指す。そのうえで必要となる諸理論、研究法を学び、自立して研究を進められる能力を修得する。

(5) 母性看護学

子どもを産み育てる女性や家族、あるいは思春期から更年期までの各ライフステージにある女性を対象に、各々の状況の中で遭遇する課題や、健康状態の変化に伴って生じる問題を看護の視点から探求し、課題や問題の解決につながるテーマや方略を見出す上で、必要となる理論や研究法を学び、自立して研究を進める能力を修得する。

(6) 小児看護学

小児看護学の対象となる子どもや家族に関する、発達や健康生活上の現象や看護ケアの課題について探求する上で必要となる概念枠組みや諸理論、研究法を学び、自立して研究を進められる能力を修得する。

(7) 成人看護学

慢性期の健康問題を抱えている人に生じている現象や、慢性期の健康問題を抱えている人に対する看護ケアを探求するために必要な諸理論や研究法を学び、自立して研究を進める能力を修得する。

(8) 老人看護学

老いを生きる人々と家族を対象とし、老人看護の専門性を表現できる看護モデルや理論の構築を目指して発展的な研究に取り組む。また、多様なフィールドで活用できる看護実践やケアプログラム、

老人看護学の基盤となる看護モデルを探究し、自立した研究を進める能力を修得する。

(9) 精神看護学

精神看護の対象となる人々の健康課題や課題へのアプローチ方法、ならびに社会におけるメンタルヘルスに関する現象や課題を看護の視点から探求する学問領域である。探求する上で必要な理論や研究法を学び、自立して研究を進められる能力を修得する。

(10) 組織看護学

激変する医療福祉制度の中で、看護力を有効に発揮するために、組織的管理にかかる現象について看護の観点から理論開発を行い、研究方法を探究する。

(11) 地域看護学

コミュニティや集団における複雑かつ多様な健康課題に対して、その課題特性に応じた応用的な対応や予防的な側面に関する働きかけの方法論の開発を行い、それに必要な介入研究方法を探究する。

(12) 国際看護学

国際看護学は、人々の健康問題を地球規模でとらえ、国際看護のあり方を探求する。また、人々の健康課題等について国境を超えたレベルで考え、特定の国の文化や国情の違いを踏まえながら、その国特有の健康問題等について実践に根ざした解決方法を開発する。さらに、国際看護学の発展に寄与する研究を独立して行う能力を養う。

(13) 災害看護学

さまざまな大規模集団災害が人々の健康生活にどのような影響を及ぼすのか、また平常時から災害に備えるにはどのようにすればよいか、さらに災害直後から長期にわたって被災者および被災者の住む地域への看護支援および支援システムについて探究する。

(14) 在宅看護学

在宅看護学では、健全な保健医療福祉体制の確立を目指した在宅チーム医療の推進や在宅看護実践の方法論、社会資源の創出について、研究および開発できる能力を習得し、在宅看護の学問的体系化に貢献できる能力を養う。

(15) 看護情報学

人々の健康の向上および看護に関連するさまざまな課題に対して、これまでに習得された医療、看護情報に関する専門的知識をさらに発展し、これらの分野を応用する情報科学に関する複眼的知見を基盤として、情報科学の看護学への応用に資する学際的な研究や技術開発を独立して行うことができる能力を養う。

3 教育科目の設定

(1) 看護学共通科目

看護学共通科目では、看護学の研究者の基盤をより確かなものとするために、看護理論に関するアドバンスレベルの知識を提供する「理論看護学Ⅰ」「理論看護学Ⅱ」、および研究を自立して行う上で必要となる能力を養成する「看護学研究法」「量的看護研究法応用」「質的看護研究法応用Ⅰ」「質的看護研究法応用Ⅱ」「高等社会統計学」の5科目を配置する。さらに、人間について深く洞察し続ける必要から「哲学的人間学Ⅱ」を設定している。

(2) 専門領域科目

専門科目は、専門領域ごとに特論科目2単位、演習科目4単位によって構成され、各領域に特有の課題を追究する。

(3) 研究支援科目

個々の学生の研究ニーズへのよりきめ細やかな対応をするため、学生が教員と相談して内容を決める「インディペンデントスタディ」および実践的能力を強化する「インターンシップ」を配置している。

(4) 博士論文支援科目

博士論文を段階的に展開させていくために必要な科目として、英語で論文を執筆する技術に焦点を当てた科目として「英語論文の書き方」を提供し、博士論文に伴う研究計画の精練のために「研究計画ディベロップメントⅠ」「研究計画ディベロップメントⅡ」の2科目を提供する。この2つの科目で、学生は主指導教員の指導を受けて研究計画書を書き、研究科教員全員と博士課程の学生が集まる発表会において発表し、クリティークを受け、修正を重ねて研究計画書を完成させる。

「研究計画ディベロップメント」発表会

博士論文をより精練する目的で研究計画発表会を開催する。

研究計画ディベロップメントⅠの目的は「博士論文の研究計画について、初期の段階からピアレビューを行い、リサーチクエスション、研究デザイン、研究方法の一貫性や妥当性を多角的に検討する機会を与える」である。また、研究計画ディベロップメントⅡの目的は「博士論文の研究計画について、研究計画の中盤の段階でピアレビューを行い、研究計画の全体像を提示し、研究全体の一貫性や妥当性を多面的に検討する機会を与える」である。これらの目的を達成するために、博士課程在学中の学生、指導教員等の協力を得て、建設的な批評をもらい、計画書を精練する機会を年2回設ける。

学生は、この機会を利用して、より多くの意見をもらい計画書を推進する。

参 加 者：研究科に所属する教員、博士課程在学者、副指導教員またはその予定者など。

発 表 者：博士課程在学者で研究計画作成の途中にある者

開催時期：秋季（9月）と春季（3月）各1回で、年2回とする。

4 履修について

履修は、看護学共通科目から必修科目2科目を含み4単位以上を修得し、専門領域科目から特論科目2単位、演習科目4単位を修得する。また、博士論文支援科目は2科目2単位を修得する。合計で最低必要単位数は12単位となる。専門領域ごとの履修モデルは表P. 58に示す。

5 大学院設置基準14条特例（昼夜開講制）の実施

学習意欲を持ちながら昼間修学することが困難な社会人の働きながら学ぶ機会を確保するために、昼夜開講制を実施する。

授業時間については、1～5限（9：00～17：50）に加えて、6～7限（18：20～21：30）とするが、指導教員と社会人学生とが個々に相談のうえ、授業を行う。また、社会人学生の履修指導や研究指導については、学生に過度の負担が生じないよう学生のニーズに合わせた柔軟な指導体制をとるとともに、夜間開講科目を設置し、個人指導が集中的に行えるよう時間的な配慮を行う。

6 博士論文

本来学大学院博士後期課程は、高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、日本国内外の看護学の分野において、広い視野のものに自立して看護学を追究できる人材の養成を目的としている。特に、創造性豊かで高度な研究者としての能力を修得するために、それぞれの看護専門分野において、独自で斬新な課題を系統的に探求し論文としてまとめる。

博士論文指導は、指導教授が主として定期的に個別指導を行う。加えて、他の教員からの指導の機会も設け、その論文の質の向上がはかられるように留意する。

【博士論文審査基準】

博士学位論文は、「看護学」を構築する知を創出する上での独創性、新規性、波及性、学術的価値の高いことが求められる。また学位論文は、倫理的な研究活動に基づき、博士号に値する論文として論理的にまとめられており、その研究成果は国内外で共有するに値する必要がある。そこで、博士学位論文は以下の審査基準を満たすことが求められる。

- ① 看護に関わる現象を対象とし、看護学への貢献が明らかなものであること。
- ② 研究計画立案時から学位論文提出までの全過程を通して研究倫理を遵守していること。
- ③ 研究の背景・意義について先行研究も検討した上で、理論的・科学的・実践的根拠をもって説明していること。
- ④ 国内外の研究論文を系統的に網羅し、適切かつ明確な研究目的を設定していること。
- ⑤ 研究目的を達成するために、妥当かつ適切な研究方法論を明確な根拠をもって用いていること。
- ⑥ 研究目的を達成するために、妥当かつ適切な方法でデータを収集している。また、論理的な分析方法が用いられていること。
- ⑦ 研究成果の社会的・教育的・実践的意義および、普遍性や応用性について、既存文献を用いて論述していること。
- ⑧ 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であること。
- ⑨ 学位論文としての体裁が整っており、論文全体をととして一貫性・整合性のある論述がなされていること。

1. 審査体制（審査委員会）

学位論文審査は、学生ごとに審査委員会を設置して行う。審査委員会は、本研究科の教員のうちから3名以上（主査1名および副査2名以上）で構成する。この他、副査には本研究科教員以外の委員を加えることができる。

2. 審査の方法

約120分（最終試験を含む）の審査会を開催し、口述審査により実施する。

1) 口述審査

学生によるプレゼンテーションに引き続き、質疑応答を行う。

2) 審議

審査委員会は、学位論文審査基準に基づき博士論文の内容および審査会での発表・質疑応答を評価・審議し、合議のうえ評定を定め、審査結果報告書を作成する。また審査においては剽窃の有無も確認する。

3) 判定

研究科委員会において、審査結果報告書に基づき、学位論文審査基準に照らして審査結果を判定・承認する。

3. その他

学位論文審査に係る博士論文の提出にあたっては、提出前に主指導教員が剽窃チェックを行う。剽窃チェックにより疑義がある記載については、適切に修正した上で論文を提出する。審査委員会における審議の際、主査は剽窃チェックの実施とその結果について報告する。

【博士論文の手続き】

所定の12単位を修得した学生は、博士論文に取りかかることができる。

ここでは、博士論文の研究計画書の提出、博士論文の提出、博士論文の審査および最終試験、博士論文の発表会の日時、提出書類、提出先等の手続きについて説明する。

なお、人を研究対象とする場合は、事前に研究倫理委員会へ申請する必要がある。

《全体の流れ》

- ① 副指導教員が研究科委員会で決定される。
- ② 博士論文研究計画書審査申請を研究科委員会に行う。(博士様式1)
- ③ 研究計画書の審査を受ける。(指導教員による審査)
- ④ 博士論文定稿・学位(博士)申請書(博士様式2)を提出する。
- ⑤ 審査員が研究科委員会で決定される。
- ⑥ 博士論文の審査と最終試験を受ける。
- ⑦ 博士論文の審査と最終試験の審査に基づき、学位授与の可否が研究科委員会で決定される。
- ⑧ 博士論文発表会を学内で行う。
- ⑨ 博士論文審査合格日から30日以内に、本学学術情報館納本用の製本用博士論文1部、博士論文全文および内容の要旨の電子データを各1部、機関レポジトリ登録申請・公開許諾書を提出する。やむを得ない特別の事由により全文公開できない場合は、「博士論文全文の機関レポジトリ公表保留承認申請書」と提出し、研究科委員会の判断に基づき最大2年間の公表延期を認める。
- ⑩ 学位が授与される。
以下の⑪から⑬は、大学の責任において行われる。
- ⑪ 文部科学大臣に学位授与の報告と本学の学位簿に登録を行う。
- ⑫ 学位授与から3か月以内に博士論文の内容の要旨、および審査結果の要旨をインターネットにより公表する。
- ⑬ 学位授与から1年以内に博士論文の全文、または要約をインターネットにより公表する。

《博士論文研究計画書の提出》

- ・提出書類
 - ① 博士論文研究計画書審査申請書 1部
 - ② 博士論文研究計画書 審査に必要な部数+1部
 - * A4判横書きとし、ワードプロセッサ印刷とする。
 - * 原則として提出後、1週間以降3週間以内に計画書審査会を行う。
- ・提出先 学務課
 - ※学務課では、博士論文研究計画書受領書を発行する。

《博士論文の提出》

・提出期限

学位授与の時期	博士論文提出〆切日	
6月	4月10日	12:00
9月	7月10日	12:00
12月	10月10日	12:00
3月	1月第3金曜日	12:00

※該当日が土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日

- ・提出書類
 - ① 学位（博士）申請書 1部
 - ② 博士論文定稿 審査委員数+1部
 - ③ 博士論文要旨（和文および欧文） 審査委員数+1部
- *A4判横書きとし、ワードプロセッサ印刷とする。

- ・提出先 学務課
- ※学務課では、博士論文受領書を発行する。

《博士論文の審査および最終試験》

- ・期 間 提出後原則3週間以内に審査および最終試験を行う。
- ・審査方法 博士論文の審査は、研究科委員会が設置する審査委員会（主査1名、副査2名以上）が博士論文評価基準に基づいて行い、審査結果は研究科委員会で承認する。最終試験は、博士論文審査に引き続き実施する。最終試験は博士論文審査を担当した審査委員会が口頭試問により行う。最終試験では、博士後期課程で修得した知識、思考能力などの総合的な審査を行い、学生が博士後期課程でのディプロマポリシーを満たしているかで判定する。

《博士論文の発表会》

- ・時 期 毎年3月上旬

《最終提出用博士論文等》

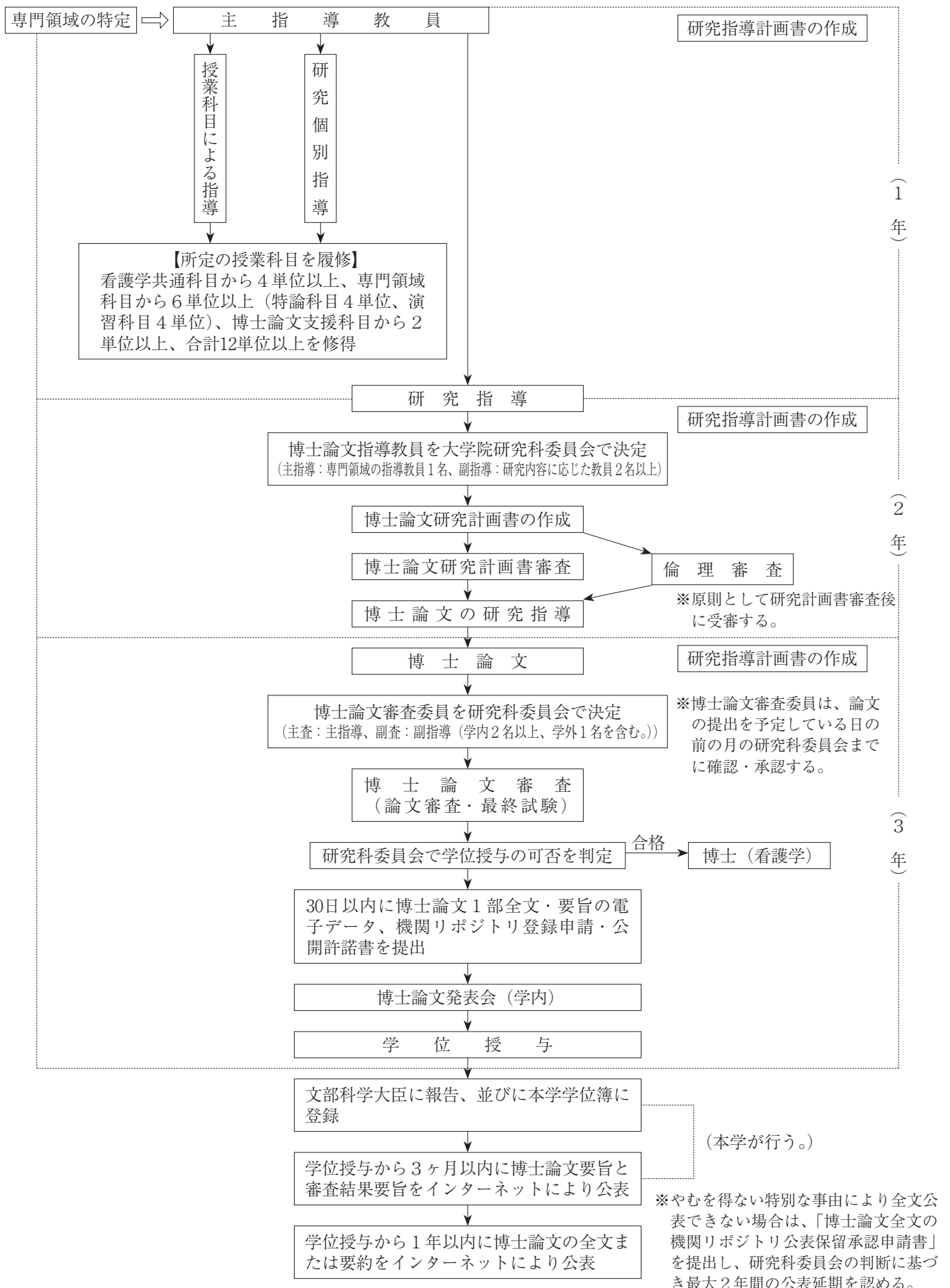
- ・博士論文審査判定日（研究科委員会承認後）から30日以内に、下記のものを提出する。
- ・最終提出後の差し替えは認めないため、よく確認したのちに提出すること。

提出物	形式等	部数
① 学術情報館に納本するための製本用博士論文	製本する状態にしたもの	1部
② 博士論文の全文電子データ	全体（表紙、資料を含む）をひとつにまとめてPDF化したもの	1部
	・[PDF/A（ISO 19005-1に準拠）]	
	・フォントを埋め込む （外部フォントは使用しない）	
③ 博士論文の内容の要旨電子データ	MS WordもしくはText（和文および欧文）	1部
④ 機関リポジトリ登録申請・公開許諾書		1部

※②③はUSBメモリに入れて提出する。

【提出先】学務課

博士論文指導の概念図



博士論文研究計画書審査申請書

年 月 日

兵庫県立大学大学院
看護学研究科長

様

本 籍 地（国又は都道府県）

学籍番号

氏 名

印

年 月 日 生

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて博士論文研究計画書の審査を申請いたします。

必要書類

☐ 研究計画書（ 部）

学位（博士）申請書

年 月 日

兵庫県立大学大学院
看護学研究科長

様

本 籍 地（国又は都道府県）

学籍番号

氏 名

印

年 月 日 生

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて学位（博士）の申請をいたします。

必要書類

☐ 論 文（ 部）

☐ 論文要旨（ 部）

【研究における倫理的配慮について】

本学の研究における倫理審査の目的は、研究対象となる人間の権利の侵害のおそれを未然に防ぎ、もし侵害の恐れがある場合には、個人の自己決定権を最大限に保証しうるように、研究者個人としての倫理的配慮だけでなく、大学が組織として社会に責任を負う努力を行うための制度である。また、研究倫理審査による副次的な目的としては、研究者を守るという側面をもっているということを含んでいる。

本学の研究倫理委員会では「看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程」および「看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会運営要領」に基づいて、研究計画の全プロセスにおける研究協力者の人権擁護の視点から審査するものとする。

1 研究倫理審査の基本的な考え方

研究倫理の審査は、下記の3つの原則(1)倫理原則、(2)研究協力者の権利、(3)インフォームド・コンセントの原則にその考え方の基本を置いている。

(1) 倫理原則

- ・善意：「善いことを行う」という倫理原則
- ・悪意がない：「有害なことを行わない」という倫理原則
- ・誠実さ：「信頼を築く」という倫理原則
- ・公正さ：「公平かつ公正に対応する」という倫理原則
- ・真実性：「真実を述べる」という倫理原則
- ・秘密保持：「個人情報本人の許可無しに研究者以外には漏らさない」という倫理原則

(2) 研究協力者の権利

上記の倫理原則をもとに研究協力者には、「不利益を受けない権利」「完全な情報公開の権利」「自己決定の権利」が保証される。

(3) インフォームド・コンセントの原則

インフォームド・コンセントは「十分な説明に基づく自由な意思決定による承諾の過程」である。

- ・研究の目的、方法、結果の公表等を知らされていること
- ・研究協力者が研究に参加するリスクと権利を理解していること
- ・参加しない権利があることについて知らされていること
- ・誰からも強要されることなく、研究協力するかどうかを意思決定すること

2 研究倫理委員会に係わる研究審査の取扱い

(1) 審査の行程

① 申請書受付期間

研究倫理委員会の開催は、原則として毎月第一水曜日を予定している。研究倫理審査を申請する者は、研究倫理委員会開催の2週間前の午後5時までに（総務課）へ提出してください。

② 審査時には、原則として、申請者は自習室で待機し、いつでも委員の質問に答えることができる状態にしておいてください。

③ 審査の終了後は、原則として10日以内に申請者に通知します。

(2) 審査対象となる研究

① 審査対象となる研究については、本学で行われる人を対象とする研究で研究倫理委員会規程第3条および同運営要領の1に該当する研究

② 大学院論文に係る大学院研究科委員会審査と研究倫理委員会審査との関係について

両審査については、各々独立したものとして取扱い、個別に審査します（一方の審査が終了していないと一方を受け付けないというものではない）。

③ 申請方法等

申請手続および方法等については、大学ホームページをご確認ください。

修士論文・博士論文 作成要領

1. 様 式

- (1) 用紙サイズ：A4判
- (2) 書 き 方：① 縦置き横書き、36字×40行
② ポイント：10.5、英文の場合は、ダブルスペース、両端揃え
③ マージン：上30mm・下30mm・左30mm・右30mm
- (3) 論文形態：左綴じの片面印刷とし、指定の表紙をつける。

2. 論文の構成

- (1) 構成要素

表紙

要約

目次

本文

第Ⅰ章 序論

第Ⅱ章 文献検討

第Ⅲ章 研究方法

第Ⅳ章 結果

第Ⅴ章 考察

第Ⅵ章 結論

謝辞

引用文献

付録・資料

※英文の場合は、和文の構成に準じる。

- (2) 頁

- ① 頁は、下中央につける。
- ② 本文の最初の頁より1ページとし、引用文献の最後の頁を最終頁とする。
- ③ 付録・資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために、i ii iiiというようにつける。

- (3) 見出し

- ① 見出しをつける。見出し番号は、以下を参考にする。

第Ⅰ章

第Ⅰ章

1.

A.

1)

1.

(1)

a.

①

1)

a)

(1)

(a)

- (4) 図、表

- ① 図、表は、それぞれに図1、表1等の一連番号を付し、表題をつける。
- ② 本文中に挿入する図、表および写真を本文と別頁にする場合は、頁番号をつけず本文の該当する頁の後に綴じる。
- ③ 本文とは別に、独立したすべての図、表をまとめたものを引用文献の後に綴じる場合は、図、表の順につける。その際は頁番号をつけない。

(5) 文献の記載様式

文献の記載は「APA方式」を使用する。

最新の記載内容を文献またはインターネットより確認すること。

<詳細については、以下の文献を参照>

- ① American Psychological Association (2019). *Publication Manual of the American Psychological Association* (7th ed.). Washington, DC : APA.
- ② APA. (2019). *APA 論文作成マニュアル* (第3版). (前田樹海, 江藤博之, 田中建彦 訳). 東京 : 医学書院. (2023).

文字は、中央揃えで入力する。

〇〇〇〇年度 兵庫県立大学大学院看護学研究科修士論文
(西暦)

(タ イ ト ル)

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(学籍番号)

NM〇〇N〇〇〇

(氏 名)

〇 〇 〇 〇

指導教員

主指導教員 〇 〇 〇 〇

副指導教員 〇 〇 〇 〇

副指導教員 〇 〇 〇 〇

(提出日)

〇〇〇〇年〇月 〇 日提出

(西暦)

文字は、中央揃えで入力する。

〇〇〇〇年度 兵庫県立大学大学院看護学研究科博士論文
(西暦)

(タ イ ト ル)

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(学籍番号)

ND〇〇N〇〇〇

(氏 名)

〇 〇 〇 〇

指導教員

主指導教員 〇 〇 〇 〇

副指導教員 〇 〇 〇 〇

副指導教員 〇 〇 〇 〇

(提出日)

〇〇〇〇年〇月 〇 日提出

(西暦)

履 修 手 続 き 等

1 履修登録

履修登録については、看護学研究科規則等を十分理解した上、履修ガイダンスの指示に従って専用のウェブサイト（ユニバーサルパスポート）にて行います。

履修登録をした科目について、試験を受けなかった場合、その科目の成績に「不可」がつきます。

履修登録の内容に誤りがあれば、必ず登録期間内に修正を行ってください。登録期間を過ぎると、履修登録を行った科目の変更・追加はできません。

履修手続き

4月

履修ガイダンス

「学生便覧」「履修の手引き」（入学年度のみ配布）および授業科目・履修登録の説明等

履修相談・授業科目の決定

前期・後期ごとに、履修しようとする授業科目を間違えないように計画を立てること。不明な点は学務課もしくは担当教員へ相談すること

履修登録（Web）
全学年

前期・後期ともにユニバーサルパスポートから履修登録すること

（各自、時間割プリントアウト）

登録締切日以降は登録ができなくなるので注意すること

履修時間割表を各自で必ずプリントアウトし、自分の履修科目の確認

（WEB登録のQRコードは下記のとおり）

ログインして履修登録メニューを選択してください。



※履修登録の日程については、掲示等でお知らせします。

※履修登録（履修願提出）後は、授業科目の変更・追加はできないので、十分留意してください。

履修取消は、取消期間のみできます。

※履修登録に不備があれば学務課へ

長期履修制度について

この制度を利用したい学生は、指導教員、学務課に相談してください

（兵庫県立大学長期履修規程参照）

2 授業について

(1) 教 室

時間割には、その講義が行われる教室を指定していますが、受講者数の関係等で変更されることがあります。教室変更は掲示板に掲示しています。

(2) 授 業 時 間

本学では、次の時間割によって授業を行っています。

時 限	授 業 時 間
1 時 限	9 : 00～10 : 30
2 時 限	10 : 40～12 : 10
3 時 限	13 : 00～14 : 30
4 時 限	14 : 40～16 : 10
5 時 限	16 : 20～17 : 50
6 時 限	18 : 20～19 : 50
7 時 限	20 : 00～21 : 30

(3) 成 績 評 価

授業科目の成績は、試験の結果および日常の学習状況を総合して、100点法によって評価し、60点以上を合格として単位を与えます。成績はS、A、BおよびCの評語で表します。

成績の配布時期（公開時期）は別途掲示します。

(4) レポート提出について

ア 明石看護キャンパスでのレポートの形式については、各教員が指示します。

学務課が提出先になっているレポートについては、郵送によるレポートの提出は受付できません。必ず、持参のうえ提出してください。

また、期限を過ぎたレポートは学務課では受け取ることができません。期限を過ぎたレポートの取扱いについては、担当教員の判断によりますので学内の担当教員の場合は、直接連絡をとり、学外の教員の場合は、学務課へ申し出てください。

イ レポート提出における不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

- (ア) 本人以外の者が作成した著作物や文書、レポート等の内容を書き写すこと。（授業資料や本から内容を引用する場合は出典を明記すること。）
- (イ) 本人以外の者にレポート等の内容を作成させること。
- (ウ) シラバスで許可された範囲を超えて生成A I (ChatGPT等)を使用すること。
- (エ) 故意に本人以外の者にレポート等の内容を書き写させる、又は本人以外の者に作成したレポート等を提供すること。（本人が作成したレポートを、流用されると知りながら他の人に見せ、それが他の人によって流用された場合、レポートを見せた者及び流用した者の双方とも不正行為として取り扱う。）
- (オ) 出典を明記することなく本人以外の者の文書を引用すること。
- (カ) レポート等の作成におけるデータや画像の改ざん、捏造
- (キ) レポート等の公生性を損なう行為や公正な成績評価を妨げる行為

3 試験について

(1) 試験時間

試験時間は、60分、75分、80分、90分、および120分とします。

(2) 定期試験における入退室の基準時間

ア 試験開始後、30分過ぎると入室できません。

イ 試験開始後、40分までは退室できません。

(3) 試験の不正行為

ア 試験の不正行為に対する処置規程における「試験」には、定期試験だけでなく、成績評価の対象となる（シラバスに記載がある）中間テスト、小テストやレポート提出等を含めます。

イ 試験の不正行為とは、次のいずれかに該当する行為とします。

(ア) 使用を許されない書籍、ノート、紙片等を見ること。

(イ) 持ち込みが許可されていないパソコン及びスマートフォン等の電子機器類を使用すること。

(ウ) 他の人の答案をのぞきみること、または故意にそれを許すこと。

(エ) 試験の内容に関して私語をすること。

(オ) 使用を認められないものをしまわず、身に付けていたり手に持っていること。

(カ) その他社会通念上受験者として正当でないと思われる行為をすること。

ウ 不正行為があった場合は、その者の当該試験の学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とします。また、この場合において、関係教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表することがあります。さらに、特に悪質な不正行為に対しては、懲戒することがあります。不正行為がないように十分留意してください。

(4) 定期試験を受験できない者に対する処置

ア やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受けることができない者は、試験欠席承認願を提出し、適宜の方法により成績評価を受けることができます。やむを得ない事由については、次の(ア)から(オ)までに準ずる理由に該当するものとします。

(ア) 病気

(イ) 災害および不慮の事故

(ウ) 父母、配偶者又は子の死亡

(エ) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡

(オ) その他前各号に準ずる事由

イ 試験欠席承認願を提出する場合は、原則として、定期試験開始までに学務課に連絡し、その後速やかに提出してください。その場合、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出する必要があります。

ウ 試験欠席の承認や適宜の方法については、別途通知します。

(5) 成績に対する確認および不服申立てについて

本学では、学生が自らの成績に対して確認すべき事項がある場合は当該科目を担当する教員に対し直接確認することができます。また成績に対する確認書を用いて確認することができます。確認依頼の受付期間は成績開示日から7日以内とします。学生からの確認依頼があった日または学務課を通じ

て確認書を受理した日から7日以内に確認結果を回答します。

学生は成績に対する確認を行った結果、解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができます。不服申し立てを行う場合は、担当教員からの回答を受理した日から3日以内に成績に対する不服申立書を提出してください。成績に対する不服申立て回答書、および申立て却下通知書で通知を行います。

(「成績に対する確認および不服申立てに関する要綱」参照、p. 137)

4 交通途絶・気象警報発令の場合の休講

交通途絶や気象警報が発令された場合等における授業及び定期試験の取扱いを以下のとおりとします。

学生への連絡はユニバーサルパスポートへの掲示配信を原則としますので、こまめに確認するようにしてください。状況によっては、学内掲示板への掲示や各学部・研究科のホームページでの案内等も行いますが、各自で情報を収集し、対応するように留意してください。

※交通途絶、気象警報発令以外の事情であっても、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講の措置を講じることがあるので、注意してください。

※キャンパスが休講措置を講じない場合でも、自宅周辺や通学経路の状況により、学生自身が「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断した場合は、無理をして通学しないようにしてください。後日、欠席した授業の教員に事情を説明すれば、教員は状況に応じて教育上の配慮を行います。

① 対面授業の取扱い

ア 交通途絶の場合

(ア) 基準時間

区分	交通途絶の状況	授業の取扱い
a	午前7時までに解決	1時限目から授業（通常どおり）
b	午前7時現在継続し、午前11時までに解決	午前中休講となり、3時限目から授業
c	午前11時を過ぎても解決しない	午後休講
d	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記b又はcのとおり

(イ) 休講に係る交通途絶の要件

a 明石看護キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

b 神戸商科キャンパス

神戸市営地下鉄が不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- (c) JR線、神戸高速鉄道が共に不通の場合

c 神戸情報科学キャンパス

ポータライナーが不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- (c) JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

d 姫路工学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- (a) 神姫バスが不通の場合
- (b) JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

e 姫路環境人間キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- (a) 神姫バスが不通の場合
- (b) JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

f 播磨理学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- (a) 神姫バスが不通の場合
- (b) JR線（大阪－岡山間）が不通の場合

g 淡路緑景観キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- (a) 明石海峡大橋（本州四国連絡道路）が不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- (c) 淡路ジェノバライン、淡路交通バス、神姫バス、山陽バス、本四海峡バス、JRバスが共に不通の場合

h 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

- (a) 全但バス（豊岡駅－キャンパス間）が不通の場合

i 神戸防災キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- (a) JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- (b) JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- (c) JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

※ 学外実習の場合は、教員の指示に従ってください。

イ 気象警報発令の場合

気象警報発令の場合の休講については、次のとおりとします。

(ア) 種 類

神戸地方気象台が発令する気象警報とし、以下の7種類を対象とします。

＜対象とする気象警報＞

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」

【警 報】「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」

※「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」は対象としないので、注意してください。

※気象台の発表する防災気象情報には、日ごろからよく注意しておいてください。気象庁

ホームページの「防災情報」の「気象警報・注意報」から確認できます。

※特別警報発令時には、学生の安全確保を最優先に、各キャンパスで独自の措置を取る場合があります。

(イ) 休講に係る警報発令対象地域

a 明石看護キャンパス

明石市又は神戸市

b 神戸商科キャンパス、神戸防災キャンパス及び神戸情報科学キャンパス

神戸市

c 姫路工学キャンパス及び姫路環境人間キャンパス

姫路市

d 播磨理学キャンパス

姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町のうち、いずれかの市町

e 淡路緑景観キャンパス

淡路市

f 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

豊岡市

※ 学外実習の場合は、担当教員の指示に従ってください。

(ウ) 基準時間

【前日判断】

判断目安	翌日の通勤・通学状況	翌日の授業の取扱い
午後5時まで	気象警報の発令や気象予測等に基づく公共交通機関の計画運休が発表されるなど、翌日の通勤・通学が困難であると判断できる場合	以下の取扱いのいずれかを判断 A：【当日判断】の取扱いを適用する B：原則、終日オンライン授業に切替えて実施する。(注記)

(注記)

- ・実習、実験科目などオンラインでの実施が困難な授業科目は、オンライン授業に切替えずに休講とする場合があります。
- ・居住地の気象状況や通信施設の被災等による通信不能、自宅から避難所等へ避難したなどの事情によりオンライン授業が受講できなかった場合は、教員に相談してください。

【当日判断】

区分	発 令 状 況	授 業 の 取 扱 い
a	午前7時までに解除	1時限目から授業（通常どおり）
b	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	午前中休講となり、3時限目から授業
c	午前11時を過ぎても解除されない	午後休講
d	上記気象警報が授業開始後に発令された場合	原則、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記b又はcのとおり。 ただし、当該授業の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で授業を即座に中止することがあります。

- ・なお、河川の氾濫や道路の冠水、浸水、土砂崩れなどにより、キャンパスからすぐに自宅へ帰宅することで「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合には、キャンパス教職員の指示に従い、キャンパス内の安全な場所に避難するなどの行動を取ってください。
- ・気象警報発令による休講の取扱いについては、対象外の警報であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切替えの措置を講じることがあります。
- ・上記の事情にかかわらず、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切替えの措置を講じることがあります。

ウ 明石看護キャンパスにおける避難情報発令の場合（追加休講の措置）

自治体が避難情報発令を発表した場合の明石看護キャンパスの授業の休講は、次のとおりとします。

(ア) 対象とする避難情報

「避難準備・高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」のいずれかが発令された場合
※自治体が発表する避難情報については、当該自治体のホームページから確認できます。

(イ) 基準時間

「イ 気象警報発令の場合の【当日判断】のa～d」の基準時間と同様とします。

(ウ) 休講に係る避難情報発令地域

明石市北王子町（大学所在地）

エ その他

(ア) 集中講義における取扱い

- 交通途絶、気象警報発令時ともに、原則、①対面授業の取扱いと同様とします。
- 翌日以降の日程については、教員が学生及びキャンパス経営部と協議します。また異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業の場合は、キャンパス経営部間でも協議し、必要に応じて大学本部事務局とも調整します。

(イ) 定期試験における取扱い

- 交通途絶時は基本的に①対面授業の取扱いと同様とします。
- 気象警報発令時は以下のとおりとします。

区分	発 令 状 況	試 験 の 取 扱 い
a	午前7時までに解除	1時限目から試験（通常どおり）
b	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	1・2時限目は中止、3時限目以降は実施
c	午前11時を過ぎても解除されない	3時限目以降も中止
d	上記気象警報が試験開始後に発令された場合	原則、その時限の試験は平常どおり実施し、次の時限以降の試験は上記b又はcのとおり。 ただし、当該試験の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で試験を即座に中止することがあります。

- ・ a から d に該当しない場合であっても、定時に実施することにより、複数の学生に対し著しく不利益が生じると予測される場合は、キャンパスの判断により、開始時間の繰り下げ、試験の延期等の措置を講じる場合があります。また、遠隔授業の場合は、他キャンパスの状況も考慮し措置を講じます。

② 対面形態によらない授業の取扱い

オンライン配信やオンデマンド配信など、対面形態によらない授業における交通途絶、気象警報が発令された場合の取扱いを下記のとおりとします。

ア オンライン配信による授業

原則、休講となる場合は以下のとおりです。

- ・ 教員が移動中に交通途絶が発生し授業開始時間から30分以内に配信できない場合
- ・ 気象警報による公共交通機関の計画運休や自治体からの避難指示等により、教員が授業開始時間から30分以内に配信できない場合

なお、居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能などにより、オンライン配信を視聴できなかった場合は、教員に相談してください。

イ 録画配信や課題等による授業

原則、授業を実施します。

履 修 関 連 規 程

兵庫県立大学学則

平成25年法人規程第75号

兵庫県立大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

(学部)

第2条 本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

2 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
国 際 商 経 学 部	国 際 商 経 学 科	360	1,440
社 会 情 報 科 学 部	社 会 情 報 科 学 科	100	400
工 学 部	電 気 電 子 情 報 工 学 科	126	504
	機 械 ・ 材 料 工 学 科	126	504
	応 用 化 学 工 学 科	100	400
	小 計	352	1,408
理 学 部	物 質 科 学 科	90	360
	生 命 科 学 科	85	340
	小 計	175	700
環 境 人 間 学 部	環 境 人 間 学 科 (うち食環境栄養課程)	205 (40)	820 (160)
看 護 学 部	看 護 学 科	105	420
計		1,297	5,188

3 学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

(職員組織)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあっては学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第9条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第23条に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第10条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(副専攻)

第10条の2 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

(授業科目及び授業の方法)

第10条の3 授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び教職課程科目とする。

2 全学共通科目は、高等教育推進機構長の下、全学が協力して開設する。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 前4項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

(単位の計算)

第11条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条第3項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、

授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語、演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習、実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して高等教育推進機構が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

（単位の授与）

第12条 授業科目を履修した者には、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

（成績の評価）

第13条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表することが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めるところにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

（他大学等における履修等）

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、第1項の協定に定めるもののほか、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算）

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項に定めるもののうち、学生が第37条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

4 前3項に関して必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第8条の規定にかかわらず修業年限を超え

て一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

第4章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 各学部は、第5条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

(入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。

3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

(入学許可)

第21条 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。

2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学許可の取消)

第22条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第1号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学の辞退を申し出たとき
- (2) 入学資格を満たしていないと認めたとき
- (3) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

(編入学者の在学すべき年数等)

第23条 編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。

- 2 前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第24条 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
- 3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第25条 学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第26条 学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第27条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第8条の修業年限に算入することができる。
- 3 第14条の規定は、留学について準用する。

(卒業認定)

第28条 学長は、本学に第8条に規定する年数（編入学により入学した者については、第23条に規定する在学すべき年数）在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

- 2 学長は、本学に3年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

(学位)

第29条 学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第30条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により3箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

- 3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。
- 4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第31条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第32条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

- (1) 第30条第4項に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

(再入学)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第21条の規定による許可をすることができる。

- (1) 第31条の規定により本学を退学した者
 - (2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者
- 2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 賞 罰

(表彰)

第34条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な事由がなく、修業の実のない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 学 生 寮

(学生寮)

第36条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。
- 3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第37条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者については高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可す

ることができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第38条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第39条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第41条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

(規定の準用)

第42条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第10章 公開講座

(公開講座)

第44条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第11章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

第45条 授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

第12章 雑 則

(補則)

第46条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月4日改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日改正)

この学則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月11日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度から平成31年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び3年次編入学定員並びに収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環 境 人 間 学 部	環 境 人 間 学 部 (うち食環境栄養課程)	入 学 定 員	205	205	205
			(40)	(40)	(40)
		3年次編入学定員	－	－	－
			－	－	－
		収 容 定 員	810	810	815
			(150)	(150)	(155)
看 護 学 部	看 護 学 科	入 学 定 員	105	105	105
		3年次編入学定員	－	－	－
		収 容 定 員	415	410	415
全 学 部 の 計		入 学 定 員	1,267	1,267	1,267
		3年次編入学定員	－	－	－
		収 容 定 員	5,053	5,048	5,058

附 則 (平成30年12月5日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成31年度から平成33年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学科並びに全学部の計の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成31年度	平成32年度	平成33年度
経 済 学 部	国 際 経 済 学 科	300	200	100
	応 用 経 済 学 科	300	200	100
経 営 学 部	組 織 経 営 学 科	390	260	130
	事 業 創 造 学 科	300	200	100
国 際 商 経 学 部	国 際 商 経 学 科	360	720	1,080
社 会 情 報 科 学 部	社 会 情 報 科 学 科	100	200	300
全学部合計		5,098	5,128	5,158

附 則（平成31年 1 月 9 日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第10条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以前に入学した者の成績の評価については、第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 5 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月 2 日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月27日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月28日改正）

（施行期日）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

兵庫県立大学大学院学則

平成25年法人規程第76号

兵庫県立大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 兵庫県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 本大学院に、社会科学研究科、工学研究科、理学研究科、環境人間学研究科、看護学研究科、情報科学研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科及び緑環境景観マネジメント研究科を置く。

2 研究科の専攻及び定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程・修士課程・専門職学位課程		博士後期課程		一貫制博士課程		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入	収容定員
社会科学研究科	経済学専攻	12	24	5	15	—	—	—
	経営学専攻	5	10	5	15	—	—	—
	グローバルビジネス専攻	9	18	—	—	—	—	—
	会計専門職専攻	20	40	—	—	—	—	—
	経営専門職専攻	45	90	—	—	—	—	—
	小 計	91	182	10	30	—	—	—
工学研究科	電気物性工学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	電子情報工学専攻	25	50	4	12	—	—	—
	機械工学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	材料・放射光工学専攻	25	50	4	12	—	—	—
	応用化学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	化学工学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	小 計	150	300	20	60	—	—	—
理学研究科	物質科学専攻	32	64	11	33	—	—	—
	生命科学専攻	28	56	9	27	—	—	—
	小 計	60	120	20	60	—	—	—
環境人間学研究科	環境人間学専攻	30	60	6	18	—	—	—
看護学研究科	看護学専攻	25	50	4	12	—	—	—
情報科学研究科	データ計算科学専攻	80	160	14	42	—	—	—
地域資源マネジメント研究科	地域資源マネジメント専攻	12	24	2	6	—	—	—
減災復興政策研究科	減災復興政策専攻	12	24	2	6	—	—	—
緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント専攻	20	40	—	—	—	—	—
計		480	960	78	234	—	—	—

3 研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程で定める。

(課程)

第3条 研究科（緑環境景観マネジメント研究科を除く。）に博士課程を、社会科学研究科に修士課程を、社会科学研究科及び緑環境景観マネジメント研究科に専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26

号) 第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。) を置く。

- 2 博士課程は、前期の課程（以下「博士前期課程」という。）、後期の課程（以下「博士後期課程」という。）及び一貫制博士課程に区分する。
- 3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。
- 4 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 5 博士後期課程及び一貫制博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことを目的とする。

（職員組織）

第4条 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第2章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学年限

（学年、学期及び休業日）

第5条 兵庫県立大学学則（以下「大学学則」という。）第5条第1項、第6条第1項及び第7条の規定は、本大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会科学研究科グローバルビジネス専攻の9月入学者選抜により入学する者にあつては、学年は9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。また、当該専攻の学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

（標準修業年限）

第6条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程及び博士後期課程の標準修業年限はそれぞれ2年及び3年とする。ただし、一貫制博士課程は5年とする。

- 2 修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 3 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、教育上の必要があると認められるときは、研究科規程その他の規程の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

（在学年限）

第7条 研究科の在学年限は、博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。ただし、前条第3項ただし書の規定により2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分の在学年限は、当該標準修業年限の2倍の期間を超えることができない。

- 2 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

第3章 教育課程及び履修方法等

（授業及び研究指導等）

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。ただし、専門職学位課程においては、授業科目の授業その他当該研究科の定める教育課程によって教育を行うものとする。

- 2 授業の方法については、大学学則第10条の3第3項及び第4項の規定を準用する。

(単位の計算、単位の授与及び成績の評価)

第9条 大学学則第11条から第13条までの規定は、単位の計算、単位の授与及び成績評価について準用する。

(他の研究科又は学部の授業科目の履修)

第10条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、学生に他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位については、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(他大学院における授業科目の履修等)

第11条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）と本大学院との協議に基づき、教授会等の意見を聴いた上で、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲とする。

(他大学院等における研究指導)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所その他別に定める機関（以下これらを「大学院等」という。）と本大学院との協議に基づき、教授会等の意見を聴いた上で、学生に大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、博士前期課程又は修士課程の学生について、当該研究指導を受けさせる場合は、その期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導については、本大学院で受けた研究指導とみなす。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院等において必要な研究指導を受けようとする場合について準用する。

(教育方法の特例)

第13条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他大学院学生の受入れ)

第14条 学長は、本大学院に他大学院学生を受け入れることができる。他大学院学生の受入れについては、研究科規程その他の規程で定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会等の意見を聴いた上で、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、15単位を超えないものとする。ただし、第11条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、転学等の場合を除き、第11条第3項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第6条の規定にかかわらず標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会等の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程及び履修方法に関する研究科規程等への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、研究科規程その他の規程で定めるところによる。

第4章 入学、転学、転研究科、転専攻及び修了要件

(入学の時期)

第18条 大学学則第18条の規定は、本大学院の入学の時期について準用する。

(入学資格)

第19条 博士前期課程、修士課程、一貫制博士課程又は専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 大学（学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (10) 大学に3年以上在学した者で、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者

- (12) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第20条 大学学則第20条の規定は、本大学院の入学志願の手続について準用する。

(入学許可及び入学許可の取消し)

第21条 大学学則第21条及び第22条の規定は、入学許可及び入学許可の取消しについて準用する。

(転学)

第22条 学生は、他の大学院に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は、他の大学院学生で本大学院に転学を希望する者については、教授会等の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
- 3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

(転研究科)

第23条 学長は、学生が、転研究科を希望する旨を申し出たときは、当該学生の所属研究科及び志望研究科の教授会等の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転研究科に関して必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第24条 学長は、学生が、他の専攻に転専攻を希望する旨を申し出たときは、教授会等の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転専攻に関して必要な事項は、別に定める。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件)

第25条 博士前期課程又は修士課程の修了には、当該課程に2年以上在学し、研究科規程その他の規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第15条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

4 修士論文の審査及び最終試験については、研究科規程その他の規程で定める。

（専門職学位課程の修了要件）

第26条 専門職学位課程の修了には、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該修業年限）以上在学し、研究科規程その他の規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得することを必要とする。

2 第15条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認める者ときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、当該課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士後期課程の修了要件）

第27条 博士後期課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、研究科規程その他の規程で定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年未満在学し当該課程を修了した者 博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年

2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項のいずれかに該当する者が、博士後期課程に入学した場合における当該課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、博士後期課程授業科目について、研究科規程その他の規程で定める授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験については、研究科規程その他の規程で定める。

（一貫制博士課程の修了要件）

第28条 一貫制博士課程の修了には、当該課程に5年以上在学し、研究科規程その他の規程で定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年未満在学し当該課程を修了した者 博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年

2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項のいずれかに該当する者が、一貫制博士課程に入学した場合における当該課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、一貫制博士課程授業科目について、研究科規程その他の規程で定める授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第1項で規定する在学期間については、第25条第3項の規定を適用する。
- 4 博士論文の審査及び最終試験については、研究科規程その他の規程で定める。

(課程の修了認定)

第29条 学長は、本大学院において、博士前期課程又は修士課程の修了要件を満たした者について、教授会等の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

- 2 学長は、本大学院において、専門職学位課程の修了要件を満たした者について、教授会等の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。
- 3 学長は、本大学院において、博士後期課程及び一貫制博士課程の修了要件を満たした者について、教授会等の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

(学位)

第30条 学長は、本大学院において、博士前期課程又は修士課程を修了した者について、教授会等の意見を聴いた上で、修士の学位を授与する。

- 2 学長は、本大学院において、専門職学位課程を修了した者について、教授会等の意見を聴いた上で、専門職学位を授与する。
- 3 学長は、本大学院において、博士後期課程及び一貫制博士課程を修了した者について、教授会等の意見を聴いた上で、博士の学位を授与する。
- 4 前3項に規定するもののほか、学位の授与に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第31条 大学学則第30条の規定は、学生の休学及び復学について準用する。この場合において、同条第4項中、「3年」とあるのは「博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、一貫制博士課程にあっては5年」と読み替えるものとする。

(退学、除籍及び再入学)

第32条 大学学則第31条から第33条までの規定は、学生の退学、除籍及び再入学について準用する。

第6章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第33条 大学学則第34条及び第35条の規定は、学生に係る表彰及び懲戒について準用する。

第7章 学 生 寮

(学生寮)

第34条 大学学則第36条の規定は、本大学院の学生寮について準用する。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員)

第35条 大学学則第37条から第41条までの規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

- 2 この章に定めるもののほか、大学院学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第36条 学長は、外国人で留学のため、本大学院へ入学を願い出る者があるときは、教授会等の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

- 2 この章に定めるもののほか、大学院学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第10章 授業料及び入学科等

(授業料及び入学科等)

第37条 大学学則第45条の規定は、授業料及び入学科等について準用する。

第11章 雑 則

(補則)

第38条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月14日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における経営研究科経営専門職専攻の入学定員及び収容定員並びに全研究科の定員の計については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	博士前期課程・修士課程 ・ 専 門 職 学 位 課 程	
		入 学 定 員	収 容 定 員
経 営 研 究 科	経 営 専 門 職 専 攻	40	80
計		384	768

附 則 (平成26年3月5日改正)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月4日改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日改正)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日改正)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月14日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 生命理科学研究科ピコバイオロジー専攻は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成31年度から平成34年度における生命理科学研究科生命科学専攻及び生命理科学研究科ピコバイオロジー専攻の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	収容定員			
			平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
生命理学研究科	生命科学専攻	博士前期課程	45	56	56	56
		博士後期課程	9	9	15	21
	ピコバイオロジー専攻	一貫制博士課程	36	26	16	8

附 則（平成30年12月5日改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月2日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 経済学研究科経済学専攻及び地域公共政策専攻、経営学研究科経営学専攻、会計研究科会計専門職専攻、経営研究科経営専門職専攻、物質理学研究科物質科学専攻、生命理学研究科生命科学専攻、看護学研究科共同災害看護学専攻、応用情報科学研究科応用情報科学専攻並びにシミュレーション学研究科シミュレーション学専攻は、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和3年度から令和6年度までにおける経済学研究科経済学専攻及び地域公共政策専攻、経営学研究科経営学専攻、会計研究科会計専門職専攻、経営研究科経営専門職専攻、社会科学研究科経済学専攻、経営学専攻、グローバルビジネス専攻、会計専門職専攻及び経営専門職専攻、物質理学研究科物質科学専攻、生命理学研究科生命科学専攻、理学研究科物質科学専攻及び生命科学専攻、看護学研究科共同災害看護学専攻、応用情報科学研究科応用情報科学専攻、シミュレーション学研究科シミュレーション学専攻並びに情報科学研究科データ計算科学専攻の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	収 容 定 員			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経済学研究科	経済学専攻	博士前期課程	10	－	－	－
		博士後期課程	10	5	－	－
	地域公共政策専攻	博士前期課程	10	－	－	－
経営学研究科	経営学専攻	博士後期課程	12	6	－	－
会計研究科	会計専門職専攻	専門職学位課程	40	－	－	－
経営研究科	経営専門職専攻	専門職学位課程	45	－	－	－
社会科学研究科	経済学専攻	博士前期課程	15	30	30	30
		博士後期課程	5	10	15	15
	経営学専攻	博士前期課程	5	10	10	10
		博士後期課程	5	10	15	15
	グローバルビジネス専攻	修士課程	6	12	12	12
	会計専門職専攻	専門職学位課程	20	40	40	40
	経営専門職専攻	専門職学位課程	45	90	90	90
物質理学研究科	物質科学専攻	博士前期課程	32	－	－	－
		博士後期課程	22	11	－	－
生命理学研究科	生命科学専攻	博士前期課程	28	－	－	－
		博士後期課程	18	9	－	－
理学研究科	物質科学専攻	博士前期課程	32	64	64	64
		博士後期課程	11	22	33	33
	生命科学専攻	博士前期課程	28	56	56	56
		博士後期課程	9	18	27	27
看護学研究科	共同災害看護学専攻	一貫制博士課程	8	6	4	2
応用情報科学研究科	応用情報科学専攻	博士前期課程	40	－	－	－
		博士後期課程	20	10	－	－
シミュレーション学研究科	シミュレーション学専攻	博士前期課程	20	－	－	－
		博士後期課程	8	4	－	－
情報科学研究科	データ計算科学専攻	博士前期課程	60	120	120	120
		博士後期課程	14	28	42	42

附 則（令和4年3月29日改正）

（施行期日）

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 令和5年度における情報科学研究科データ計算科学専攻博士前期課程の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程
		令和5年度
情報科学研究科	データ計算科学専攻	140

附 則（令和 4 年12月22日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年度における社会科学研究科経済学専攻及びグローバルビジネス専攻博士前期課程の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	博士前期課程
		令和 5 年度
社 会 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	27
	グローバルビジネス専攻	15

兵庫県立大学大学院看護学研究科規程

平成25年兵庫県立大学大学院看護学研究科規程第1号

兵庫県立大学大学院看護学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学決裁規程（平成25年法人規程第6号）第5条に規定する専決事項として研究科長が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に斬新的・創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。

2 看護学専攻博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）においては、広い視野に立って看護学の精深な学識を授け、高度な専門性を有する看護の実践能力や研究者としての基礎能力を養うものとする。

3 看護学専攻博士後期課程においては、看護学の分野における創造性豊かな研究者として、広い視野のもとに自立して研究活動を行うために必要な、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(コース)

第4条 大学院学則第2条第2項の規定による看護学専攻博士前期課程には、高度実践看護コース、研究コース、実践リーダーコース及び災害看護グローバルリーダーコースを置く。

2 大学院学則第2条第2項の規定による看護学専攻博士後期課程には、研究コース及び災害看護グローバルリーダーコースを置く。

(副プログラム)

第5条 本研究科において編成する教育課程を充実させるため、副プログラムを置くことができる。

2 副プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位の計算)

第6条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項は、看護学専攻博士前期課程にあっては別表第1のとおり、看護学専攻博士後期課程にあっては別表第2のとおり、教職課程にあっては別表3のとおりとする。

2 授業科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

(1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、別に定める。

(指導教員)

第7条 学生の履修、研究及び論文の指導のため指導教員を置く。

2 指導教員は、専門領域を担当する専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、研究科長が認めた教員をもって充てることができる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、あわせて学生の授業科目の履修などに適切な助言を行うものと

する。

- 4 指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科長は、委員会の意見を聴いた上で変更を認めることがある。

(履修手続)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の指導のもとに、毎学期の所定の期日までに履修願（様式第1号）を学務所管課に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。
- 3 履修願提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときは指導教員と当該担当教員の承認を得て、研究科長に変更を願い出ることができる。研究科長は前記の変更にあたっては委員会の意見を聴いた上で行う。

(単位の認定)

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

(学位論文の指導)

第10条 学位論文の指導については、学位論文研究計画書（以下「計画書」という。）を作成する段階から専門領域の指導教員を主指導教員とし、学生の研究内容に応じて、研究科長が承認した複数の副指導教員による指導体制をとる。研究科長は、前記の承認にあたっては委員会の意見を聴いた上で行う。

- 2 主指導教員は、副指導教員と連携をとりながら研究指導にあたるものとし、学位論文の計画書の作成並びに研究課題における学生の指導及び相談等においては、主たる指導者としての役割と責任を担うものとする。
- 3 副指導教員は、主指導教員の要請を受けながら、研究方法や内容等について、学生の指導及び相談を行いながら、研究が円滑に進むように支援するものとする。

(転学)

第11条 大学院学則第22条第1項の規定により、他の大学院に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課へ提出しなければならない。

- 2 大学院学則第22条第2項の規定により、本研究科に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転研究科)

第12条 研究科長は、学生が他の研究科に転研究科を希望する旨を申し出たときは、委員会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 他の研究科の在学中で本研究科に転研究科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転研究科を許可することができる。
- 4 前項の選考に関し、必要な事項は委員会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(他研究科の授業科目の履修)

第13条 学生は、他研究科の授業科目の履修をしようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により、他研究科の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、委員会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(他大学院授業科目の履修)

第14条 学生は他大学院の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、委員会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(他大学院学生の受入れ)

第15条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願い出たときは、委員会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

(修士論文又は博士論文)

第16条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。

- 2 大学院学則第25条第3項、第27条第3項及び第28条第3項の規定により修士論文又は博士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。

(最終試験)

第17条 大学院学則第25条第3項、第27条第3項及び第28条第3項の規定により最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出した者について行う。

(養護教諭専修免許状)

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭専修免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令26号）の定めるところにより、第6条に定める教職課程科目単位を履修しなければならない。

(成績の評価及び判定)

第19条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
(2) 合格した科目には所定の単位を与える。
(3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評 語	区 分	評 価 の 基 準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
4 学位論文の評価は、第1項の規定を準用することとし、最終試験は合格、不合格をもって表す。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、履修方法については看護学研究科で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2 この規程の施行の日前に当該研究科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学研究科規則（兵庫県立大学看護学研究科規程第1号）の規定の例による。

附 則（平成26年3月13日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25年度及び平成26年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成28年2月10日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25～27年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成29年3月7日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成25～28年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成30年3月14日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成25～29年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成30年10月11日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から試行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成30年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成31年2月13日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年度以前に入学した者の成績の評価については、第19条第1項第3号の規程にかかわらず、従前の定めるところによる。

附 則（令和元年12月11日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第4は、この規定の施行日以後に入学したものに適用し、平成31年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和3年2月10日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1、第2及び第3は、この規程の試行期日以後に入学したものに適用し、令和2年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。
- 3 兵庫県立大学大学院則（平成25年法人規定第76条）附則（令和2年12月2日改正）2により存続する共同災害看護学専攻5年一貫博士課程の教育研究上の目的、授業科目及び単位数その他履修に関する事項については改正後の規程に関わらず、従前の定めるところによる。

附 則（令和4年3月9日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和3年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和4年4月13日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第2は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和4年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和5年2月8日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第2は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和4年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和7年3月13日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第2は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和6年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

別表第1 (第6条関係)

看護学研究科博士前期課程 (修士課程)

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
看護学 基盤科目		実践看護論(a)	1	2	夜間・土曜日開講科目
		実践看護論(b)	1	2	
		看護研究法Ⅰ(a)	1	2	夜間・土曜日開講科目
		看護研究法Ⅰ(b)	1	2	
		看護研究法Ⅱ	1	1	
		看護研究法Ⅲ	1	1	
		看護倫理	1	2	
関連 教養科目		哲学的人間学Ⅰ	1	2	夜間・土曜日開講科目
		心理療法原論	1・2	2	
		保健統計学	1	2	
		臨床疫学	1	2	
		保健福祉学	1	2	
		運動処方論	1	2	
		教育学特講	1	2	
		国際保健学	1	2	
		英語エッセイの書き方	1	2	
		疫学統計	1	2	
		人間関係の心理学	1	2	
		人材育成開発論	1	2	
		データヘルス	1・2	2	
看護学 共通科目		看護と保健政策	1	2	
		看護教育論	1	2	
		看護管理	1	2	
		看護コンサルテーション	2	2	
		看護ヘルスアセスメント	1	2	
		臨床病態診断学特論	1	2	
		ベッドサイドの臨床薬理	1	2	
		家族看護学	1	2	
		地域保健活動論	1	2	
		災害看護対象論	1	2	
実践 リーダーコース 共通科目		基礎課題ゼミナール	1	2	夜間・土曜日開講科目
		プロジェクトマネジメント	1	2	夜間・土曜日開講科目
		ヘルスケアにおける質管理	2	2	夜間・土曜日開講科目
領域別 専門科目	看護生体機能学	看護生体機能学特論Ⅰ	1	2	
		看護生体機能学特論Ⅱ	1	2	
		看護生体機能学演習	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ(看護生体機能学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ(看護生体機能学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅲ(看護生体機能学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅳ(看護生体機能学)	2	2	
	生活機能看護学	生活機能看護学特論Ⅰ	1	2	
		生活機能看護学特論Ⅱ	1	2	
		生活機能看護学演習	1	2	
		看護学特別研究Ⅰ(生活機能看護学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ(生活機能看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ(生活機能看護学)	2	2	
	環境看護学	人間生活環境論	1	2	
		環境看護論	1	2	
		環境看護学演習Ⅰ	1	2	
		看護学特別研究Ⅰ(環境看護学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ(環境看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ(環境看護学)	2	2	

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
領域別専門科目	看護教育学	看護生涯学習・キャリア設計論	1	2	
		カリキュラム開発・プログラム論	1	2	
		看護教育学演習	1	2	
		看護学特別研究Ⅰ（看護教育学）	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ（看護教育学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ（看護教育学）	2	2	
	がん看護学	がん看護論	1	2	
		症状緩和論	1	2	
		がん治療看護論	1	2	
		がん看護病態学特論	1	2	
		治療看護エビデンス検索演習	2	2	
		がん治療的看護介入演習	1	2	
		がん高度実践看護実習Ⅰ	1	2	
		がん高度実践看護実習Ⅱ	2	2	
		がん高度実践看護実習Ⅲ	2	2	
		がん治療看護実習Ⅰ	1	2	
		がん治療看護実習Ⅱ	1	2	
		特別課題演習（がん看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ（がん看護学）	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ（がん看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ（がん看護学）	2	2	
	クリティカルケア看護学	クリティカルケア看護学概論	1	2	
		クリティカルケア看護 病態アセスメント論	1	2	
		クリティカルケア看護学 治療・療養支援論	1	2	
		クリティカルケア看護演習Ⅰ	1	2	
		クリティカルケア看護演習Ⅱ	1	2	
		クリティカルケア看護演習Ⅲ	1	2	
		クリティカルケア看護演習Ⅳ	2	2	
		クリティカルケア高度実践看護実習Ⅰ	2	4	
		クリティカルケア高度実践看護実習Ⅱ	2	4	
		クリティカルケア治療看護実習	1	2	
		特別課題演習（クリティカルケア看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ（クリティカルケア看護学）	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ（クリティカルケア看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ（クリティカルケア看護学）	2	2	
	成人看護学	成人健康看護特論	1	2	
		慢性治療看護論	1	2	
		成人看護方法論Ⅰ	1	2	
		成人看護方法論Ⅱ	1	2	
		慢性看護活動論Ⅰ	1	2	
		慢性看護活動論Ⅱ	2	2	
		慢性治療看護演習Ⅰ	1	2	
		慢性治療看護演習Ⅱ	1	2	
		慢性高度実践看護実習Ⅰ	1	1	
		慢性高度実践看護実習Ⅱ	1	3	
		慢性高度実践看護実習Ⅲ	2	2	
		慢性治療看護実習Ⅰ	1	2	
		慢性治療看護実習Ⅱ	2	2	
		特別課題演習（慢性看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ（成人看護学）	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ（成人看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ（成人看護学）	2	2	

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
領域別専門科目	老人看護学	老年看護論	1	2	
		老年健康生活評価論	1	2	
		老年看護サポートシステム論	1	2	
		老年看護病態・治療論	1	2	
		老年看護援助論	1	2	
		認知症看護演習	1	2	
		課題演習(老年看護学)	2	2	
		老年高度実践看護実習Ⅰ	1	2	
		老年高度実践看護実習Ⅱ	1	2	
		老年高度実践看護実習Ⅲ	2	2	
		老年治療看護実習Ⅰ	1	2	
		老年治療看護実習Ⅱ	2	2	
		特別課題演習(老年看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ(老年看護学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ(老年看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ(老年看護学)	2	2	
	母性看護学	ウイメンズヘルス	1	2	
		母性健康生活論	1	2	
		母性援助論Ⅰ	1	2	
		母性援助論Ⅱ	1	2	
		母性治療看護論Ⅰ	1	2	
		母性治療看護論Ⅱ	1	2	
		母性治療看護演習	2	2	
		母性高度実践看護実習Ⅰ	1	2	
		母性高度実践看護実習Ⅱ	2	2	
		母性高度実践看護実習Ⅲ	2	2	
		母性治療看護実習Ⅰ	1	2	
		母性治療看護実習Ⅱ	2	2	
		特別課題演習(母性看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ(母性看護学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ(母性看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ(母性看護学)	2	2	
	小児看護学	小児健康生活論	1	2	
		小児保健医療福祉教育制度と看護	1	2	
		小児看護援助論	1	2	
		小児看護援助論演習Ⅰ	1	2	
		小児看護援助論演習Ⅱ	1	2	
		小児身体・発達アセスメント演習	1	2	
		小児看護臨床薬理・判断過程演習	1	2	
		小児高度実践看護実習Ⅰ	1	3	
		小児高度実践看護実習Ⅱ	2	3	
		小児高度実践看護実習Ⅲ	2	2	
		小児治療看護実習	1	2	
		特別課題演習(小児看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ(小児看護学)	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ(小児看護学)	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ(小児看護学)	2	2	

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
領域別専門科目	精神看護特論	1	2	
	精神看護方法論Ⅰ	1	2	
	精神看護方法論Ⅱ	1	2	
	精神高度実践看護演習Ⅰ	1	2	
精神看護学	精神高度実践看護演習Ⅱ	2	2	
	精神治療看護演習	1	2	
	精神高度実践看護実習Ⅰ	1	1	
	精神高度実践看護実習Ⅱ	1	4	
	精神高度実践看護実習Ⅲ	2	3	
	精神治療看護実習	1	2	
	特別課題演習（精神看護学）	2	2	
	看護学特別研究Ⅰ（精神看護学）	1	2	
	看護学特別研究Ⅱ（精神看護学）	2	2	
	看護学特別研究Ⅲ（精神看護学）	2	2	
在宅看護学	在宅看護活動論	1	2	
	在宅看護援助論Ⅰ	1	2	
	在宅看護援助論Ⅱ	1	2	
	在宅看護方法論Ⅰ	1	2	
	在宅看護方法論Ⅱ	2	2	
	在宅看護管理論	1	2	
	在宅治療援助論	2	2	
	在宅高度実践看護実習Ⅰ	1	3	
	在宅高度実践看護実習Ⅱ	2	3	
	在宅治療看護実習Ⅰ	1	2	
	在宅治療看護実習Ⅱ	2	2	
	特別課題演習（在宅看護学）	2	2	
	看護学特別研究Ⅰ（在宅看護学）	1	2	
	看護学特別研究Ⅱ（在宅看護学）	2	2	
	看護学特別研究Ⅲ（在宅看護学）	2	2	
国際看護学	グローバルヘルスリサーチ概論	1	2	
	国際看護活動論	1	2	
	地域開発論	1	2	
	インターナショナル・フィールドスタディ	1・2	2	
	看護学特別研究Ⅰ（国際看護学）	1	2	
	看護学特別研究Ⅱ（国際看護学）	2	2	
	看護学特別研究Ⅲ（国際看護学）	2	2	
組織看護学	看護経営管理論	1	2	
	組織看護学特論	1	2	
	組織看護学演習	1	2	
	ヘルスケア組織論	1	2	夜間・土曜日開講科目
	ヘルスケアシステム演習（組織看護学）	1	1	夜間・土曜日開講科目
	組織看護学リーダーシップ特論	1	2	夜間・土曜日開講科目
	組織看護学リーダーシップ実習	2	4	夜間・土曜日開講科目
	看護実践研究Ⅰ（組織看護学）	1	1	夜間・土曜日開講科目
	看護実践研究Ⅱ（組織看護学）	2	2	夜間・土曜日開講科目
	看護学特別研究Ⅰ（組織看護学）	1	2	
	看護学特別研究Ⅱ（組織看護学）	2	2	
	看護学特別研究Ⅲ（組織看護学）	2	2	

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
領域別専門科目	地域看護学	地域／公衆衛生看護特論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		地域／公衆衛生看護方法論	1	2	
		地域ケアシステム論	2	2	
		高度公衆衛生看護演習	1	2	
		ヘルスケアシステム演習（地域看護学）	1	1	
		地域看護学リーダーシップ特論	1	2	
		地域看護学リーダーシップ実習	2	4	
		看護実践研究Ⅰ（地域看護学）	1	1	
		看護実践研究Ⅱ（地域看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅰ（地域看護学）	1	2	
		看護学特別研究Ⅱ（地域看護学）	2	2	
		看護学特別研究Ⅲ（地域看護学）	2	2	
	学校保健学	特別支援教育特論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		生徒指導特論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		養護活動特論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		健康相談特論	2	2	夜間・土曜日開講科目
		学校における保健と安全	2	2	夜間・土曜日開講科目
		学校保健学課題発見演習	1	2	夜間・土曜日開講科目
		学校保健学課題発見実習	1	1	夜間・土曜日開講科目
		学校保健学課題実践実習	2	1	夜間・土曜日開講科目
		学校保健学課題研究Ⅰ	2	2	夜間・土曜日開講科目
		学校保健学課題研究Ⅱ	2	2	夜間・土曜日開講科目
	看護情報学	看護情報論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		看護情報標準化論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		看護システム構築論	2	2	夜間・土曜日開講科目
		広域看護情報システム論	1	2	夜間・土曜日開講科目
		ケア支援システム演習Ⅰ	1	2	夜間・土曜日開講科目
		ケア支援システム演習Ⅱ	2	2	夜間・土曜日開講科目
		プロジェクト研究基礎	1	2	夜間・土曜日開講科目
		看護情報学実践研究Ⅰ	1	2	夜間・土曜日開講科目
		看護情報学実践研究Ⅱ	2	2	夜間・土曜日開講科目
	災害看護学	災害看護学総論	1	2	
		災害看護研究ゼミナール	1	2	
		災害グローバル看護実践論	2	2	
		災害看護フィールドワークⅠ	1	1	
		災害看護フィールドワークⅡ	1・2	1	
		災害看護フィールドワークⅢ	1・2	1	
		実践看護研究（災害看護学）	2	3	

大学院共通科目

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
先端医療工学研究所 共通科目	医療健康工学概論	1・2	2	2単位を上限として修了所要単位に算入できる。ただし、修士論文の内容に関連する科目であり、「看護と保健政策」の単位を取得している場合に限る。
	機器分析学	1・2	2	
	分子細胞構造学	1・2	2	
	人間健康科学特論	1・2	2	
	臨床食環境栄養特論	1・2	2	
	病院情報システム特論	1・2	2	
	デジタルヘルス	1・2	2	
コミュニティ・プランナー 共通科目	コミュニティ・プランナー方法論	1・2	2	地域創生リーダー教育プログラムとして配置するが修了所要単位に算入できない。
	コミュニティ・プランナー方法論実践	1・2	2	

（修了要件）

- 1 各専門領域が定める修了所要単位以上を修得したうえで、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
- 2 前項に規定する修了所要単位については、別に定める。

別表第2（第6条関係）

看護学研究科博士後期課程

1 授業科目及び単位数等

授業科目の名称		配当 年次	単位数	専門領域																												
				治療 看護学	看護生 体機能学	生活機能 看護学	環境 看護学	母性 看護学	小児 看護学	成人 看護学	老人 看護学	精神 看護学	組織 看護学	地域 看護学	国際 看護学	災害 看護学	在宅 看護学	看護情報 学														
看護学 共通科目	理論看護学Ⅰ	1	2	必修																												
	看護学研究法	1	2																													
	理論看護学Ⅱ	1	2	選択																												
	量的看護学研究法応用	1	2																													
	質的看護学研究法応用Ⅰ	1	1																													
	質的看護学研究法応用Ⅱ	1	1																													
	高等社会統計学	1	2																													
	哲学の人間学Ⅱ	1	2																													
修了所要単位			4																													
専門 領域 科目	治療看護学特論	1	2	必修																												
	治療看護学演習	1	4																													
	看護生体機能学特論	1	2		必修																											
	看護生体機能学演習	1	4																													
	生活機能看護学特論	1	2			必修																										
	生活機能看護学演習	1	4																													
	環境看護学特論	1	2				必修																									
	環境看護学演習	1	4																													
	母性看護学特論	1	2					必修																								
	母性看護学演習	1	4																													
	小児看護学特論	1	2						必修																							
	小児看護学演習	1	4																													
	成人看護学特論	1	2							必修																						
	成人看護学演習	1	4																													
	老人看護学特論	1	2								必修																					
	老人看護学演習	2	4																													
	精神看護学特論	1	2									必修																				
	精神看護学演習	1	4																													
	組織看護学特論	1	2										必修																			
	組織看護学演習	1	4																													
	地域看護学特論	1	2											必修																		
	地域看護学演習	1	4																													
	国際看護学特論	1	2												必修																	
	国際看護学演習	1	4																													
	災害看護学特論	1	2													必修																
	災害看護学演習	1	4																													
	在宅看護学特論	1	2														必修															
	在宅看護学演習	1	4																													
	看護情報学特論	1	2															必修														
	看護情報学演習	1	4																													
修了所要単位			6																													
研究 支援 科目	インディペンデントスタディ	1・2・3	1・2	選択																												
	インターンシップ	1・2・3	2																													
	修了所要単位																															
博士 論文 文 支援 科目	研究計画ディベロップメントⅠ	1	1	必修																												
	研究計画ディベロップメントⅡ	1	1																													
	英語論文の書き方	1	1	選択																												
	修了所要単位			2																												
修了所要単位 合計			12																													

2 修了要件

各専門領域とも、科目区分ごとに修了所要単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表第3（第6条関係）

免許法施行規則に定める科目区分		教育職員免許法に定める単位数	左記に対応する本大学院開設科目			備考	
			授業科目	単位数			
				必修	選択		
大学が独自に設定する科目	養護に関する科目	24	実践看護論	2		小児看護学及び地域看護学は全てを履修	
			看護研究法Ⅰ	2			
			看護研究法Ⅱ		1		
			看護研究法Ⅲ		1		
			看護倫理		2		
			家族看護論		2		
			地域/公衆衛生看護特論		2		
			心理療法原論		2	小児看護学及び地域看護学はこれらの科目より1科目2単位以上を履修	
			保健統計学		2		
			臨床疫学		2		
			母性健康生活論		2	小児看護学は4科目より3科目6単位以上を選択	
			小児看護援助論		2		
			小児看護援助論演習Ⅰ		2		
			小児看護援助論演習Ⅱ		2		
			地域/公衆衛生看護方法論		2	地域看護学は全てを履修	
			地域ケアシステム論		2		
			高度公衆衛生看護演習		2		
			疫学統計		2	学校保健学は全てを履修	
			学校における保健と安全		2		
			養護活動特論		2		
			健康相談特論		2		
			学校保健学課題発見演習		2		
			学校保健学課題発見実習		1		
			学校保健学課題実践実習		1		
	ヘルスケア組織論		2	小児看護学及び地域看護学は3科目より1科目2単位以上を選択 学校保健学は4科目より2科目4単位以上を選択			
	小児健康生活論		2				
	人間関係の心理学		2				
	特別支援教育特論		2				
	教育学特講	2					
	教育の基礎的理解に関する科目						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目			生徒指導特論	2	学校保健学は履修		

(履修要件)

以下の要件全てに当てはまる者に教職課程の履修を認める。

- ① 入学時において養護教諭 1 種免許状を取得している、または博士前期課程修了までに所要資格を満たすことができる見込みがある。
- ② 看護学専攻博士前期課程（修士課程）に在籍している。
- ③ 学校保健学、小児看護学、地域看護学の各専門領域に属している。

看護学研究科博士前期課程の修了所要単位に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、兵庫県立大学大学院看護学研究科規程別表第1の規定に基づき、博士前期課程の修了所要単位に関して、必要な事項を定めるものとする。

(修了所要単位)

第2条 修了所要単位は、専門領域が設置するコースごとに定める。

2 各コースの修了所要単位は下表のとおりとする。

専 門 領 域	高度実践 看護コース	研究コース	実践リーダー コース	災害看護グローバル リーダーコース
看護生体機能学		30		
生活機能看護学		30		
環境看護学		30		
看護教育学		30		
がん看護学	40	30		
クリティカルケア看護学	42	30		
成人看護学	42	30		
老人看護学	42	30		
母性看護学	40	30		
小児看護学	40	30		
精神看護学	44	30		
在宅看護学	44	30		
国際看護学		30		
組織看護学		30	30	
地域看護学		30	30	
学校保健学			30	
看護情報学			30	
災害看護学				34

3 各コースの修了所要単位に関する要件は、表1から表28のとおりとする。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

【専門領域別・コース別 修了所要単位】

表1 看護生体機能学専門領域 研究コース

授業科目		配当年次	単位数		備考	
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2		
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2		
	看護研究法Ⅱ	1		1		
	看護研究法Ⅲ	1		1		
	看護倫理	1		2		
	修了所要単位		8			
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2		
	心理療法原論	1・2		2		
	保健統計学	1		2		
	臨床疫学	1		2		
	保健福祉学	1		2		
	運動処方論	1		2		
	教育学特講	1		2		★
	国際保健学	1		2		
	英語エッセイの書き方	1		2		
	疫学統計	1		2		★
	人間関係の心理学	1		2		★
	人材育成開発論	1		2		★
	データヘルス	1・2		2		
	修了所要単位		4			
看護学共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2		
	看護教育論	1		2		
	看護管理	1		2		
	看護コンサルテーション	2		2		
	看護ヘルスアセスメント	1		2		
	臨床病態診断学特論	1		2		
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2		
	家族看護学	1		2		
	地域保健活動論	1		2		
	災害看護対象論	1		2		
	修了所要単位		4			
領域別専門科目	看護生体機能学特論Ⅰ	1	必修	2		
	看護生体機能学特論Ⅱ	1		2		
	看護生体機能学演習	2		2		
	看護学特別研究Ⅰ（看護生体機能学）	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ（看護生体機能学）	1		2		
	看護学特別研究Ⅲ（看護生体機能学）	2		2		
	看護学特別研究Ⅳ（看護生体機能学）	2		2		
	修了所要単位		14			
目的に応じて履修する科目		-	選択			
〔看護生体機能学 研究コース〕修了所要単位			30			

★主として夜間・土曜日開講

表2 生活機能看護学専門領域 研究コース

授業科目		配当年次	単位数		備考	
看護学 基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2		
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2		
	看護研究法Ⅱ	1		1		
	看護研究法Ⅲ	1		1		
	看護倫理	1		2		
	修了所要単位		8			
関連教養 科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2		
	心理療法原論	1・2		2		
	保健統計学	1		2		
	臨床疫学	1		2		
	保健福祉学	1		2		
	運動処方論	1		2		
	教育学特講	1		2		★
	国際保健学	1		2		
	英語エッセイの書き方	1		2		
	疫学統計	1		2		★
	人間関係の心理学	1		2		★
	人材育成開発論	1		2		★
	データヘルス	1・2		2		
	修了所要単位		4			
看護学 共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2		
	看護教育論	1		2		
	看護管理	1		2		
	看護コンサルテーション	2		2		
	看護ヘルスアセスメント	1		2		
	臨床病態診断学特論	1		2		
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2		
	家族看護学	1		2		
	地域保健活動論	1		2		
	災害看護対象論	1		2		
	修了所要単位		4			
領域別 専門科目	生活機能看護学特論Ⅰ	1	必修	2		
	生活機能看護学特論Ⅱ	1		2		
	生活機能看護学演習	1		2		
	看護学特別研究Ⅰ（生活機能看護学）	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ（生活機能看護学）	2		2		
	看護学特別研究Ⅲ（生活機能看護学）	2		2		
	修了所要単位		12			
目的に応じて履修する科目		-	選択必修	2		
〔生活機能看護学 研究コース〕修了所要単位			30			

★主として夜間・土曜日開講

表3 環境看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
看護学 基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2		
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2		
	看護研究法Ⅱ	1		1		
	看護研究法Ⅲ	1		1		
	看護倫理	1		2		
	修了所要単位		8			
関連教養 科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2		
	心理療法原論	1・2		2		
	保健統計学	1		2		
	臨床疫学	1		2		
	保健福祉学	1		2		
	運動処方論	1		2		
	教育学特講	1		2		★
	国際保健学	1		2		
	英語エッセイの書き方	1		2		
	疫学統計	1		2		★
	人間関係の心理学	1		2		★
	人材育成開発論	1		2		★
	データヘルス	1・2		2		
	修了所要単位		4			
看護学 共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2		
	看護教育論	1		2		
	看護管理	1		2		
	看護コンサルテーション	2		2		
	看護ヘルスアセスメント	1		2		
	臨床病態診断学特論	1		2		
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2		
	家族看護学	1		2		
	地域保健活動論	1		2		
	災害看護対象論	1		2		
	修了所要単位		4			
領域別 専門科目	人間生活環境論	1	必修	2		
	環境看護論	1		2		
	環境看護学演習Ⅰ	1		2		
	看護学特別研究Ⅰ（環境看護学）	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ（環境看護学）	2		2		
	看護学特別研究Ⅲ（環境看護学）	2		2		
	修了所要単位		12			
目的に応じて履修する科目		-	選択必修	2		
〔環境看護学 研究コース〕修了所要単位			30			

★主として夜間・土曜日開講

表4 看護教育学専門領域 研究コース

授業科目		配当年次	単位数		備考
看護学 基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養 科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択必修	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学 共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		4		
領域別 専門科目	看護生涯学習・キャリア設計論	1		2	
	カリキュラム開発・プログラム論	1		2	
	看護教育学演習	1	必修	2	
	看護学特別研究Ⅰ（看護教育学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（看護教育学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（看護教育学）	2		2	
	修了所要単位		12		
目的に応じて履修する科目		-	選択必修	2	
〔看護教育学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表5 がん看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位				
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2	必修	2	2単位以上 選択必修
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	家族看護学	1	選択	2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		10		
領域別専門科目	がん看護論	1	必修	2	
	症状緩和論	1		2	
	がん治療看護論	1		2	
	がん看護病態学特論	1		2	
	治療看護エビデンス検索演習	2		2	
	がん治療的看護介入演習	1		2	
	がん高度実践看護実習Ⅰ	1		2	
	がん高度実践看護実習Ⅱ	2		2	
	がん高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	がん治療看護実習Ⅰ	1		2	
	がん治療看護実習Ⅱ	1		2	
	特別課題演習（がん看護学）	2		2	
	修了所要単位		24		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔がん看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位			40		

★主として夜間・土曜日開講

表6 がん看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択必修	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		6		
領域別専門科目	がん看護論	1		2	
	症状緩和論	1		2	
	がん治療看護論	1	必修	2	
	看護学特別研究Ⅰ(がん看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(がん看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(がん看護学)	2		2	
	がん看護病態学特論	1		2	
	治療看護エビデンス検索演習	2	選択	2	
	がん治療的看護介入演習	1		2	
	修了所要単位		12		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔がん看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表7 クリティカルケア看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位				
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2	必修	2	2単位以上 選択必修
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	家族看護学	1	選択	2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
修了所要単位		10			
領域別専門科目	クリティカルケア看護学概論	1	必修	2	
	クリティカルケア看護 病態アセスメント論	1		2	
	クリティカルケア看護学 治療・療養支援論	1		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅰ	1		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅱ	1		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅲ	1		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅳ	2		2	
	クリティカルケア高度実践看護実習Ⅰ	2		4	
	クリティカルケア高度実践看護実習Ⅱ	2		4	
	クリティカルケア治療看護実習	1		2	
	特別課題演習（クリティカルケア看護学）	2		2	
	修了所要単位		26		
目的に応じて履修する科目		－	選択		
〔クリティカルケア看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位		42			

★主として夜間・土曜日開講

表8 クリティカルケア看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学 基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養 科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択必修	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学 共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		6		
領域別 専門科目	クリティカルケア看護学概論	1		2	
	クリティカルケア看護 病態アセスメント論	1		2	
	クリティカルケア看護学 治療・療養支援論	1	必修	2	
	看護学特別研究Ⅰ(クリティカル看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(クリティカル看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(クリティカル看護学)	2		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅰ	1		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅱ	1	選択	2	
	クリティカルケア看護演習Ⅲ	1		2	
	クリティカルケア看護演習Ⅳ	2		2	
	修了所要単位		12		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔クリティカルケア看護学 研究コース〕 修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表9 成人看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1	必修	2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位				
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護と保健政策	1		2	2単位以上 選択必修
	看護教育論	1	選択必修	2	
	看護管理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1	選択	2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		10		
領域別専門科目	成人健康看護特論	1		2	
	慢性治療看護論	1		2	
	成人看護方法論Ⅰ	1		2	
	慢性看護活動論Ⅰ	1		2	
	慢性看護活動論Ⅱ	2		2	
	慢性治療看護演習Ⅰ	1	必修	2	
	慢性治療看護演習Ⅱ	1		2	
	慢性高度実践看護実習Ⅰ	1		1	
	慢性高度実践看護実習Ⅱ	1		3	
	慢性高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	慢性治療看護実習Ⅰ	1		2	
	慢性治療看護実習Ⅱ	2		2	
	特別課題演習(慢性看護学)	2		2	
	成人看護方法論Ⅱ	1	選択	2	
	修了所要単位		26		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔成人看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位			42		

★主として夜間・土曜日開講

表10 成人看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択必修	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		4		
領域別専門科目	成人健康看護特論	1		2	
	慢性治療看護論	1		2	
	成人看護方法論Ⅰ	1	必修	2	
	成人看護方法論Ⅱ	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ(成人看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(成人看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(成人看護学)	2		2	
	慢性看護活動論Ⅰ	1		2	
	慢性看護活動論Ⅱ	2	選択	2	
	慢性治療看護演習Ⅰ	1		2	
	慢性治療看護演習Ⅱ	1		2	
	修了所要単位		14		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔成人看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表11 老人看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	★ ★ ★ ★
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位				
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2	必修	2	2単位以上 選択必修
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	家族看護学	1	選択	2	
	災害看護対象論	1		2	
修了所要単位		10			
領域別専門科目	老年看護論	1	必修	2	
	老年健康生活評価論	1		2	
	老年看護サポートシステム論	1		2	
	老年看護病態・治療論	1		2	
	老年看護援助論	1		2	
	認知症看護演習	1		2	
	課題演習(老年看護学)	2		2	
	老年高度実践看護実習Ⅰ	1		2	
	老年高度実践看護実習Ⅱ	1		2	
	老年高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	老年治療看護実習Ⅰ	1		2	
	老年治療看護実習Ⅱ	2		2	
	特別課題演習(老年看護学)	2		2	
	修了所要単位		26		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔老人看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位		42			

★主として夜間・土曜日開講

表12 老人看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択必修	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		2		
領域別専門科目	老年看護論	1		2	
	老年健康生活評価論	1		2	
	老年看護サポートシステム論	1		2	
	老年看護病態・治療論	1	必修	2	
	老年看護援助論	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ（老年看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（老年看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（老年看護学）	2		2	
	認知症看護演習	1	選択	2	
	課題演習（老年看護学）	2		2	
	修了所要単位		16		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔老人看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表13 母性看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	★ ★ ★ ★
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
修了所要単位					
看護学共通科目	看護ヘルスアセスメント	1	必修	2	2単位以上 選択必修
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	家族看護学	1	選択	2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
修了所要単位		8			
領域別専門科目	ウイメンズヘルス	1	必修	2	
	母性健康生活論	1		2	
	母性援助論Ⅰ	1		2	
	母性援助論Ⅱ	1		2	
	母性治療看護論Ⅰ	1		2	
	母性治療看護論Ⅱ	1		2	
	母性治療看護演習	2		2	
	母性高度実践看護実習Ⅰ	1		2	
	母性高度実践看護実習Ⅱ	2		2	
	母性高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	母性治療看護実習Ⅰ	1		2	
	母性治療看護実習Ⅱ	2		2	
	特別課題演習(母性看護学)	2		2	
	修了所要単位			26	
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔母性看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位			40		

★主として夜間・土曜日開講

表14 母性看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1		1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		4		
領域別専門科目	ウイメンズヘルス	1	必修	2	
	母性健康生活論	1		2	
	母性治療看護論Ⅰ	1		2	
	母性治療看護論Ⅱ	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ(母性看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(母性看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(母性看護学)	2		2	
	母性援助論Ⅰ	1	選択	2	
	母性援助論Ⅱ	1		2	
	母性治療看護演習	2		2	
	修了所要単位		14		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔母性看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表15 小児看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位				
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2	必修	2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護と保健政策	1	選択	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位			8	
領域別専門科目	小児健康生活論	1	必修	2	
	小児保健医療福祉教育制度と看護	1		2	
	小児看護援助論	1		2	
	小児看護援助論演習Ⅰ	1		2	
	小児看護援助論演習Ⅱ	1		2	
	小児身体・発達アセスメント演習	1		2	
	小児看護臨床薬理・判断過程演習	1		2	
	小児高度実践看護実習Ⅰ	1		3	
	小児高度実践看護実習Ⅱ	2		3	
	小児高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	小児治療看護実習	1		2	
	特別課題演習（小児看護学）	2		2	
	修了所要単位		26		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔小児看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位			40		

★主として夜間・土曜日開講

表16 小児看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1		1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		6		
領域別専門科目	小児健康生活論	1	必修	2	
	小児看護援助論	1		2	
	小児看護援助論演習Ⅰ	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ(小児看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(小児看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(小児看護学)	2		2	
	小児保健医療福祉教育制度と看護	1	選択	2	
	小児看護援助論演習Ⅱ	1		2	
	小児身体・発達アセスメント演習	1		2	
	小児看護臨床薬理・判断過程演習	1		2	
	修了所要単位		12		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔小児看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表17 精神看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護倫理	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	修了所要単位		6		
関連教養科目	心理療法原論	1・2	必修	2	★ ★ ★ ★
	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		2		
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2	必修	2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	看護教育論	1	選択必修	2	2単位以上 選択必修
	看護管理	1		2	
	看護と保健政策	1	選択	2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
修了所要単位		12			
領域別専門科目	精神看護特論	1	必修	2	
	精神看護方法論Ⅰ	1		2	
	精神看護方法論Ⅱ	1		2	
	精神高度実践看護演習Ⅰ	1		2	
	精神高度実践看護演習Ⅱ	2		2	
	精神治療看護演習	1		2	
	精神高度実践看護実習Ⅰ	1		1	
	精神高度実践看護実習Ⅱ	1		4	
	精神高度実践看護実習Ⅲ	2		3	
	精神治療看護実習	1		2	
	特別課題演習（精神看護学）	2		2	
	修了所要単位		24		
目的に応じて履修する科目		－	選択		
〔精神看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位		44			

★主として夜間・土曜日開講

表18 精神看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	英語エッセイの書き方	1	必修	2	
	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1	選択必修	2	
	教育学特講	1		2	★
	国際保健学	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		4		
領域別専門科目	精神看護特論	1		2	
	精神看護方法論Ⅰ	1		2	
	精神看護方法論Ⅱ	1		2	
	精神治療看護演習	1	必修	2	
	看護学特別研究Ⅰ(精神看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(精神看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(精神看護学)	2		2	
	精神高度実践看護演習Ⅰ	1	選択	2	
	精神高度実践看護演習Ⅱ	2		2	
	修了所要単位		14		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔精神看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表19 在宅看護学専門領域 高度実践看護コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2		
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2		
	看護倫理	1		2		
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1		
	看護研究法Ⅲ	1		1		
	修了所要単位		6			
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2		
	心理療法原論	1・2		2		
	保健統計学	1		2		
	臨床疫学	1		2		
	保健福祉学	1		2		
	運動処方論	1		2		
	教育学特講	1		2		
	国際保健学	1		2		
	英語エッセイの書き方	1		2		
	疫学統計	1		2		
	人間関係の心理学	1		2		
	人材育成開発論	1		2		
	データヘルス	1・2		2		
	修了所要単位					
看護学共通科目	看護コンサルテーション	2	必修	2		
	看護ヘルスアセスメント	1		2		
	臨床病態診断学特論	1		2		
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2		
	家族看護学	1		2		
	看護と保健政策	1	選択必修	2		2単位以上 選択必修
	看護管理	1		2		
	看護教育論	1	選択	2		
	地域保健活動論	1		2		
	災害看護対象論	1		2		
修了所要単位		12				
領域別専門科目	在宅看護活動論	1	必修	2		
	在宅看護援助論Ⅰ	1		2		
	在宅看護援助論Ⅱ	1		2		
	在宅看護方法論Ⅰ	1		2		
	在宅看護方法論Ⅱ	2		2		
	在宅看護管理論	1		2		
	在宅治療援助論	2		2		
	在宅高度実践看護実習Ⅰ	1		3		
	在宅高度実践看護実習Ⅱ	2		3		
	在宅治療看護実習Ⅰ	1		2		
	在宅治療看護実習Ⅱ	2		2		
	特別課題演習（在宅看護学）	2		2		
	修了所要単位		26			
目的に応じて履修する科目		-	選択			
〔在宅看護学 高度実践看護コース〕修了所要単位			44			

★主として夜間・土曜日開講

表20 在宅看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1		2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1	必修	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1	選択必修	2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	★
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1	選択必修	2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		4		
領域別専門科目	在宅看護活動論	1		2	
	在宅看護援助論Ⅰ	1		2	
	在宅看護援助論Ⅱ	1		2	
	在宅看護管理論	1	必修	2	
	看護学特別研究Ⅰ（在宅看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（在宅看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（在宅看護学）	2		2	
	在宅看護方法論Ⅰ	1		2	
	在宅看護方法論Ⅱ	2	選択	2	
	在宅治療援助論	2		2	
	修了所要単位		14		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔在宅看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表21 国際看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考		
看護学 基盤科目	実践看護論 (a)	1	必修	2			
	看護研究法Ⅰ (a)	1		2			
	看護研究法Ⅱ	1		1			
	看護研究法Ⅲ	1		1			
	看護倫理	1		2			
	修了所要単位		8				
関連教養 科目	保健統計学	1	必修	2			
	臨床疫学	1		2			
	国際保健学	1		2			
	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2			
	心理療法原論	1・2		2			
	保健福祉学	1		2			
	運動処方論	1		2			
	教育学特講	1		2			★
	英語エッセイの書き方	1		2			
	疫学統計	1		2			★
	人間関係の心理学	1		2			★
	人材育成開発論	1		2			★
	データヘルス	1・2		2			
修了所要単位		6					
看護学 共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2	2単位以上 選択必修		
	看護管理	1		2			
	地域保健活動論	1		2			
	災害看護対象論	1		2			
	看護教育論	1	選択	2			
	看護コンサルテーション	2		2			
	看護ヘルスアセスメント	1		2			
	臨床病態診断学特論	1		2			
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2			
	家族看護学	1		2			
	修了所要単位		2				
領域別 専門科目	グローバルヘルスリサーチ概論	1	必修	2			
	国際看護活動論	1		2			
	地域開発論	1		2			
	インターナショナル・フィールドスタディ	1・2		2			
	看護学特別研究Ⅰ（国際看護学）	1		2			
	看護学特別研究Ⅱ（国際看護学）	2		2			
	看護学特別研究Ⅲ（国際看護学）	2		2			
	修了所要単位		14				
目的に応じて履修する科目		－	選択				
〔国際看護学 研究コース〕 修了所要単位			30				

★主として夜間・土曜日開講

表22 組織看護学専門領域 実践リーダーコース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(b)	1	必修	2	★
	看護研究法Ⅰ(b)	1		2	★
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		4		
関連教養科目	疫学統計	1	必修	2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		6		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1	選択	2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		2		
実践リーダーコース 共通科目	基礎課題ゼミナール	1	必修	2	★
	プロジェクトマネジメント	1		2	★
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	★
	修了所要単位		6		
領域別専門科目	ヘルスケア組織論	1	必修	2	★
	ヘルスケアシステム演習（組織看護学）	1		1	★
	組織看護学リーダーシップ特論	1		2	★
	組織看護学リーダーシップ実習	2		4	★
	看護実践研究Ⅰ（組織看護学）	1		1	★
	看護実践研究Ⅱ（組織看護学）	2		2	★
	看護経営管理論	1	選択	2	
	組織看護学特論	1		2	
	組織看護学演習	1		2	
	修了所要単位		12		
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔組織看護学 実践リーダーコース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表23 組織看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1		1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	必修	2	
	看護管理	1		2	
	看護教育論	1	選択	2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
修了所要単位		4			
実践リーダーコース 共通科目	基礎課題ゼミナール	1	選択	2	★
	プロジェクトマネジメント	1		2	★
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	★
	修了所要単位				
領域別専門科目	看護経営管理論	1	必修	2	
	組織看護学特論	1		2	
	組織看護学演習	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ（組織看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（組織看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（組織看護学）	2		2	
	修了所要単位		12		
他領域科目	看護情報論	2	必修	2	
	修了所要単位		2		
目的に応じて履修する科目		－	選択		
〔組織看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表24 地域看護学専門領域 実践リーダーコース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(b)	1	必修	2	★
	看護研究法Ⅰ(b)	1		2	★
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		4		
関連教養科目	疫学統計	1	必修	2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	2単位以上 選択必修
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		6		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1	選択	2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		2		
実践 リーダーコース 共通科目	基礎課題ゼミナール	1	必修	2	★
	プロジェクトマネジメント	1		2	★
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	★
	修了所要単位		6		
領域別専門科目	地域ケアシステム論	2	必修	2	★
	ヘルスケアシステム演習（地域看護学）	1		1	★
	地域看護学リーダーシップ特論	1		2	★
	地域看護学リーダーシップ実習	2		4	★
	看護実践研究Ⅰ（地域看護学）	1		1	★
	看護実践研究Ⅱ（地域看護学）	2		2	★
	地域／公衆衛生看護特論	1	選択	2	
	地域／公衆衛生看護方法論	1		2	
	高度公衆衛生看護演習	1		2	
	修了所要単位		12		
目的に応じて履修する科目		－	選択		
〔地域看護学 実践リーダーコース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表25 地域看護学専門領域 研究コース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(a)	1	必修	2	
	看護研究法Ⅰ(a)	1		2	
	看護研究法Ⅱ	1		1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		8		
関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	選択必修	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位		4		
実践リーダーコース 共通科目	基礎課題ゼミナール	1	選択	2	★
	プロジェクトマネジメント	1		2	★
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	★
	修了所要単位				
領域別専門科目	地域／公衆衛生看護特論	1	必修	2	★
	地域／公衆衛生看護方法論	1		2	
	地域ケアシステム論	2		2	
	高度公衆衛生看護演習	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ（地域看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（地域看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（地域看護学）	2		2	
	修了所要単位		14		
目的に応じて履修する科目		－	選択		
〔地域看護学 研究コース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表26 学校保健学専門領域 実践リーダーコース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(b)	1	必修	2	★ ●
	看護研究法Ⅰ(b)	1		2	★ ●
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	●
	看護研究法Ⅲ	1		1	●
	看護倫理	1		2	●
	修了所要単位		4		
関連教養科目	教育学特講	1	必修	2	★ ●
	疫学統計	1		2	★ ●
	人間関係の心理学	1		2	★ ●
	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	
	心理療法原論	1・2		2	●
	保健統計学	1		2	●
	臨床疫学	1		2	●
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		6		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	選択	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	●
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位				
実践リーダーコース 共通科目	基礎課題ゼミナール	1	必修	2	★
	プロジェクトマネジメント	1	選択	2	★
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	★
	修了所要単位		2		
領域別専門科目	特別支援教育特論	1	必修	2	★ ●
	生徒指導特論	1		2	★ ●
	養護活動特論	1		2	★ ●
	健康相談特論	2		2	★ ●
	学校における保健と安全	2		2	★ ●
	学校保健学課題発見演習	1		2	★ ●
	学校保健学課題発見実習	1		1	★ ●
	学校保健学課題実践実習	2		1	★ ●
	学校保健学課題研究Ⅰ	2		2	★
	学校保健学課題研究Ⅱ	2		2	★
	修了所要単位		18		
他領域科目	ヘルスケア組織論	1	選択	2	★ ●
	小児健康生活論	1		2	●
	地域／公衆衛生看護特論	1		2	●
目的に応じて履修する科目		-	選択		
〔学校保健学 実践リーダーコース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

●は、養護教諭専修免許状を取得する際に単位が認定される教職課程科目（24単位以上の修得が必要）

表27 看護情報学専門領域 実践リーダーコース

区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
看護学基盤科目	実践看護論(b)	1	必修	2	★
	看護研究法Ⅰ(b)	1		2	★
	看護研究法Ⅱ	1	選択	1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	修了所要単位		4		
関連教養科目	疫学統計	1	必修	2	★
	哲学的人間学Ⅰ	1	選択必修	2	2単位以上 選択必修
	心理療法原論	1・2		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	★
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	★
	人材育成開発論	1		2	★
	データヘルス	1・2		2	
	修了所要単位		4		
看護学共通科目	看護と保健政策	1	選択	2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
	看護コンサルテーション	2		2	
	看護ヘルスアセスメント	1		2	
	臨床病態診断学特論	1		2	
	ベッドサイドの臨床薬理	1		2	
	家族看護学	1		2	
	地域保健活動論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	修了所要単位				
実践 リーダーコース 共通科目	基礎課題ゼミナール	1	必修	2	★
	プロジェクトマネジメント	1	選択	2	★
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	★
	修了所要単位		2		
領域別専門科目	看護情報論	1	必修	2	★
	看護情報標準化論	1		2	★
	看護システム構築論	2		2	★
	プロジェクト研究基礎	1		2	★
	看護情報学実践研究Ⅰ	1		2	★
	看護情報学実践研究Ⅱ	2		2	★
	広域看護情報システム論	1	選択必修	2	★
	ケア支援システム演習Ⅰ	1		2	★
	ケア支援システム演習Ⅱ	2		2	★
	修了所要単位		16		
目的に応じて履修する科目		-	選択必修	4	
〔看護情報学 実践リーダーコース〕修了所要単位			30		

★主として夜間・土曜日開講

表28 災害看護学専門領域 災害看護グローバルリーダーコース

区分		授業科目	配当年次	単位数		備考	
看護学基盤科目		実践看護論(a)	1	必修	2		
		看護研究法Ⅰ(a)	1		2		
		看護倫理	1		2		
		看護研究法Ⅱ	1	選択	1		
		看護研究法Ⅲ	1		1		
	修了所要単位			6			
関連学際科目	関連教養科目	哲学的人間学Ⅰ	1	選択	2	★	
		心理療法原論	1・2		2		
		保健統計学	1		2		
		臨床疫学	1		2		
		保健福祉学	1		2		
		運動処方論	1		2		
		教育学特講	1		2		
		国際保健学	1		2		
		英語エッセイの書き方	1		2		
		疫学統計	1		2		★
		人間関係の心理学	1		2		★
		人材育成開発論	1		2		★
		データヘルス	1・2		2		
		修了所要単位					
	看護学共通科目	災害看護対象論	1	必修	2		
		看護と保健政策	1	選択	2		
		看護教育論	1		2		
		看護管理	1		2		
		看護コンサルテーション	2		2		
		看護ヘルスアセスメント	1		2		
		臨床病態診断学特論	1		2		
		ベッドサイドの臨床薬理	1		2		
		家族看護学	1		2		
		地域保健活動論	1		2		
	修了所要単位			2			
	他研究科科目	他研究科が開講する災害看護学関連科目			選択		
	コンソーシアム科目A	看護政策学特論	1・2	選択必修	1	◆ 東京科学大学	
環境防災学		1・2	1		◆ 高知県立大学		
災害時専門職連携演習		1・2	1		◆ 千葉大学		
HSH特講Ⅳ-2（赤十字と国際人道法）		1・2	2		◆ 日本赤十字看護大学		
<関連学際科目> 修了所要単位			12				
災害看護学専門科目	領域別専門科目	災害看護学総論	1	必修	2	◆	
		災害看護研究ゼミナール	1		2		
		災害グローバル看護実践論	2		2		
		実践看護研究（災害看護学）	2		3		
		災害看護フィールドワークⅠ	1	選択必修	1		◆ 2単位以上 選択必修
		災害看護フィールドワークⅡ	1・2		1		
		災害看護フィールドワークⅢ	1・2		1		
	コンソーシアム科目B	災害看護活動論（準備期）	1	選択必修	1	◆ 高知県立大学	
		感染症看護セミナー	1		1	◆ 高知県立大学	
		災害看護活動論（復旧・復興）	1		1	◆ 千葉大学	
		災害マネジメント論	1		1	◆ 千葉大学	
		災害看護学特論Ⅰ	1		2	◆ 東京科学大学	
		災害看護学特講Ⅰ	1		2	◆ 日本赤十字看護大学	
		<災害看護学専門科目> 修了所要単位			16		
〔災害看護学 災害看護グローバルリーダーコース〕 修了所要単位				34			

◆コンソーシアム科目

★主として夜間・土曜日開講

※コンソーシアム科目は10単位以上を選択必修とする。

※博士前期・後期5年一貫コースである。別表第2(博士後期課程)も併せて参照すること。

学 位 規 程

兵庫県立大学規程第109号

兵庫県立大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき兵庫県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号）第29条第2項及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号）第30条第4項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とし、その専攻分野の種類は、別表第1のとおりとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の研究科の修士課程及び博士前期課程（以下「前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学の研究科の博士後期課程（以下「後期課程」という。）又は一貫制博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与することができる。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び最終試験に合格したこと。

5 修士（専門職）の学位は、本学の研究科の専門職学位課程を修了した者に授与する。

6 前各項の規定により授与する学位記は、様式第1号から様式第8号までのとおりとする。

(在学者の学位論文提出手続)

第4条 研究科に在学する者が、学位論文を提出しようとするときは、研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定に基づき、修士又は博士の学位の授与に係る学位論文を提出しようとする者は、各研究科の定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。

(在学者の学位論文の審査)

第5条 研究科長は、学位論文の提出があったときは、研究科教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、研究科の教員のうちから3名以上の審査委員を選定して学位論文の審査を行わせるものとする。ただし、共同災害看護学専攻の学位論文の審査については別途定める。

2 教授会等において審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員のほか、他の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

4 博士論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議決により審査期限を延長することができる。

(在学者の最終試験)

第6条 審査委員（前条第2項の規定による審査委員を含む。）は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、筆記又は口頭により最終試験を行う。ただし、共同災害看護学専攻の最終試験の実施については別途定める。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第7条 第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位の申請をしようとする者が、学位論文を提出

しようとするときは、第4条第2項に規定する必要書類その他の資料に別に定める学位論文審査料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（博士課程を経ない者の学位論文の審査及び最終試験）

第8条 学長は、前条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、第5条の規定に準じて学位論文の審査を、第6条の規定に準じて最終試験を行わせるものとする。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第9条 第7条の規定による学位論文の提出があったときは、教授会等は、学位申請者の学力の確認を行うため3名以上の委員を選び、これを行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆記又は口頭による試験の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他の資料を提出させることがある。

4 教授会等が学力の確認の議決をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認）

第10条 研究科の後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。ただし、退学後1年以内に学位論文を提出した者は、課程博士申請者に準じて取り扱う。

2 前項本文に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、課程博士申請者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（学位論文及び審査料の不返還）

第11条 提出された学位論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

（学位授与の審議）

第12条 研究科長は、研究科の修士課程、前期課程及び後期課程に在学する者及び第10条第1項ただし書の規定による在学者とみなされる者にあつては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、第9条の規定により学力を確認された者及び第10条第2項の規定により後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とみなされた者にあつては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、教授会等において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 研究科長は、研究科の専門職学位課程に在学する者にあつては、研究科規程に従って修了所要単位以上を修得した者について、教授会等において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

3 前2項の規定に基づき審議を行う教授会等は、構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

（審議結果の報告）

第13条 研究科長は、前条第1項又は第2項の規定による教授会等の審議結果に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授与しようとする学位の種類
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 審議対象者の氏名及び学位の授与に関する教授会等の意見
- (4) 博士の場合にあつては、第3条第3項又は第4項のいずれの規定によるかの別
- (5) 博士の場合にあつては、学位論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の規定による報告に基づき学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべきものと決定した者にあつては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できないと決定した者にあつては、その旨を通知する。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3箇月以内にその学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、教授会等の承認を受けて当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用による公表とすることができる。この場合において、学長は、当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第17条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫県立大学の文字を付記するものとする。また、学位記の英語名称については、別表第2のとおりとする。

(学位の取消し)

第18条 学長は、修士、博士及び修士(専門職)の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会等の意見を聴いた上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けたことが判明したとき。

(2) 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に申請しなければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月12日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日改正）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日改正）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の種類

学 部	専 攻 分 野 の 種 類
経 済 学 部	経 済 学
経 営 学 部	経 営 学
国 際 商 経 学 部	経 済 学 又 は 経 営 学
社 会 情 報 科 学 部	社 会 情 報 科 学
工 学 部	工 学
理 学 部	理 学
環 境 人 間 学 部	環 境 人 間 学
看 護 学 部	看 護 学

2 修士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専 攻 分 野 の 種 類
経 済 学 研 究 科	経 済 学
社 会 科 学 研 究 科	経 済 学、経 営 学 又 は 国 際 経 営 学
工 学 研 究 科	工 学
物 質 理 学 研 究 科	理 学
生 命 理 学 研 究 科	理 学
理 学 研 究 科	理 学
環 境 人 間 学 研 究 科	環 境 人 間 学
看 護 学 研 究 科	看 護 学
応 用 情 報 科 学 研 究 科	応 用 情 報 科 学
シミュレーション学 研究科	シミュレーション学
情 報 科 学 研 究 科	情 報 科 学
地域資源マネジメント研究科	学 術
減 災 復 興 政 策 研 究 科	学 術

3 博士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専 攻 分 野 の 種 類
経 済 学 研 究 科	経 済 学
経 営 学 研 究 科	経 営 学
社 会 科 学 研 究 科	経 済 学 又 は 経 営 学
工 学 研 究 科	工 学
物 質 理 学 研 究 科	理 学
生 命 理 学 研 究 科	理 学
理 学 研 究 科	理 学
環 境 人 間 学 研 究 科	環 境 人 間 学
看 護 学 研 究 科	看 護 学
応 用 情 報 科 学 研 究 科	応 用 情 報 科 学
シミュレーション学 研究科	シミュレーション学
情 報 科 学 研 究 科	情 報 科 学
地域資源マネジメント研究科	学 術
減 災 復 興 政 策 研 究 科	学 術

4 修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専 攻 分 野 の 種 類
会 計 研 究 科	会 計
経 営 研 究 科	経営管理又はヘルスケア・マネジメント
社 会 科 学 研 究 科	会計、経営管理又はヘルスケア・マネジメント
緑環境景観マネジメント研究科	緑 環 境 景 観 マ ネ ジ メ ン ト

別表第2（第17条関係）

1 学 士

学 部	学 位 の 英 語 名 称
経 済 学 部	Bachelor of Economic
経 営 学 部	Bachelor of Business Administration
国 際 商 経 学 部	Bachelor of Economics 又は Bachelor of Business Administration
社 会 情 報 科 学 部	Bachelor of Social Information Science
工 学 部	Bachelor of Engineering
理 学 部	Bachelor of Science
環 境 人 間 学 部	Bachelor of Human Science and Environment
看 護 学 部	Bachelor of Science in Nursing

2 修 士

研 究 科	学 位 の 英 語 名 称
経 済 学 研 究 科	Master of Economics
社 会 科 学 研 究 科	Master of Economics、 Master of Arts in Business Administration 又は Master of Global Business Administration
工 学 研 究 科	Master of Engineering
物 質 理 学 研 究 科	Master of Science
生 命 理 学 研 究 科	Master of Science
理 学 研 究 科	Master of Science
環 境 人 間 学 研 究 科	Master of Human Science and Environment
看 護 学 研 究 科	Master of Science in Nursing
応 用 情 報 科 学 研 究 科	Master of Applied Informatics
シミュレーション学 研 究 科	Master of Simulation Studies
情 報 科 学 研 究 科	Master of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Master of Philosophy
減 災 復 興 政 策 研 究 科	Master of Philosophy

3 博 士

研 究 科	学 位 の 英 語 名 称
経 済 学 研 究 科	Doctor of Philosophy in Economics
経 営 学 研 究 科	Doctor of Philosophy in Business Administration
社 会 科 学 研 究 科	Doctor of Philosophy in Economics 又は Doctor of Philosophy in Business Administration
工 学 研 究 科	Doctor of Engineering
物 質 理 学 研 究 科	Doctor of Science
生 命 理 学 研 究 科	Doctor of Science
理 学 研 究 科	Doctor of Science
環 境 人 間 学 研 究 科	Doctor of Human Science and Environment
看 護 学 研 究 科	Doctor of Philosophy in Nursing
応 用 情 報 科 学 研 究 科	Doctor of Philosophy in Applied Informatics
シミュレーション学 研 究 科	Doctor of Simulation Studies
情 報 科 学 研 究 科	Doctor of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Doctor of Philosophy
減 災 復 興 政 策 研 究 科	Doctor of Philosophy

4 修 士（専門職）

研 究 科	学 位 の 英 語 名 称
会 計 研 究 科	Master of Professional Accountancy
経 営 研 究 科	Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
社 会 科 学 研 究 科	Master of Professional Accountancy、 Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
緑環境景観マネジメント研究科	Master of Landscape Design and Management

様式第1号（第3条関係）

学位記	
大学 之印	氏名
年 月 日生	
本学〇学部〇〇学科所定の 課程を修め本学を卒業した ので学士（〇〇学）の学位 を授与する	
年 月 日	
兵庫県立大学 印	
学〇 第×××××号	

様式第2号（第3条関係）

学位記	
大学 之印	氏名
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻 の修士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので修士 （〇〇学）の学位を授与する	
年 月 日	
兵庫県立大学 印	
修〇 第×××××号	

様式第3号（第3条関係）

学位記	
大学 之印	氏名
年 月 日生	
本学大学院○○研究科○○専攻 の博士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので博士 （○○学）の学位を授与する	
論文題目	
年 月 日	
兵庫県立大学	印
博○ 第×××××号	

様式第4号（第3条関係）

学位記	
大学 之印	氏名
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の 審査及び試験に合格したので 博士（○○学）の学位を授与す る	
論文題目	
年 月 日	
兵庫県立大学	印
論博○ 第×××××号	

様式第5号（第3条関係）

学位記		大学 之印	氏名	年 月 日生	専攻 ○○研究科○○専攻 の専門職学位課程において所定 の単位を修得し課程を修了した ので○○修士（専門職）の学位 を授与する	年 月 日	兵庫県立大学 印	専攻 ○○第×××××号
-----	--	----------	----	--------------	--	-------------	-------------	-----------------

様式第6号（第3条関係）

学位記		大学 之印	氏名	年 月 日生	学 籍 兵庫県立大学	兵庫県立大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学 研究科、東京科学大学大学院保健衛生学研究科、千葉大学大学 院看護学研究科及び日本赤十字看護大学大学院看護学研究科の 共同災害看護学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学 位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学 位を授与する	論文題目 災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを証する	年 月 日	兵庫県立大学 印	高知県立大学 印	東京科学大学 印	千葉大学 印	日本赤十字看護大学 印	博 看 第×××××号
-----	--	----------	----	--------------	------------------	--	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------	----------------	-------------------

様式第7号（第3条関係）

University of Hyogo	
Hereby Confers upon	
<氏名>	
Date of Birth : <月><日>、<年>	
the Degree of	
Bachelor of Economics	
in Recognition of the Fulfillment of the	
Requirements in the School of	
Economics and Management	
<月><日>、<年>	
之 大 印 学	Signature <学長名英文サイン> President of University of Hyogo
B-〇〇 No. ×××××	

注記：国際商経学部グローバルビジネスコースの卒業生に対し、様式第1号による学位記に加えて授与する。

様式第8号（第3条関係）

University of Hyogo	
Hereby Confers upon	
<氏名>	
Date of Birth : <月><日>、<年>	
the Degree of	
Master of Global Business Administration	
in Recognition of the Fulfillment of the	
Requirements and Successful	
Completion of a Master's Thesis	
in the Department of Global Business,	
Graduate School of Social Sciences	
<月><日>、<年>	
之 大 印 学	Signature <学長名英文サイン> President of University of Hyogo
M-GBSS No. ×××××	

注記：社会科学部研究科グローバルビジネス専攻の修了生に対し、様式第2号による学位記に加えて授与する。

兵庫県立大学長期履修規程

平成25年兵庫県立大学規程第108号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。）第16条第2項及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。）第16条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学における長期履修（大学学則第8条に規定する修業年限又は大学院学則第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を申請することができる学生は、本学に在学する者及び入学する予定の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、在学期間を通算した年が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者、第6条第1項で定める長期履修の取りやめを認められた者並びに第7条で定める長期履修の許可を取消された者を除く。

- (1) 定まった職業を有する者（自営業及びフルタイムの有職者と同等の勤務状況にあると認められる臨時雇用を含む）
- (2) 家事、育児、介護等を行う必要のある者
- (3) 障がいのある者
- (4) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を願ひ出る者は、長期履修許可願（様式第1号）に長期履修計画書（様式第2号）と次の各号のいずれかの証明書類を添え、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

- (1) 会社等に勤務する者は、所属長の在職証明書
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者は、家事、育児、介護等に従事していることの証明書又は申立書
- (3) 障がいがあることを証明するもの
- (4) 本人の健康状態を理由として申請する者は、医師の診断書等
- (5) その他学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）が提出を求める書類

(許可)

第4条 長期履修の許可は、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、学長が行う。

(長期履修の開始時期、期間及び在学年限)

第5条 長期履修を認める期間（以下「長期履修期間」という。）については、学年の初め（兵庫県立大学学則第18条及び兵庫県立大学大学院学則第18条）を開始日とし、年を単位として決定する。

2 長期履修期間は、大学学則第9条及び大学院学則第7条に規定する在学年限を超えることができない。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修を許可された者（以下「長期履修者」という。）が第2条で定める対象者から該当しなくなった場合は、次年次から履修期間を当該課程の修業年限又は標準修業年限に相当する年限に変更することを申し出ることとし、長期履修期間変更申請書（様式第3号）を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

2 前項のほか、長期履修者が長期履修期間を変更する事由が生じた場合であって、長期履修期間の短縮

又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第3号）を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

3 長期履修期間の変更は、当該課程において1回限りとする。

（許可の取消し）

第7条 学長は、長期履修者が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、教授会等の意見を聴いたうえで、長期履修の許可を取消することができる。

（授業料）

第8条 長期履修者に係る授業料の取扱いは、兵庫県立大学授業料等に関する規程の定めるところによる。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する学生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 各学部及び研究科（以下「学部等」という。）は、履修の手引及び講義要目等において、本要綱を学生に周知するものとする。

(成績に対する確認)

第3条 学生は、成績評価の理由など確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）に対し、次の方法により確認することができるものとする。

- (1) 全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目、教職課程科目及び大学院で履修する科目（以下「大学院科目」という。）
 - ① 担当教員に直接確認する。
 - ② 所属学部等の学務所管課（以下「所管課」という。）を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認する。
- (2) 全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）及び専門教育科目に位置付けられない副専攻履修者のみが履修可能な科目（以下「副専攻科目」という。）

副専攻運営機関を通じて、担当教員に確認書を提出し、確認する。
- 2 前項第1号により学生から確認依頼を受けた担当教員は、直接、当該学生に確認結果を回答するものとする。
- 3 第1項1号②及び第1項第2号により学生から所管課又は副専攻運営機関を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、所管課又は副専攻運営機関を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。
- 4 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を所管課又は副専攻運営機関に通知しなければならない。

(確認依頼受付期間)

第4条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として7日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項、第5条第1項、第7条及び第9条において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に学部等の卒業又は修了判定対象者であり、確認を行おうとする成績が学部等の卒業又は修了判定に関わる場合及び3月1日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第5条 第3条第1項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は所管課を通じて確認書を受理した日から原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、所管課又は副専攻運営機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

第6条 学生は、第3条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られな

かった場合に限り、不服申立てができるものとする。

(1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案

(2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案

(3) 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

2 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、次の各号のとおり「成績に対する不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を提出するものとする。

(1) 専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目及び大学院科目

所管課を通じて、所属する学部等の長(以下「部局長」という。)に対し提出

(2) 全学共通科目及び教職課程科目

所管課を通じて、高等教育推進機構長に対し提出

(3) 副専攻科目

副専攻運営機関を通じて、履修する副専攻運営機関の長(以下「副専攻運営機関長」という。)に対し提出

(不服申立て受付期間)

第7条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第3条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(審査)

第8条 部局長、高等教育推進機構長及び副専攻運営部門長(以下「部局長等」という。)は、第6条第2項による不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。ただし、不服申立書が第6条第1項に該当しないときは、不服申立てを却下することができるものとする。この場合において、所管課及び副専攻運営機関を通じて、速やかに当該学生に「成績に対する不服申立却下通知書」(以下「却下通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の審査方法は、部局長等が別に定めるものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 部局長等は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第1項の不服申立書を受理した日から14日以内に、所管課又は副専攻運営機関を通じて、「成績に対する不服申立回答書」(以下「不服申立回答書」という。)により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子媒体によって通知することができるものとする。

(再審の不可)

第10条 学生は、前条第1項の不服申立回答書及び第8条第1項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

成績に対する確認書

学部・研究科

学科・コース等

年次 学籍番号

氏名

連絡先

年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

授業科目区分 (該当科目に○)	専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目、大学院科目
	全学共通科目、教職課程科目
	副専攻科目
科目名:	担当教員名:
【理由】 ※詳しく記入して下さい。	

年 月 日

教員回答欄 (該当番号に○)

担当教員名: _____

- 1 現成績評価のとおり
- 2 下記のとおり評価を訂正します。(該当記号に○し、評語又は評点を記載)
ア 評語 (から へ訂正) イ 評点 (から へ訂正)

【回答理由】 ※1または2の理由を記入して下さい。

副プログラム規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院看護学研究規程（平成25年兵庫県立大学大学院看護学研究科規程第1号）第5条に基づき、副プログラム関し必要な事項を定めるものとする。

(副プログラムの目的)

第2条 看護学研究科の専門領域以外の特定分野についてプログラムを提供し、学生の知的探究心と資質に即した多元的理解力、複合的な専門知識及び学際的な視野を身に付けさせ、柔軟な発想力や応用力、総合的理解力を育成することを目的として次の副プログラムを置く。

一 データヘルス副プログラム

(副プログラムの構成)

第3条 副プログラムを構成する授業科目、履修資格、及び修了要件単位数等は別に定める。

(修了認定の要件)

第4条 副プログラムの修了を認定することができる学生は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- 一 当該学生の専門領域の修了要件を満たすものであること。
- 二 当該副プログラムで定める所定の単位を修得しているものであること。

(修了認定の申請)

第5条 副プログラムの修了認定を受けようとする学生は、修了年次の所定の期日（論文提出締め切り）までに副プログラムの修了認定に係る申請を行わなければならない。

(修了認定)

第6条 副プログラムの修了認定は、大学院修了判定の際に行う。

(修了認定証書の授与)

第7条 研究科長は、副プログラムの修了認定を受けた者に副プログラム修了認定証書（様式1）を授与するものとする。

2 称号授与の名称は別表1のとおりとする。

(雑則)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

第〇〇〇号
兵庫県立大学大学院看護学研究科 副プログラム修了証
氏 名 学籍番号
本研究科が実施する副プログラム「〇〇」を修了したことを認め、「〇〇」の称号を授与する。
年 月 日
兵庫県立大学大学院 看護学研究科長 ○ ○
研究科 長印

別表第 1

副プログラム名	授与称号
データヘルス	データヘルス・アソシエイト

5 大学災害看護コンソーシアム協定に基づくコンソーシアム科目の履修について

高知県立大学，兵庫県立大学，東京科学大学，千葉大学及び日本赤十字看護大学の5大学災害看護コンソーシアムに関する協定書（以下、協定書という。）に基づき、本学看護学研究科の学生は、協定に参画する他大学院の提供する科目（コンソーシアム科目）を履修することができる。

1. コンソーシアム科目

科目名	単位数	種別	提供大学院
災害看護活動論（準備期）	1	講義	高知県立大学大学院
環境防災学	1	講義	
感染症看護セミナー	1	講義	東京科学大学大学院
看護政策学特論	1	講義	
災害看護学特論Ⅰ	2	講義	
災害マネジメント論	1	講義	千葉大学大学院
災害看護活動論（復旧・復興期）	1	講義	
災害時専門職連携演習	1	演習	
HSH特講Ⅳ-2（赤十字と国際人道法）	2	講義	日本赤十字看護大学大学院
災害看護学特講Ⅰ	2	講義	
災害グローバル看護実践論	2	講義	兵庫県立大学大学院
災害看護フィールドワークⅠ	1	実習	
災害看護フィールドワークⅡ	1	実習	

2. 対象学生

本学看護学研究科（博士前期・後期課程）の学生は、特別聴講生として他大学院が提供するコンソーシアム科目を履修することができる。

3. 大学院のコンソーシアム科目の履修手続き

- 学生は、履修しようとする科目を提供する大学に『特別聴講学生』の申請を行う。特別聴講学生の手続きは、大学ごとに異なるため、各大学の指示する申請手順に従う。
- 学生は、提供大学より履修が許可された科目について、研究科長に報告する（様式1を学務課へ提出）

【他大学への特別聴講学生の申請】

- 各学生は、履修を希望する科目を提供する大学へ特別聴講学生の申請手続きを各自で行う。
- 申請期日、申請書提出先及び申請に必要な書類は、各大学で定める。

＜各大学の申請時期＞

	高知県立大学	日本赤十字看護大学	東京科学大学	千葉大学
在学学生	学年または学期の始め4週間以内	4月7日～4月11日	4月7日～4月11日 (授業開始前)	4月7日～4月11日
新入生	学年または学期の始め4週間以内	4月7日～4月11日	4月7日～4月11日 (授業開始前)	4月7日～4月11日

＜履修許可＞

- 特別聴講生としての履修の可否については、科目を提供する各大学で判断される。履修希望者が多い科目については特別聴講生の選考が行われ、当該年度での履修が許可されない場合もある。
- 履修可否の結果が学生に直接通知される場合は、学生は申請科目の履修の可否について指導教員に報告する。
- 履修可否の結果が大学長宛に回答される場合は、学務課より当該学生に結果を通知する。

＜各大学の選考と結果の通知方法＞

高知県立大学	日本赤十字看護大学	東京科学大学	千葉大学
研究科委員会等で承認が得られたのち、派遣大学長あてに回答	5月の研究科教務委員会・研究科委員会に諮り、5月末までに許可証を送付	4月上旬から5月上旬の学内会議に諮り、承認されたら各大学研究科長あてに本学研究科長から特別聴講学生受入許可の回答を送付	5月の学内会議に諮り、承認後に郵送で本人に連絡

4. 卒業所要単位数に算入について

- ・災害看護グローバルリーダーコースの学生については、コンソーシアム科目（本学提供のコンソーシアム科目を含め合計10単位以上）の履修を修了要件としており、他大学院が提供する科目については、15単位を超えない範囲で卒業所要単位数に算入できる。

5. コンソーシアム科目の修得単位認定の申請について

- ・他大学が提供するコンソーシアム科目の単位修得については、各大学から本人宛に「単位修得証明書」が発行される。
- ・他大学が提供するコンソーシアム科目の修得単位を本学における科目の修得単位として認定を求める場合は、「他大学院におけるコンソーシアム科目修得単位認定申請願」（様式2）にコンソーシアム科目の単位修得証明書（原本）を添えて申請する。
- ・申請時期は、修士の学位申請時（前期課程2年1月末日）とする。これ以降に新たな科目を履修し単位を修得した場合は、②博士論文計画書提出時、もしくは③博士の学位申請時に申請する。